西尾市一般廃棄物処理基本計画

令和４年３月

西尾市

目次

第１編　ごみ処理基本計画..... 1-1

第１章　計画の概要 1-1

1. 計画の目的 1-1

2. 計画の位置づけ 1-1

3. 計画期間..... 1-1

4. SDGs の観点..... 1-2

5. 一般廃棄物処理行政の動向 1-3

6. 共同処理の観点 1-3

7. 計画の進行管理・推進体制 1-4

第２章　地域の概況..... 1-5

1. 地域の特性 1-5

2. 人口及び世帯..... 1-7

3. 産業の動向 1-10

4. 土地利用.....1-14

5. 将来計画・地域計画 1-16

第３章　ごみ処理の現状.....1-18

1. ごみ処理の概要 1-18

2. ごみの排出量及びその性状 1-31

3. ごみ処理の実績 1-43

第４章　問題点・課題の抽出 1-49

1. 発生抑制・資源化における課題 1-49

2. 中間処理・最終処分場における課題 1-50

第５章　ごみ処理基本計画 1-51

1. 基本方針の設定 1-51

2. 人口の将来予測 1-59

3. ごみ発生量の予測（現状推移） 1-61

4. 目標の達成状況 1-69

5. 施策の効果を見込んだごみ発生量の予測 1-70

6. ごみの減量化のための方策 1-78

7. 分別区分 1-85

8. 収集・運搬計画 1-86

9. 中間処理施設計画 1-87

10. 最終処分場計画 1-89

11. その他 1-90

第 2 編　生活排水処理基本計画 2-1

第 1 章　基本的事項 2-1

1. 計画の目的 2-1

2. 計画の位置づけ 2-1

3. 計画期間 2-1

4. 計画の進行管理 2-1

第 2 章　生活排水処理の現状 2-2

1. 生活排水処理の現状 2-2

2. 収集・運搬の現状 2-10

3. 中間処理及び最終処分の現状 2-12

4. 放流先海域の水質状況 2-17

第 3 章　問題点・課題の抽出 2-24

1. 水質に関する課題 2-24

2. 下水道整備に関する課題 2-24

3. し尿処理施設に関する課題 2-24

第 4 章　生活排水処理基本計画 2-25

1. 基本方針 2-25

2. 生活排水処理主体 2-25

3. 生活排水処理に関する目標 2-25

4. 生活排水を処理する区域及び人口の予測 2-26

5. 施設及び整備計画の概要.....2-28

6. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測.....2-30

7. 発生抑制計画.....2-31

8. 施設整備に関する事項.....2-31

9. し尿・汚泥処理計画.....2-32

10. 生活排水の処理に関するその他の事項.....2-33

第１編　ごみ処理基本計画

第１章　計画の概要

1. 計画の目的

現在、我が国においては、

①環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正

③容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）等のリサイクル関連法の整備

等が進められ、循環型社会への転換が求められています。

このような状況を踏まえ、西尾市（以下「本市」という。）では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的として平成 23 年度に一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、平成 28 年度には本計画の中間見直しを行いました。さらに 5 年が経過し、本市では、一般廃棄物の発生状況等の変化に対応するため、目標値や施策の実施状況に対する評価を行い、計画の中間的な見直しをするとともに、新たな施策等を検討し、本市におけるごみ減量・資源化のさらなる充実拡大を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条に基づく法定計画であり、「第 7 次西尾市総合計画後期計画」、「第 2 次西尾市環境基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、「愛知県廃棄物処理基本計画」及び本市の諸施策との整合を図るものとします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度から令和 8 年度までの 15 年間であり、目標年度は令和 8 年度としています。

また、本計画は、概ね 5 年後及び社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合に見直しを行うものとしており、本年度がその見直し年度となっています。

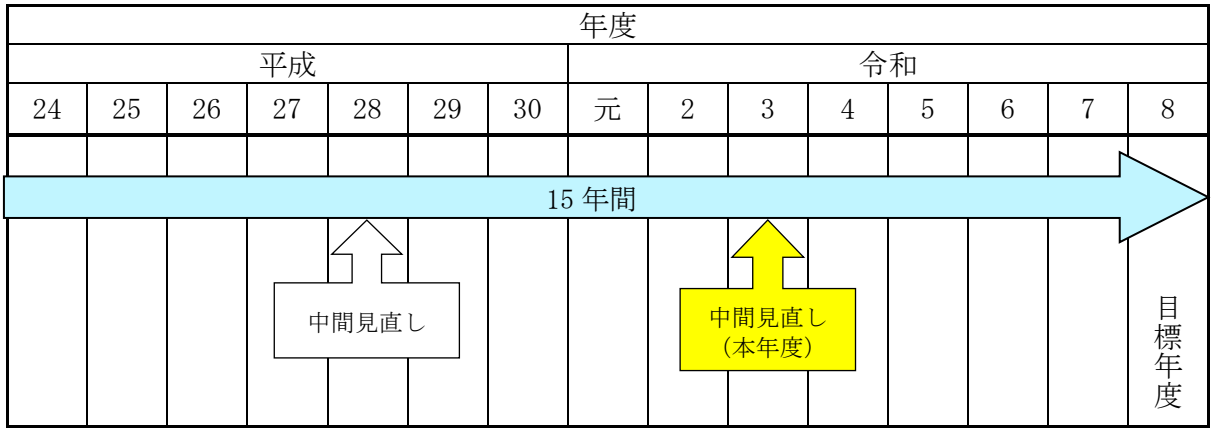

図 1.3.1　計画期間

4. SDGs の観点

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向け、令和 12（2030）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

平成 28（2016）年には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGs の 17 のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあり、本市としても SDGs の達成に貢献していきます。

出典：国際連合広報センター

図 1.4.1　SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴール（目標）

廃棄物分野において、SDGs の目標を達成するために関連する主な内容は以下のとおりです。

SDGs の目標を達成するために廃棄物分野に関連する主な内容

- 使い捨て型ライフスタイルの見直しなどによる廃棄物発生量の削減（12）
- 食品ロス対策などによる資源ロスの削減（12）
- 廃棄物の循環利用のさらなる促進（12）
- 廃棄物エネルギーの利活用促進（7）
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上（6、11、14）
- プラスチックごみ対策による海洋汚染の防止（6、14）
- 災害廃棄物対策（11）
- 生活排水の適正処理による汚濁負荷の低減（6、14）

※（　）内は、各取り組みを実施することで、目標の達成の実現につながる SDGs の目標の番号を示す。

5. 一般廃棄物処理行政の動向

近年の廃棄物関連法の動向をみると、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されたほか、平成 27 年 7 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）の一部改正が公布されています。

また、令和元年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が成立しました。同法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として定めています。さらに、令和元年 7 月に、食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が公表され、基本理念に食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割が記載されています。

海洋プラスチックごみ問題等の対応を契機に、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。同法は、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、プラスチック廃棄物の発生抑制や再資源化に資する環境配慮設計等の基本方針を示しています。

国の廃棄物関連計画の策定状況をみると、平成 30 年 4 月に「第五次環境基本計画」が策定されたほか、平成 30 年 6 月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられ、その実現に向けて概ね令和 7 年までに国が講ずべき施策が示されています。

愛知県の廃棄物関連計画の策定状況をみると、平成 29 年 3 月には「愛知県廃棄物処理計画」が策定され、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒの促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、地域循環圏づくりの推進などに関する基本的な方向が示されています。また、令和 3 年 2 月に「第 5 次愛知県環境基本計画」が策定されました。同計画では、「SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する『環境首都あいち』」を目標に掲げています。

本計画は、廃棄物関連法や国、県において策定された最新の廃棄物関連計画との整合性を図りながら見直しを行いました。

6. 共同処理の観点

愛知県は、平成 21 年 3 月に「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 20 年度～平成 29 年度)」を策定しており、本市、岡崎市及び幸田町を「岡崎西尾ブロック」に位置付けています。

本市､岡崎市及び幸田町の 2 市 1 町は､岡崎西尾地域広域化ブロック会議を定期的に開催しており、ごみ処理の広域化・施設の集約化を進めています。

現在、ごみ処理施設の集約化を目指し、西尾市クリーンセンターごみ焼却施設と岡崎市八帖クリーンセンター1 号炉での処理を統合すべく、新しい広域ごみ処理施設の整備を進めています。平成 30 年度から令和元年度にかけて用地選定を行い、次期広域ごみ処理施設の建設予定地は、西尾市クリーンセンターの敷地内とし、本市が主体となって新しい処理施設の整備を行うことが決定しています。

このことから、令和２年６月には、西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議が新たに設置され、本市では、岡崎市及び幸田町と連携を図り、必要な事項の検討・調整を進めています。

7. 計画の進行管理・推進体制

7.1 進行管理

施策や事業を推進し、本計画をより実効性のあるものとするため、庁内連絡調整会議において、各事業の進行管理を行っていきます。

また、社会経済情勢等、本市を取り巻く環境の大きな変化が見られた場合、必要に応じて計画の見直しは行います。

7.2 推進体制

本計画は、図 1.7.1 に示す体制で推進していきます。

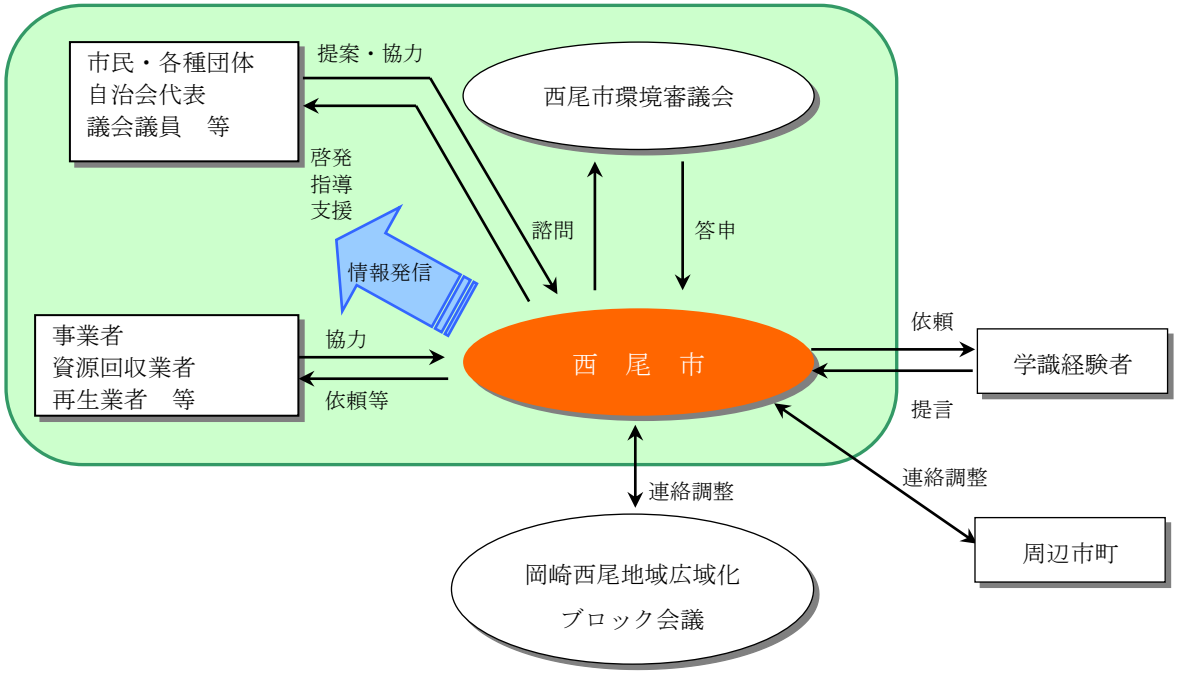

図 1.7.1　推進体制

第２章　地域の概況

1. 地域の特性

1.1 地理

本市は、平成 23 年 4 月 1 日に西尾市及び旧幡豆郡の一色町、吉良町及び幡豆町が合併して現在の市域となりました。

本市は、愛知県の中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は 161.22km² で、愛知県全体の 3.1%を占めています。

東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市に接し、南の三河湾には佐久島、梶島、前島、沖島が点在しています。

なお、中部圏の中心である名古屋市から 45km 圏内にあることから、ベッドタウンとしての一面も持っています。

表 2.1.1　行政面積

自治体名	行政面積（km²）
西尾市	161.22

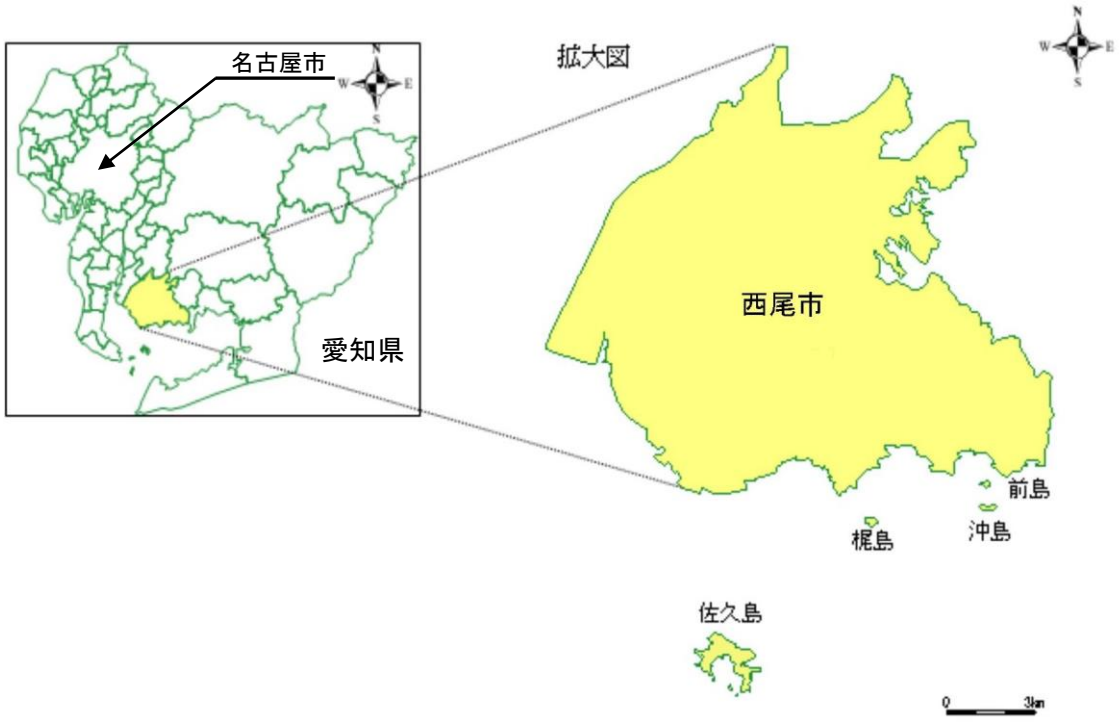

出典：西尾の統計

図 2.1.1　行政区域図

1.2 自然・歴史

(1) 自然

本市は、矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、かつての矢作川本流（現矢作古川）に沿って形成された、標高 10m以下の低地が広がっています。

一方、東部は標高 349mの主峰三ヶ根山を頂点とする山地で、南は三河湾で太平洋に面しています。三ヶ根山や湾内の諸島を含む一帯は、三河湾国定公園に指定されており、風光明媚な行楽地となっています。

本市の気候は、太平洋側気候に分類され、温暖であるため、真冬でも氷点下を下回ることはまれです。冬季の平均気温も概ね 5℃以上あり、降雨量もそれほど多くはないため、過ごしやすい気候です。

表 2.1.2　気象の概況

区分	月別平均気温（℃）			平均気温（℃）(平成22～令和元年)	月別降水量（mm）			平均降水量（mm）(平成22～令和元年)
	平成29年	平成30年	令和元年		平成29年	平成30年	令和元年	
1月	5.2	4.3	5.5	4.8	39.0	63.5	18.0	42.0
2月	5.6	4.9	7.3	5.8	35.0	21.0	51.5	74.4
3月	8.6	11.2	10.1	9.5	88.0	177.0	67.0	110.7
4月	14.7	16.4	14.2	14.6	111.5	165.0	104.5	109.4
5月	20.1	19.5	20.0	19.5	69.5	212.0	165.5	118.1
6月	22.0	23.1	22.8	22.9	130.0	173.0	146.0	140.9
7月	28.1	28.7	25.6	27.4	45.5	108.0	276.0	127.7
8月	28.5	29.2	28.6	28.5	130.0	94.5	142.0	89.3
9月	24.0	23.9	26.6	24.8	90.5	404.0	84.0	227.6
10月	18.3	19.0	20.6	19.3	602.5	43.0	411.5	186.9
11月	12.0	14.1	13.7	13.1	50.5	62.0	30.0	62.4
12月	6.1	8.5	9.1	7.5	34.0	53.0	53.5	55.4

出典：西尾の統計

(2) 歴史

本市の歴史は古く、史跡や名所が点在するほか、伝統的な祭りや芸能が数多く伝承されています。矢作川の堆積作用で形成された肥沃な平地には、その温暖な気候と相まって、古くは縄文のころより人々の暮らしが営まれていました。

江戸時代には、西尾藩とその周囲の様々な領主の所領となり、明和元年（1764 年）に松平家の居城になると、六万石の城下町として大いに賑わいをみせ、今も城下町のなごりを残しています。

明治 2 年（1869 年）に大政が奉還されると、同 4 年の廃藩置県により、西尾藩は西尾県となり、さらに同年 11 月には、三河全部と知多を併せた額田県となりました。その後も、明治維新におけるめまぐるしい地方自治制の変遷により、額田県が愛知県に入る等、現在の西尾市を構成する地域も合併、分裂を繰り返しました。直近では、平成 23 年 4 月 1 日に西尾市及び旧幡豆郡の一色町、吉良町及び幡豆町が合併して現在の西尾市を形成しています。

2. 人口及び世帯

2.1 人口及び世帯数

人口、世帯数及び 1 世帯当たり人口の推移を表 2.2.1、図 2.2.1 及び図 2.2.2 に示します。

人口は、平成 22 年度から令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和 2 年度は減少し、171,537 人となっています。

一方、世帯数は平成 22 年度から令和 2 年度まで増加し続け、令和 2 年度は 65,810 戸となっており、1 世帯当たりの人口は 2.61 人/戸となっています。

表 2.2.1　行政区域内人口・世帯数・1 世帯当り人口

区分	人口（人）	世帯数（戸）	1世帯当たり人口（人/戸）
平成22年度	169, 100	56, 302	3. 00
平成23年度	169, 450	57, 104	2. 97
平成24年度	170, 036	58, 152	2. 92
平成25年度	169, 889	58, 807	2. 89
平成26年度	170, 166	59, 627	2. 85
平成27年度	170, 409	60, 724	2. 81
平成28年度	171, 162	62, 022	2. 76
平成29年度	171, 771	63, 195	2. 72
平成30年度	172, 011	64, 185	2. 68
令和元年度	172, 403	65, 524	2. 63
令和2年度	171, 537	65, 810	2. 61

※各年 10 月 1 日現在。
出典：西三河の統計

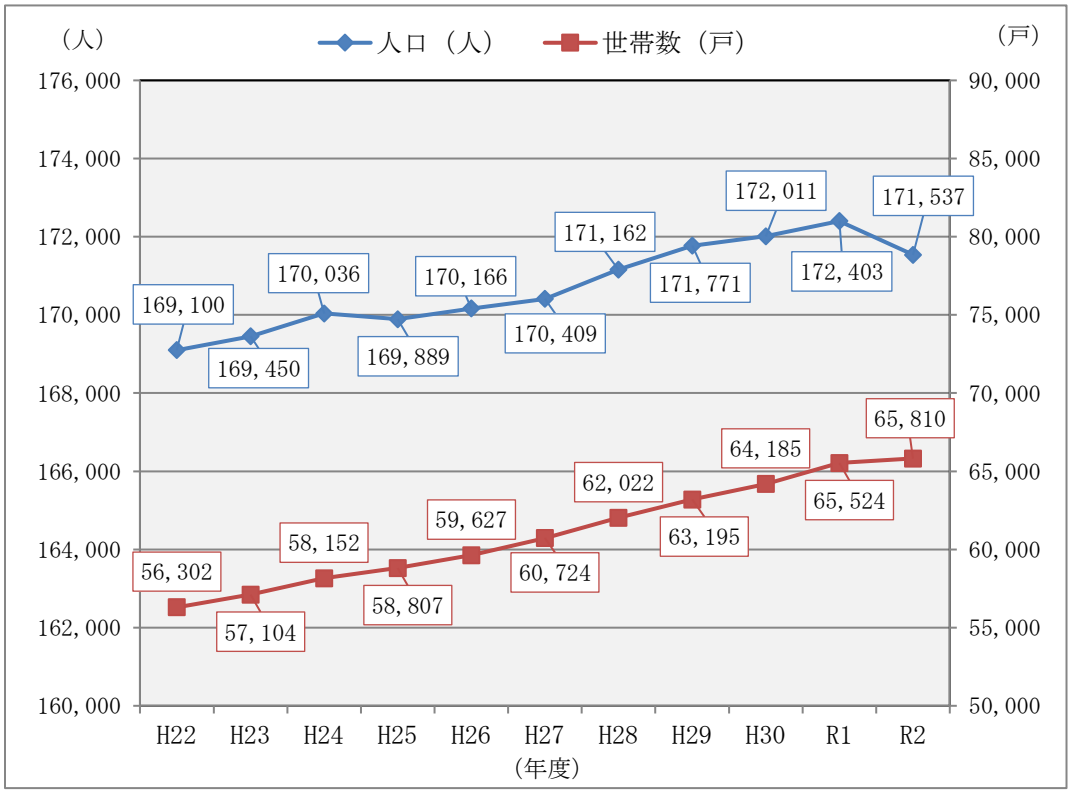

図 2.2.1　行政区域内人口・世帯数

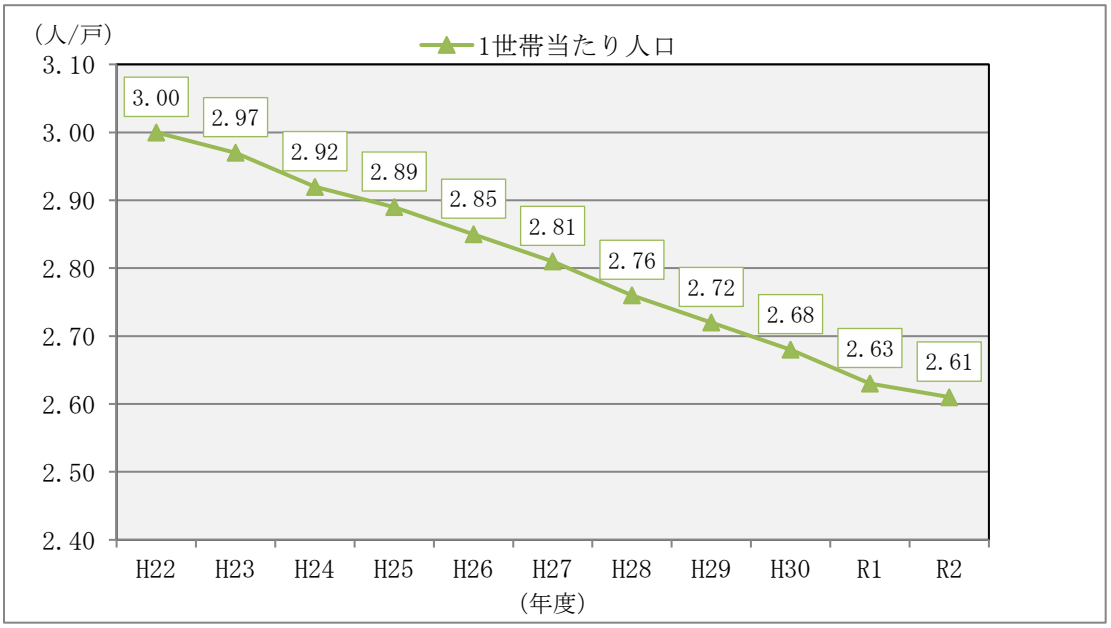

図 2.2.2　１世帯当り人口

2.2 人口構成

平成 22 年度から令和 2 年までの年齢別人口の推移を表 2.2.2 に、年齢層構成比の推移を図 2.2.3 に示します。

幼年人口は 14.8%から 13.9%、生産年齢人口は 64.7%から 60.7%までそれぞれ減少傾向である一方、老齢人口は 20.5%から 25.4%まで顕著な増加傾向にあります。

表 2.2.2　年齢別人口の推移

区　分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼年人口	人口（人）	24,985	25,061	25,020	24,909	24,862	24,637
0～14歳	構成比（%）	14.8	14.8	14.7	14.7	14.6	14.5
生産年齢人口	人口（人）	109,479	109,312	108,567	107,146	106,099	105,518
15～64歳	構成比（%）	64.7	64.5	63.8	63.1	62.4	61.9
老齢人口	人口（人）	34,636	35,077	36,449	37,834	39,205	40,254
65歳以上	構成比（%）	20.5	20.7	21.4	22.3	23.0	23.6
計	人口（人）	169,100	169,450	170,036	169,889	170,166	170,409
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

区　分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼年人口	人口（人）	24,586	24,607	24,412	24,241	23,905
0～14歳	構成比（%）	14.4	14.3	14.2	14.1	13.9
生産年齢人口	人口（人）	105,304	105,199	104,980	105,037	104,071
15～64歳	構成比（%）	61.5	61.2	61.0	60.9	60.7
老齢人口	人口（人）	41,272	41,965	42,619	43,125	43,561
65歳以上	構成比（%）	24.1	24.4	24.8	25.0	25.4
計	人口（人）	171,162	171,771	172,011	172,403	171,537
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※[1] 各年 10 月 1 日現在

※[2] 各人口区分の構成比は端数を四捨五入しているため、合計しても 100.0%にならない場合があります。

出典：西三河の統計

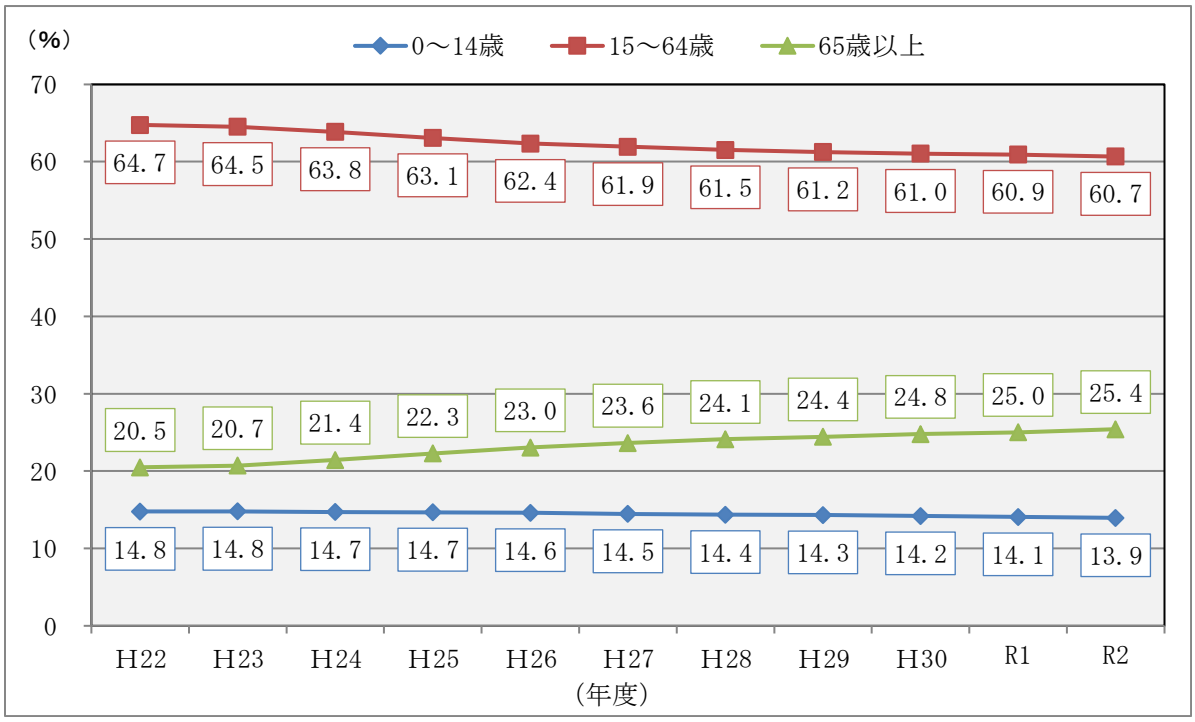

図 2.2.3　年齢層構成比の推移

令和 2 年 10 月における 5 歳別人口を図 2.2.4 に示します。

5 歳別人口は、45 歳～49 歳の年齢層を頂点として、若年齢層は男女とも徐々に減少傾向を示しています。本計画の策定時（平成 23 年度）は、35 歳～39 歳の年齢層を頂点とした減少傾向であったため、傾向が変わらないまま出産が減少していることが分かります。

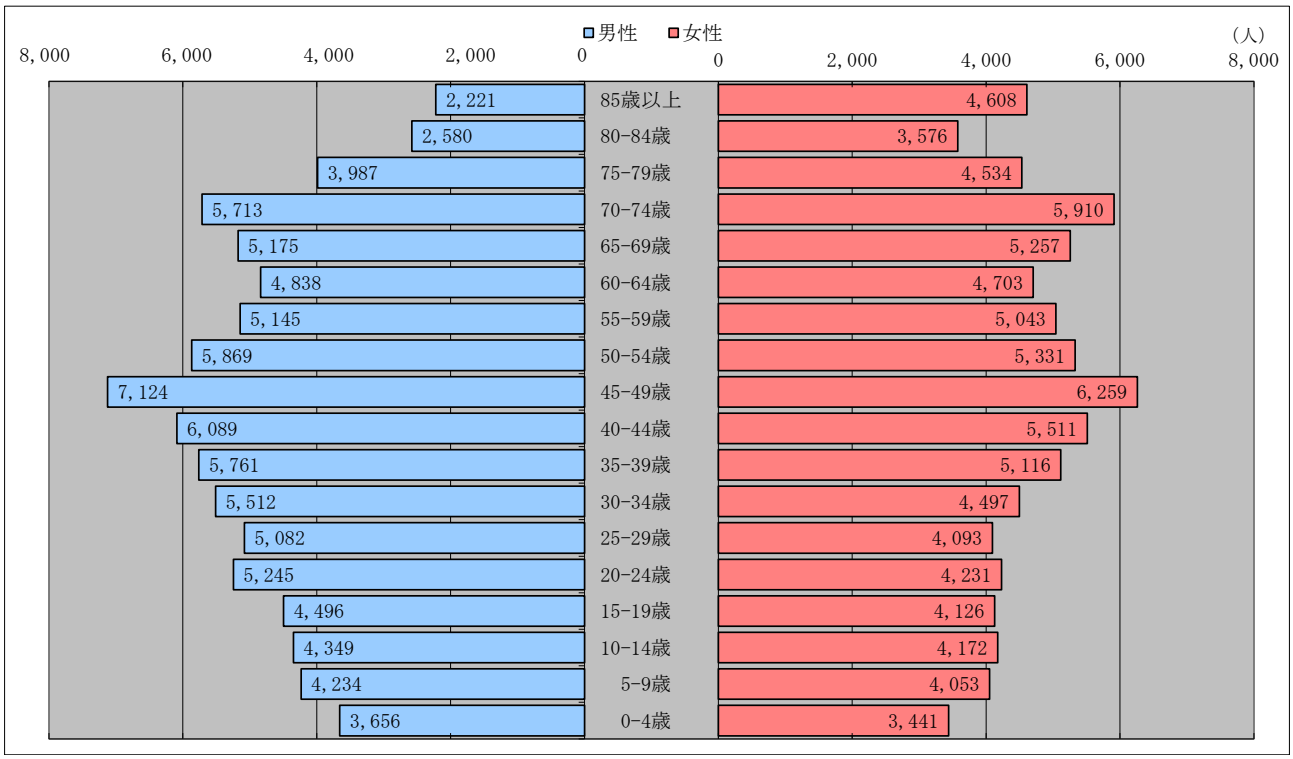

図 2.2.4　5 歳別人口（令和 2 年 10 月 1 日）

3. 産業の動向

3.1 就業人口

産業別就業者人口の推移を表 2.3.1 に示します。

本市の平成 27 年度における産業別就業人口の構成比は、第１次産業が 5.7%、第２次産業が 44.0%、第 3 次産業が 48.1%となっています。平成 22 年度との比較では、第 1 次産業についてはわずかに減少しましたが、第 2 次産業及び第 3 次産業については、増加しています。

表 2.3.1　産業別就業人口

区分		平成22年度		平成27年度	
		人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
第1次産業		5,378	6.2	5,060	5.7
	農　業	3,987	4.6	3,708	4.2
	林業・狩猟業	1	0.0	1	0.0
	漁業・水産業	1,390	1.6	1,351	1.5
第2次産業		37,790	43.5	38,973	44.0
	鉱　業	25	0.0	32	0.0
	建設業	6,216	7.2	5,986	6.8
	製造業	31,549	36.3	32,955	37.2
第3次産業		41,543	47.9	42,627	48.1
	卸売・小売業	15,818	18.2	11,683	13.2
	金融・保健・不動産業	2,123	2.4	2,096	2.4
	運輸・通信業	3,481	4.0	3,395	3.8
	電気・ガス・水道業	245	0.3	226	0.3
	サービス業	17,897	20.6	23,623	26.7
	公　務	1,979	2.3	1,604	1.8
分類不能		2,095	2.4	1,957	2.2
総　計		86,806	100.0	88,617	100.0

※[1] 各年 10 月 1 日現在。

※[2] 平成 22 年度は、旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計。

出典：西尾の統計

3.2 第１次産業

農家数の推移を表 2.3.2 に示します。

本市の総農家数は、平成 27 年度では平成 12 年度比で 69%まで減少しています。内訳をみると、専業農家は減少していますが、自給的農家（経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家）は増加しています。このことから、比較的小規模に農業を営む農家が増えていることが考えられます。

経営耕地面積の推移を表 2.3.3 に示します。

本市の経営耕地面積は、平成 27 年度では平成 12 年度比で 87%まで減少していますが、平成 22 年度からはほぼ横ばいの傾向となっています。内訳をみると、田は平成 22 年度から増加に転じており、経営耕地面積の増加に影響していることが分かります。畑は平成 22 年度に大きく減少した後、ほぼ横ばいの傾向となっています。一方、樹園地は平成 17 年度と、平成 27 年度に大きく減少しています。

表 2.3.2　農家数の推移

単位：戸

区分	総農家数	減少率（平成12年度比）	専業農家	自給的農家	兼業農家	
					第1種	第2種
平成12年度	5,688	100%	504	1,716	638	2,830
平成17年度	4,978	88%	521	2,184	517	1,756
平成22年度	4,433	78%	351	2,325	433	1,324
平成27年度	3,950	69%	443	2,363	253	891

※[1] 各年 2 月 1 日現在
※[2] 平成 22 年度までは、旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計
出典：農林業センサス

表 2.3.3　経営耕地面積の推移

単位：a、ha

区分	経営耕地	減少率（平成12年度比）	田	畑	樹園地
平成12年度	422,641	100%	304,598	79,114	38,929
平成17年度	382,845	91%	281,323	71,555	29,967
平成22年度	368,758	87%	276,954	62,578	29,226
平成27年度	3,693	87%	2,882	613	199

※[1] 各年 2 月 1 日現在
※[2] 平成 22 年度までは、旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計
※[3] 面積の単位は、平成 22 年度までは a、平成 27 年度は ha に変更
※[4] 数値は端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります
出典：農林業センサス

3.3 第２次産業

主な製造品目出荷額の推移を表 2.3.4 に示します。

本市は、自動車関連企業の進出により輸送機械産業が発展しており、令和元年度の輸送機械の出荷額は近年における最高額となっています。

表 2.3.4　主な製造品目出荷額の推移

単位：万円

産業分類	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
食料品	2,155,452	2,064,624	2,325,479	2,367,678	2,395,743
飲料・飼料	936,031	880,907	1,180,005	1,166,054	1,225,486
繊維	1,997,066	1,805,052	1,730,414	1,726,617	1,846,264
木材・木製品	21,978	73,455	26,236	26,497	39,105
家具・装備品	38,925	46,272	68,184	65,876	57,435
パルプ・紙	320,942	298,926	314,025	333,934	361,212
印刷	471,522	439,984	459,771	412,457	432,304
プラスチック	3,169,920	3,347,563	3,548,908	4,259,703	4,430,224
ゴム製品	11,623	—	23,098	24,699	X
窯業・土石	914,515	1,017,185	928,632	917,355	1,026,634
鉄鋼	7,536,701	3,944,285	3,947,582	3,771,286	4,059,780
非鉄金属	2,770,737	3,016,199	2,632,639	2,888,511	2,959,202
金属製品	3,039,755	3,709,694	3,434,466	3,925,774	3,997,434
はん用機械	453,104	385,139	310,961	344,221	615,327
生産用機械	8,485,560	3,444,708	9,190,147	9,392,821	10,508,813
電気機械	1,111,354	1,859,010	1,477,398	1,632,343	1,759,072
輸送機械	100,736,903	118,513,813	118,613,381	137,155,621	146,377,255
その他	146,978	250,363	179,866	198,684	186,538

※[1] 平成 26 年度は 12 月 31 日現在、平成 28 年度～令和元年度は 6 月 1 日現在。

※[2] 「－」は該当数値なし、「X」は該当数値の発表をさし控えたもの。

出典：西尾の統計

3.4 第３次産業

商店数等の推移を表 2.3.5 及び図 2.3.1 に示します。

平成 26 年度との比較では、平成 28 年度の従業員数と商店数は増加しましたが、販売額は減少しています。

表 2.3.5　商店数等の推移

区分	平成24年度	平成26年度	平成28年度
商店数	1, 464	1, 393	1, 493
従業員数（人）	9, 191	8, 646	10, 580
販売額（百万円）	224, 716	283, 301	268, 954

※各年 1 月 1 日現在。

出典：商業統計調査（平成 26 年度）、経済センサス-活動調査（平成 24 年度、平成 28 年度）

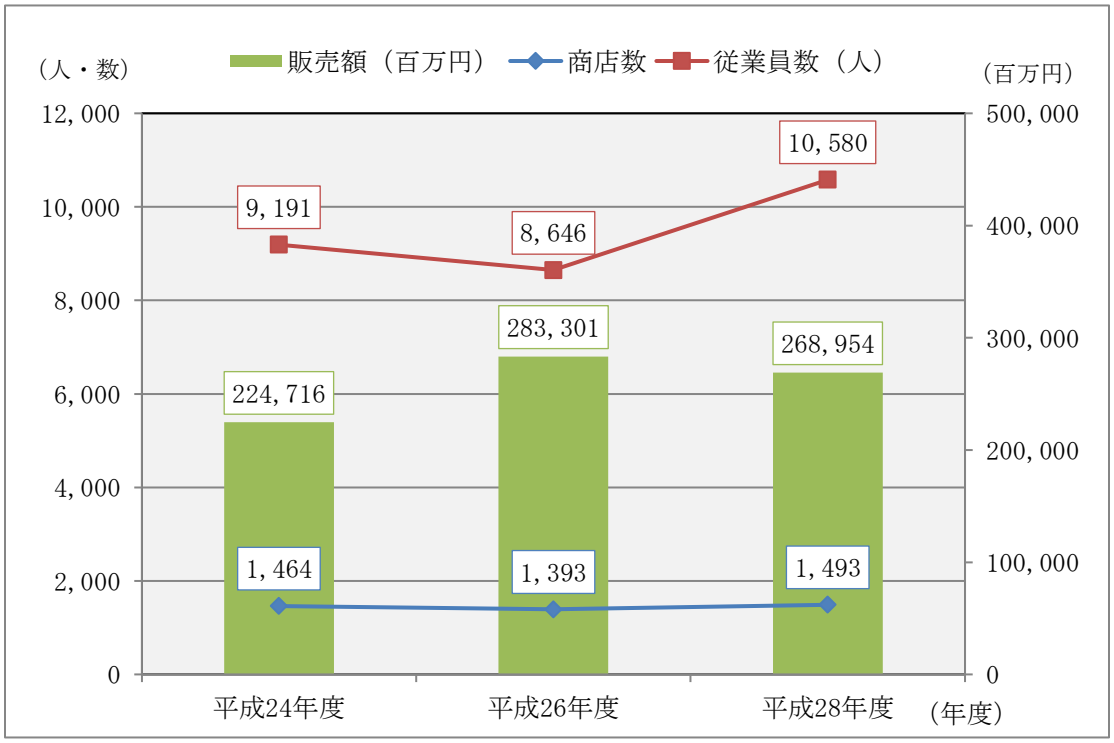

図 2.3.1　商店数等の推移

4. 土地利用

4.1 土地利用

地目別土地利用面積の推移を表 2.4.1 に示します。

本市の総面積は、令和 2 年 1 月 1 日現在、161.22 ㎢となっており、農用地面積（田・畑）が総面積の 34.9%を、宅地が 18.4%を占めています。

推移をみると、農用地面積は減少傾向がみられる一方で、宅地面積は増加しており、都市的土地利用への転換が進んでいます。

表 2.4.1　地目別土地利用面積の推移

単位：km²

区分	総面積	田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他
平成22年度	160.34	36.23	22.33	27.88	13.13	9.31	51.46
	100%	22.6%	13.9%	17.4%	8.2%	5.8%	32.1%
平成23年度	160.34	36.07	22.28	28.02	12.98	9.33	51.66
	100%	22.5%	13.9%	17.5%	8.1%	5.8%	32.2%
平成24年度	160.34	36.00	22.26	28.09	12.95	9.41	51.63
	100%	22.5%	13.9%	17.5%	8.1%	5.9%	32.2%
平成25年度	160.34	35.88	22.12	28.29	13.09	9.51	51.45
	100%	22.4%	13.8%	17.6%	8.2%	5.9%	32.1%
平成26年度	161.22	35.70	22.05	28.77	13.08	9.40	52.22
	100%	22.1%	13.7%	17.8%	8.1%	5.8%	32.4%
平成27年度	161.22	35.60	21.97	28.87	13.08	9.60	52.10
	100%	22.1%	13.6%	17.9%	8.1%	6.0%	32.3%
平成28年度	161.22	35.36	21.88	29.06	13.08	9.79	52.05
	100%	21.9%	13.6%	18.0%	8.1%	6.1%	32.3%
平成29年度	161.22	35.21	21.78	29.21	13.07	10.02	51.93
	100%	21.8%	13.5%	18.1%	8.1%	6.2%	32.2%
平成30年度	161.22	35.03	21.67	29.47	13.06	10.08	51.91
	100%	21.7%	13.4%	18.3%	8.1%	6.3%	32.2%
令和元年度	161.22	34.75	21.57	29.66	13.07	10.25	51.92
	100%	21.6%	13.4%	18.4%	8.1%	6.4%	32.2%

※各年 1 月 1 日現在。

※平成 22 年度は旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計。

出典：西三河の統計

4.2 都市計画区域の状況

本市の都市計画用途地域面積を表 2.4.2 に示します。

本市の都市計画区域面積は 15,949ha、そのうち市街化区域面積は 2,834ha と、本市の 17.6%を占めています。内訳をみると、市街化区域では第 1 種住宅地域が 1,000ha と市全域の 6.2%を占めています。

一方、市街化調整区域面積は 13,115ha で、本市全体の 81.3%を占めています。

表 2.4.2　都市計画用途地域面積

区　　分			面積（ha）	構成比（%）
市全域面積			16,122	100.0
都市計画区域（行政区域全域）			15,949	98.9
市街化区域			2,834	17.6
	住居系	第1種低層住居専用地域	63	0.4
		第2種低層住居専用地域	73	0.5
		第1種中高層住居専用地域	403	2.5
		第2種中高層住居専用地域	35	0.2
		第1種住居地域	1,000	6.2
		第2種住居地域	70	0.4
		準住居地域	149	0.9
	商業系	近隣商業地域	94	0.6
		商業地域	63	0.4
	工業系	準工業地域	327	2.0
		工業地域	348	2.2
		工業専用地域	208	1.3
市街化調整区域			13,115	81.3
都市計画区域外(佐久島)面積			173	1.1

※令和 3 年 4 月 1 日現在。

※端数を四捨五入しているため、市街化区域の面積とその内訳（用途地域）の計が一致しません。

出典：西尾市 HP

5. 将来計画・地域計画

5.1 上位関連計画の整理

上位計画における一般廃棄物処理の方針等は、以下に示すとおりです。

(1) 第 5 次愛知県環境基本計画（令和 3 年 2 月）

第 5 次愛知県環境基本計画では、計画の目標に『SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」』を掲げ、環境面からのアプローチを主眼とし、「経済と社会」の融合を考慮しつつ、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指すこととしています。

資源循環の分野においては、資源循環に関する施策を進めることで、環境ビジネスの拡大、天然資源の使用量や温室効果ガスの削減、海洋生物の保護、貧困対策などにつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指しています。

■ 計画の目標

○SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

■ 目指すべき姿

○環境の各分野の統合的向上

○環境と経済の統合的向上

○環境と社会の統合的向上

■ 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

○複数の課題の統合的解決

○新たな課題への的確・迅速な対応

○「行動する人づくり」の推進

○連携・協働による施策の展開

■ 取組分野

○地球温暖化対策

○自然との共生

○資源循環

○安全・安心の確保

■ 資源循環

○地域循環圏づくりの推進

○あらゆる場面での 3R の促進

○廃棄物の適正処理と監視体制の徹底

○廃棄物処理施設の整備の促進

(2) 愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）

愛知県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年から廃棄物処理計画を策定しています。

平成 29 年 3 月に改訂された最新の愛知県廃棄物処理計画では、次の 5 つの施策を挙げて循環型社会の構築に取り組んでいます。

- ■ 3Rの促進
- ■ 適正処理と監視指導の徹底
- ■ 廃棄物処理施設の整備の促進
- ■ 非常災害時における処理体制の構築
- ■ 地域循環圏づくりの推進

(3) 第 7 次西尾市総合計画後期計画（平成 30 年 3 月）

第 7 次西尾市総合計画では、将来都市像を「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち　西尾」と定め、3 つのまちづくりの考え方を掲げています。

- ■活力・創造　　地域の個性を生かして新たな魅力を創造する
- ■安心・便利　　市民の暮らしを守りゆとりある暮らしを育む
- ■自立・協働　　誰もが活躍できる市民主体のまちづくりを進める

(4) 西尾市環境基本計画（平成 29 年 3 月）

第 2 次西尾市環境基本計画では、めざす環境像を「海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながりとけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」と定め、5 つの環境目標を掲げています。

■豊かな自然のつながりを感じられるまち
- ○豊かな自然環境の保全
- ○身近な緑と水の創出
- ○環境保全型農業の推進
- ○緑と水のネットワークづくり

■資源を有効に活用するまち
- ○4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- ○適正なごみ処理体制の構築・充実
- ○水資源の有効活用

■社会の低炭素化に貢献するまち
- ○環境にやさしいライフスタイルの実現
- ○再生可能エネルギーの利用促進

■地域に誇りと愛着を感じられるまち
- ○環境に配慮した都市基盤の整備
- ○潤いのある美しいまちづくりの推進
- ○公害発生の防止

■みんなで環境を良くするまち
- ○環境教育・環境学習の推進
- ○連携・協働による環境保全活動の推進
- ○環境に関する情報の収集・発信、共有

第 3 章　ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要

1.1 ごみ処理の経緯

本市におけるごみ処理の経緯を表 3.1.1 に示します。

表 3.1.1　ごみ処理の経緯

年　月	沿　革
昭和 28 年 12 月	市制施行（県下 14 番目の市）、人口 32,000 人 西尾町と幡豆郡平坂町の内中畑、田貫、新在家、国森地区合併
昭和 29 年 4 月	清掃法施行…汚物掃除法（明治 33 年）の全面改正
8 月	幡豆郡平坂町、寺津町、福地村、室場村を合併、人口 57,226 人
昭和 30 年 1 月	幡豆郡三和村合併、人口 62,893 人
4 月	碧海郡明治村の内米津、南中根地区を分割合併、人口 66,144 人 清掃条例施行
昭和 33 年 9 月	塵芥、し尿収集　週 1 回へ し尿汲取券販売所を増設　4 か所から 28 か所に
昭和 34 年 9 月	伊勢湾台風来襲、災害救助法が適用(死者 20 人、流失全半壊家屋 4,000 戸)
昭和 36 年 8 月	西尾市衛生委員設置規則施行
10 月	第 1 回西尾市衛生委員大会開催
12 月	西尾市役所　寄住町へ移転
昭和 37 年 9 月	西尾市外二町衛生組合設立
12 月	し尿投棄船「みかわ丸」進水（75 総ｔ、120 ㎥積載）
昭和 40 年 2 月	市章、市旗制定
3 月	衛生組合衛生センター（し尿処理施設）竣工　消化方式、100 kℓ/日 し尿の海洋投棄中止
昭和 41 年 1 月	衛生組合に一色町加入、西尾市外三町衛生組合に改称
昭和 43 年 9 月	衛生組合し尿処理場操業中止、し尿海洋投棄処分
10 月	危険物の収集方法　ステーション方式へ変更 ＊危険物入れ容器の常設→町内会ごとに指定場所、収集日を定め、袋又は箱で収集
昭和 44 年 3 月	衛生組合「山田ごみ焼却場」竣工 （強制通風式円筒型固定炉　処理能力　40t/日）
4 月	し尿汲取り料金を統一、月 1 回収集 ＊料金　定額制 1 世帯均等割 50 円、人員割 1 人につき 70 円　従量制 36ℓにつき 70 円
8 月	危険物捨て場　平坂町山崎地内から平坂町鳥多地内へ移転
12 月	市街地、商店街のごみ収集　週 2 回に、危険物は週 1 回収集 危険物捨て場　寺津町横道東四の割地内へ移転
昭和 45 年 4 月	・ごみ収集料金（1 世帯につき　月 30 円）を無料化し、収集方法を変更 ・容器　木箱、ポリバケツ→紙袋

年　月	沿　革
昭和 45 年 4 月	・収集回数　　市街地　週 2 回 ・新規収集地区　　農村部の住宅団地と密集地区　週 1 回 し尿汲取りの基本料金(1 世帯につき　月 50 円)を無料化 危険物処理場　平原町尾呂曽地内へ移転
12 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
昭和 46 年 5 月	汚泥収集車導入、側溝清掃開始
8 月	危険物類（空き缶、空きびん、不燃性の廃品）の月 1 回の定期収集開始
昭和 47 年 4 月	西尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 し尿汲み取り料金を半額化(1 人につき　70 円→35 円)
10 月	危険物処理場　小島町地内へ移転
昭和 48 年 9 月	衛生組合し尿処理施設増設工事竣工（消化､曝気式 160 kℓ /日）
12 月	衛生組合衛生センターを第一清掃工場に名称変更
昭和 49 年 3 月	衛生組合ごみ焼却場増設工事竣工、全連続燃焼式機械炉（90t/日）を導入 処理能力　130t/日
4 月	衛生組合山田ごみ焼却場を第二清掃工場に名称変更
11 月	西野町危険物埋立場供用開始（埋立容量　55,000m^3）
昭和 50 年 11 月	危険物直接搬入分有料化実施　1t あたり 1,000 円 一般ごみ直接搬入分有料化実施 家庭系：100kg まで無料、以降 100kg ごとに 100 円 事業系：100kg につき 200 円
12 月	資源ごみ特別収集　福地地区で開始
昭和 51 年 4 月	し尿汲取り料金有料化 ごみ収集にロータリーローダー車導入
8 月	清掃の日(8 月 1 日)、清掃週間(1 日から 7 日)制定
昭和 52 年 3 月	下法不燃性一般廃棄物埋立場供用開始 （法光寺町東山地内、埋立容量　約 150,000m^3）
昭和 53 年 4 月	機構改革　衛生課から清掃課へ
8 月	「ごみの中からこんなもの展」開催
昭和 55 年 5 月	ごみ減量運動にしお推進協議会設置（委員 19 人）
昭和 56 年 4 月	不燃ごみ収集用にパッカー車導入
9 月	衛生組合第一清掃工場第 3 次処理施設竣工（オゾン酸化+砂濾過処理）
昭和 57 年 8 月	資源再利用展開催（市役所南庭）
昭和 58 年 7 月	八ッ面小学校区で空き缶、空きびん収集開始（月 2 回）
昭和 59 年 3 月	衛生組合ごみ焼却場増設工事竣工　処理能力 180t/日に（全連続燃焼式）
7 月	初の管理型の最終処分場、平原地区一般廃棄物最終処分場供用開始（平原町恵ケ入地内、埋立容量 28,800m^3 トラックスケールを導入､処理手数料改正、トン単位から　100kg 単位に）

年　月	沿　革
昭和 59 年 7 月	廃乾電池の収集開始、年 2 回
昭和 60 年 5 月	生ごみ処理器のモニター依頼、16 人
昭和 61 年 4 月	可燃ごみ収集用にパッカー車導入
5 月	生ごみ処理器購入費補助制度実施
7 月	事業系廃棄物の処理手数料引上げ 可燃　300 円→400 円　不燃　200 円→300 円
9 月	貝吹地区一般廃棄物最終処分場供用開始(貝吹町大牛切地内、埋立容量 134,777m^3)
昭和 62 年 7 月	不燃ごみの収集　月 2 回から週 1 回
昭和 63 年 8 月	合併処理浄化槽設置費補助金交付開始
平成元年 1 月	消費税導入、し尿汲み取り料金改正
10 月	六万石フェスティバル'89 でリサイクル展開催(総合グランド)
平成 3 年 4 月	西尾市外三町衛生組合を西尾幡豆広域圏組合に改称 資源ごみ回収報償金制度実施 再生資源の利用の促進に関する法律公布
10 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律大幅改正
平成 4 年 2 月	広域圏組合第一清掃工場（し尿処理施設）全面改築工事開始
4 月	し尿汲み取り事業を委託制度により実施
6 月	空き缶回収機（くうかん鳥）設置（市役所　2 基）
7 月	空き缶・空きびん分別収集事業開始（モデル地区　平坂小学校区） 小学校空き缶収集開始（モデル校　平坂小､矢田小） 資源化処理施設建設、空き缶選別機、プレス機を導入
平成 5 年 3 月	西尾市ごみ減量等推進協議会設置
7 月	空き缶・空きびん分別収集モデル地区拡大(新規　花ノ木､八ッ面小学校区)
平成 6 年 2 月	西尾市ごみ減量等推進協議会答申書提出
4 月	西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 西尾市空き地の環境保全に関する条例施行 清掃課にごみ減量係新設
6 月	広域圏組合の施設名変更 第一清掃工場→浄化センター 第二清掃工場→クリーンセンター 生ごみ減量モニター（ぼかしによる堆肥化）開始
7 月	空き缶・空きびん分別収集地区拡大(新規 8 小学校区) 5 地区(福地､三和､室場､寺津､米津)の資源ごみ収集廃止
平成 7 年 2 月	西尾市ごみ減量等推進協議会答申書提出
4 月	資源保管倉庫設置費補助金制度開始
6 月	ぼかし無料配布開始
7 月	空き缶・空きびん分別収集を市内全地区に拡大(新規 3 小学校区)

年　月	沿　革
平成 8 年 2 月	ペットボトルと食品トレイの拠点回収を開始(回収場所 10 か所) 西尾市ごみ減量等推進協議会報告書提出 手作り買い物袋講習会開催
4 月	平原地区一般廃棄物最終処分場供用開始 （平原町花籠地内､埋立容量 146,000m^3） 西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例施行 不燃物減容化施設稼働（日 25ｔ／5h）
6 月	粗大ごみの有料収集開始 生ごみ処理機購入費補助金制度開始
7 月	ペットボトルと食品トレイの回収場所を増設（新規 12 か所）
8 月	花ノ木小学校区で地域ぐるみ集団回収モデル事業を開始
10 月	西尾市分別収集計画策定
平成 9 年 3 月	空き缶回収機（くうかん鳥）を廃止 西尾市ごみ減量等推進協議会報告書提出
4 月	容器包装リサイクル法施行 祝日収集開始
6 月	ペットボトルと食品トレイの回収場所を増設（新規 11 か所）
7 月	古紙分別収集事業開始（モデル地区　西尾、花ノ木小学校区）
11 月	学校等ペットボトル回収事業開始（小学校 14 校）
平成 10 年 6 月	ペットボトルと食品トレイの回収場所を増設（新規 6 か所）
7 月	古紙分別収集地域拡大（鶴城、西野町、八ツ面、米津小学校区） 学校等ペットボトル回収事業拡大（西尾実業高校）
9 月	学校等ペットボトル回収事業拡大（幼稚園 5 園、保育園 19 園）
10 月	西尾市ごみ減量等推進協議会報告書提出
12 月	一般廃棄物処理基本計画及びごみ減量化・再生利用推進計画策定
平成 11 年 7 月	ごみ収集運搬業務民間委託(2 台) 古紙分別収集を市内全域に拡大
10 月	ごみ指定袋制導入(平成 12 年 3 月まで猶予期間) 可燃　大　45ℓ　小　30ℓ 不燃　大　45ℓの 3 種類
平成 12 年 3 月	貝吹地区一般廃棄物最終処分場の埋立終了及び不燃物減容化施設の稼動終了
4 月	新クリーンセンター本格稼動 ごみ指定袋制完全実施　不燃　小　25ℓを追加、合計 4 種類
7 月	ごみ収集運搬業務民間委託(2 台) 廃棄物の処理手数料引上げ 家庭系：100kg まで無料、以降 100kg ごとに 520 円（旧手数料 100 円） 事業系：100kg につき 840 円（旧手数料 310 円）

年　月	沿　革
平成 13 年 3 月	西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則改正 第 11 条の別表 1 よりテレビ､冷蔵庫､洗濯機､エアコンを除外 西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例改正 ごみ散乱防止市民行動週間を 10 月 1 日から 10 月 7 日に改正 （旧ごみ散乱防止市民行動週間：8 月 1 日から 8 月 7 日） 「ごみの分け方､出し方」のチラシを 1 市 3 町で統一 西尾市狂犬病予防施行細則の廃止
4 月	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）施行 西尾幡豆広域圏組合を西尾幡豆広域連合に改称しスタート ごみ指定袋にポルトガル語を表示
平成 14 年 4 月	環境課ホームページ作成
7 月	乾電池・蛍光管の拠点回収実施 （販売店 35 店舗、公共施設等 11 か所）
9 月	旧平原地区一般廃棄物最終処分場廃止(9 月 30 日)
平成 15 年 3 月	環境基本条例制定(3 月 25 日)
4 月	環境基本条例施行(4 月 1 日) 貝吹地区一般廃棄物最終処分場終了届出(4 月 30 日)
7 月	ごみ指定袋プラスチック容器包装用 45 ℓ追加及び新規格の取手付に変更 給食生ごみくるみ会へ収集委託（小学校 10 校、中学校 4 校、保育園 16 園） ごみ収集運搬業務民間委託範囲拡大(2 台) 学校、保育園、市役所等公共施設のごみの収集運搬を総務課で実施
8 月	プラスチック分別収集開始(モデル地区　西尾小､鶴城小､西野町小の 3 校区) 空き缶・空きびん・古紙分別収集日変更 （西尾小、鶴城小、西野町小は土曜日から平日に変更） （矢田小は火曜日から月曜日に変更）
平成 16 年 2 月	平原地区一般廃棄物最終処分場遮光性マット敷設工事完了
3 月	旧平原地区一般廃棄物最終処分場水処理施設解体工事及び整地工事完了農地として地権者に返還
4 月	公共施設のし尿収集を委託（直営廃止）
8 月	プラスチック分別収集拡大 （拡大地区　花ノ木小、矢田小、中畑小、三和小、室場小の 5 校区）
平成 17 年 4 月	にこやか収集開始
8 月	プラスチック分別収集拡大 （拡大地区　平坂小、八ツ面小、米津小、福地南部小、福地北部小、寺津小の 6 校区）　※市内全域実施完了
平成 18 年 2 月	西尾市環境事業所開設

年　月	沿　革
平成 18 年 4 月	ごみ指定袋を西尾幡豆広域連合で一括取扱い 廃プラスチック処理を新設の西尾幡豆クリーンセンター廃プラスチック減容処理施設で処理開始 事業系排出紙ごみについて西尾幡豆クリーンセンターで受け入れ制限開始
平成 19 年 4 月	分別スクール「レスキュー530」事業開始
8 月	なべ・かま等、スプレー缶分別収集開始（市内全域）
9 月	常設資源ステーション開設（米津町蔵屋敷住宅跡地）
10 月	にこやか収集事業の対象者拡大
平成 20 年 4 月	古紙収集業務委託開始
8 月	常設資源ステーション開設（西尾市役所内）
11 月	市内 8 事業者・西尾市ごみ減量等推進協議会・西尾市の三者で「西尾市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋無料配布中止に関する協定」を締結
平成 21 年 2 月	市内 8 事業者 23 店舗でレジ袋の無料配布が中止
4 月	ごみ収集運搬業務民間委託範囲拡大(2 台)
平成 22 年 1 月	貝吹地区一般廃棄物最終処分場廃止（1 月 28 日）
平成 23 年 3 月	学校等ペットボトル回収事業中止
4 月	西尾市と幡豆郡 3 町　合併 機構改革　環境課からごみ減量課、環境保全課へ 常設資源ステーション開設（平坂町鳥取住宅跡地） 粗大ごみ収集手数料 1 個につき 810 円→1,000 円 使用済乾電池・廃蛍光管ストックヤード稼動
平成 24 年 4 月	吉良地区資源物・不燃ごみ収集を月 2 回（平日）に変更
平成 25 年 11 月	常設資源ステーションにて小型家電の分別収集を開始
平成 26 年 4 月	一色地区・幡豆地区の資源ステーションで小型家電の分別収集を開始
7 月	常設資源ステーション開設 （旧吉良町吉田不燃ステーション） 資源物の持ち去り行為を禁止するため、西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正
平成 27 年 3 月	佐久島地区一般廃棄物最終処分場の埋立終了
4 月	一色地区、吉良地区、幡豆地区でスプレー缶の分別収集を開始 一色地区で布類の分別収集を開始 一色地区、吉良地区、幡豆地区の資源物の分別（名称）を変更
平成 28 年 4 月	廃棄物の処理手数料改定 家庭系 100kg まで無料、10kg ごとに 70 円 事業系 10kg につき 110 円
平成 29 年 3 月	佐久島地区一般廃棄物最終処分場終了届出（3 月 10 日）
4 月	西尾地区の資源ステーションで小型家電の分別収集を開始

年　月	沿　革
平成 29 年 4 月	ごみ収集運搬業務民間委託範囲拡大（1 台）
6 月	ごみ分別アプリ「さんあーる」配信開始
9 月	一色地区廃食用油燃料化施設解体
10 月	西尾市ごみ減量等推進協議会廃止 西尾市環境基本条例の一部を改正し、環境審議会において一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項について調査審議
平成 30 年 4 月	資源・ごみの分け方を一部変更 ・金属製キャップを「空き缶」として分別収集を開始 ・飲食用以外のびんを「空きびん」として分別収集を開始 ・水銀体温計、水銀温度計の拠点回収を開始 ・常設資源ステーション（市役所を除く）で廃食用油の拠点回収を開始
平成 31 年 4 月	西尾地区のペットボトル等収集運搬業務を民間委託 資源物の分け方を一部変更 ・空き缶の「アルミ」「スチール」を分けないに統一 ・空きびんの分別を「茶色」「透明」「その他」に統一 ・一色地区での「乾電池」「蛍光管」のステーション収集を廃止し、拠点収集に統一 ・ボタン電池等も「乾電池」で収集 ・資源物回収用コンテナの色を統一
令和 2 年 3 月	佐久島地区一般廃棄物最終処分場廃止（3 月 31 日）
4 月	粗大ごみ収集手数料 1 個につき 1,000 円→1,040 円
7 月	「雑がみ」の範囲拡大（難再生古紙も「雑がみ」として回収）

1.2 ごみ処理・処分体制

本市における清掃事業の行政機構・事務分掌を図 3.1.1 に示します。

ごみ処理・処分体制は、西尾市環境部において役割を分担して、清掃事業を実施しています。

◎環境部

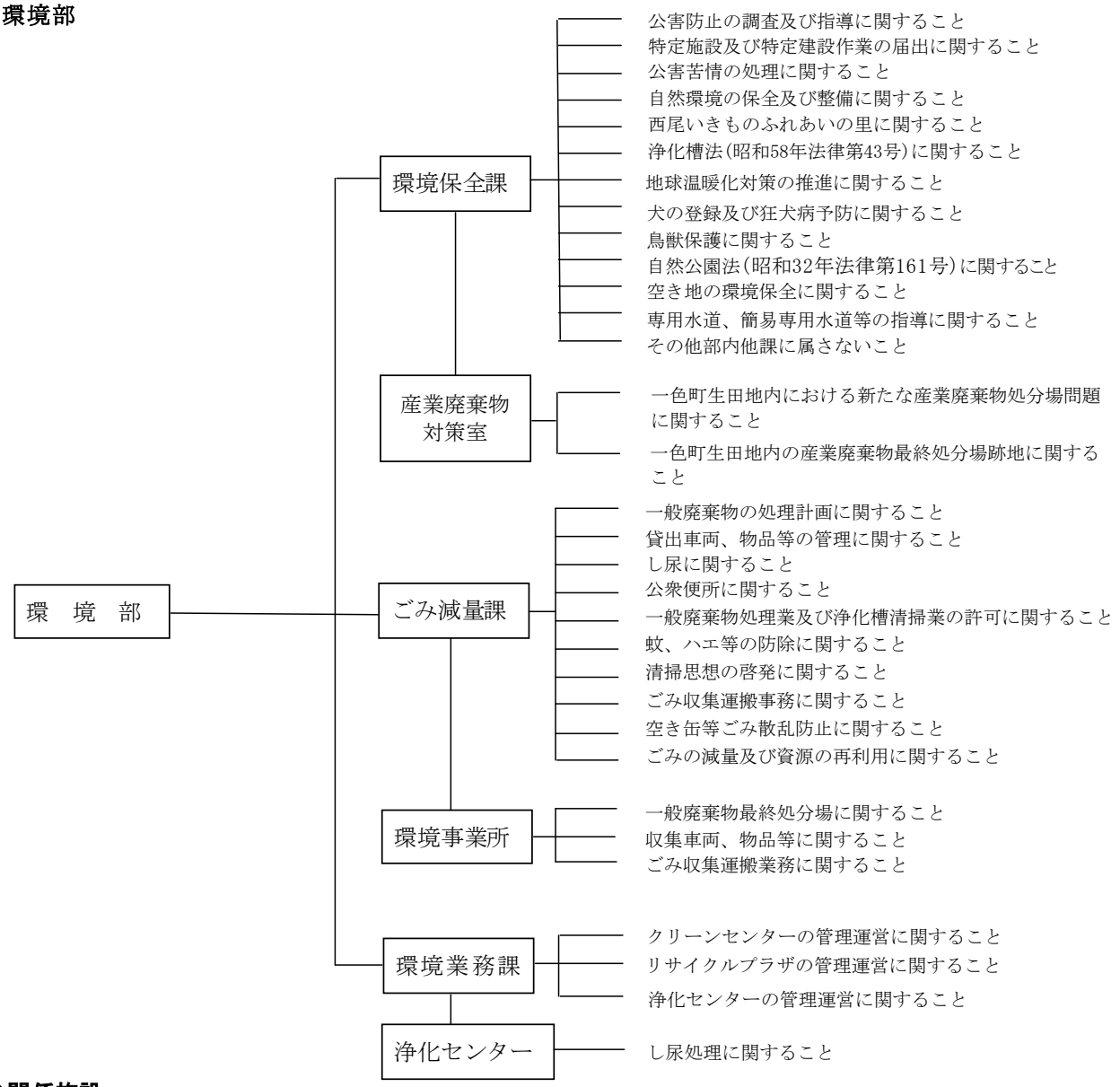

◎関係施設

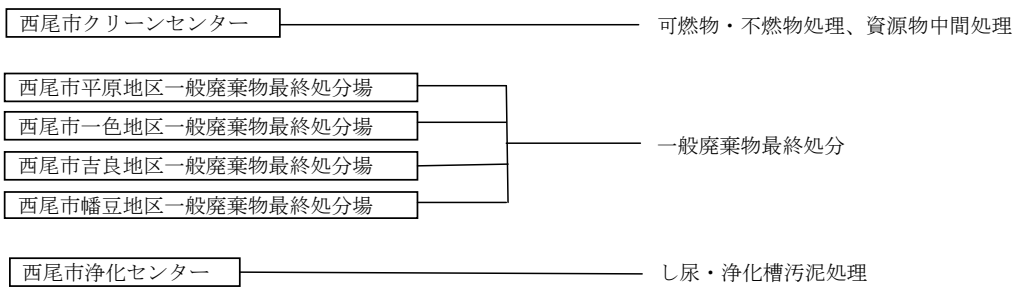

図 3.1.1　清掃事業の行政機構・事務分掌

1.3 ごみ処理主体

本市におけるごみの収集・運搬、中間処理、資源化・最終処分の処理主体を表 3.1.2 に示します。

一般家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬は、市又は委託業者が行っています。

粗大ごみの収集運搬については、市が有料で戸別収集を行っていますが、一時的に多量に排出される可燃ごみや粗大ごみについては排出者自らが西尾市クリーンセンターへ搬入することとしています。ただし、家屋解体時や引越時等に排出される粗大ごみに限り、許可を受けた業者が行うことができることとしています。

事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、排出者自らが西尾市クリーンセンターへ搬入するか、許可を受けた業者が行うこととしています。

一般家庭から排出されるプラスチック製容器包装等の資源物の収集運搬は、市又は委託業者が行っています。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び一部の資源物の中間処理は、西尾市クリーンセンターで行っています。その他の資源物は、業者の処理施設に運ばれて処理しています。

なお、白色トレイに関しては、社会福祉法人くるみ会で中間処理を行っています。

表 3.1.2　ごみ処理主体

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>収集・運搬</th><th>中間処理</th><th>資源化・最終処分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">可燃ごみ</td><td></td><td>市又は委託業者</td><td rowspan="13">西尾市クリーンセンター</td><td rowspan="13">市又は委託業者</td></tr>
<tr><td>一時多量ごみ等</td><td>排出者</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>排出者又は委託業者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不燃ごみ</td><td></td><td>市又は委託業者</td></tr>
<tr><td>一時多量ごみ等</td><td>排出者</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>排出者又は委託業者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">粗大ごみ</td><td></td><td>市又は委託業者</td></tr>
<tr><td>一時多量ごみ等</td><td>排出者</td></tr>
<tr><td>家屋解体時や引越時等</td><td>委託業者</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>排出者又は委託業者</td></tr>
<tr><td rowspan="12">資源物</td><td>空き缶</td><td rowspan="12">市又は委託業者</td><td rowspan="6">－</td><td rowspan="6">市が資源物として売却</td></tr>
<tr><td>空きびん</td></tr>
<tr><td>スプレー缶</td></tr>
<tr><td>なべ・かま</td></tr>
<tr><td>紙類</td></tr>
<tr><td>布類</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td rowspan="5">西尾市クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td rowspan="3">市又は委託業者</td></tr>
<tr><td>乾電池及び蛍光管</td></tr>
<tr><td>白色トレイ</td><td>社会福祉法人くるみ会</td><td>社会福祉法人くるみ会が売却</td></tr>
</table>

1.4 ごみ処理フロー

各地区から排出されるごみの処理フローを、図 3.1.2 及び図 3.1.3 に示します。

なお、地区により異なる分別区分を網掛けで示しています。

(1) 西尾地区

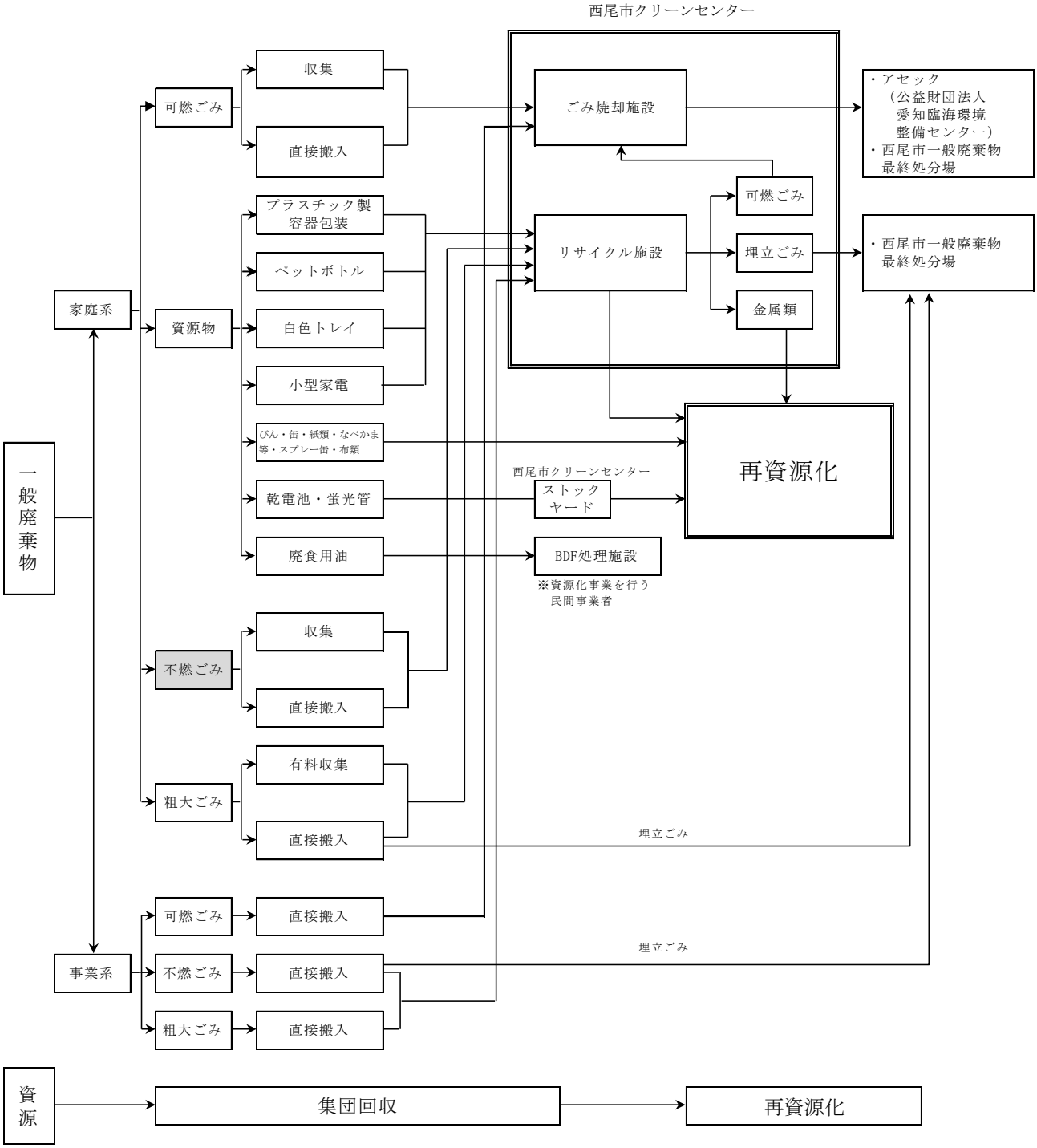

図 3.1.2　ごみ処理フロー（西尾地区）

(2) 一色地区、吉良地区、幡豆地区

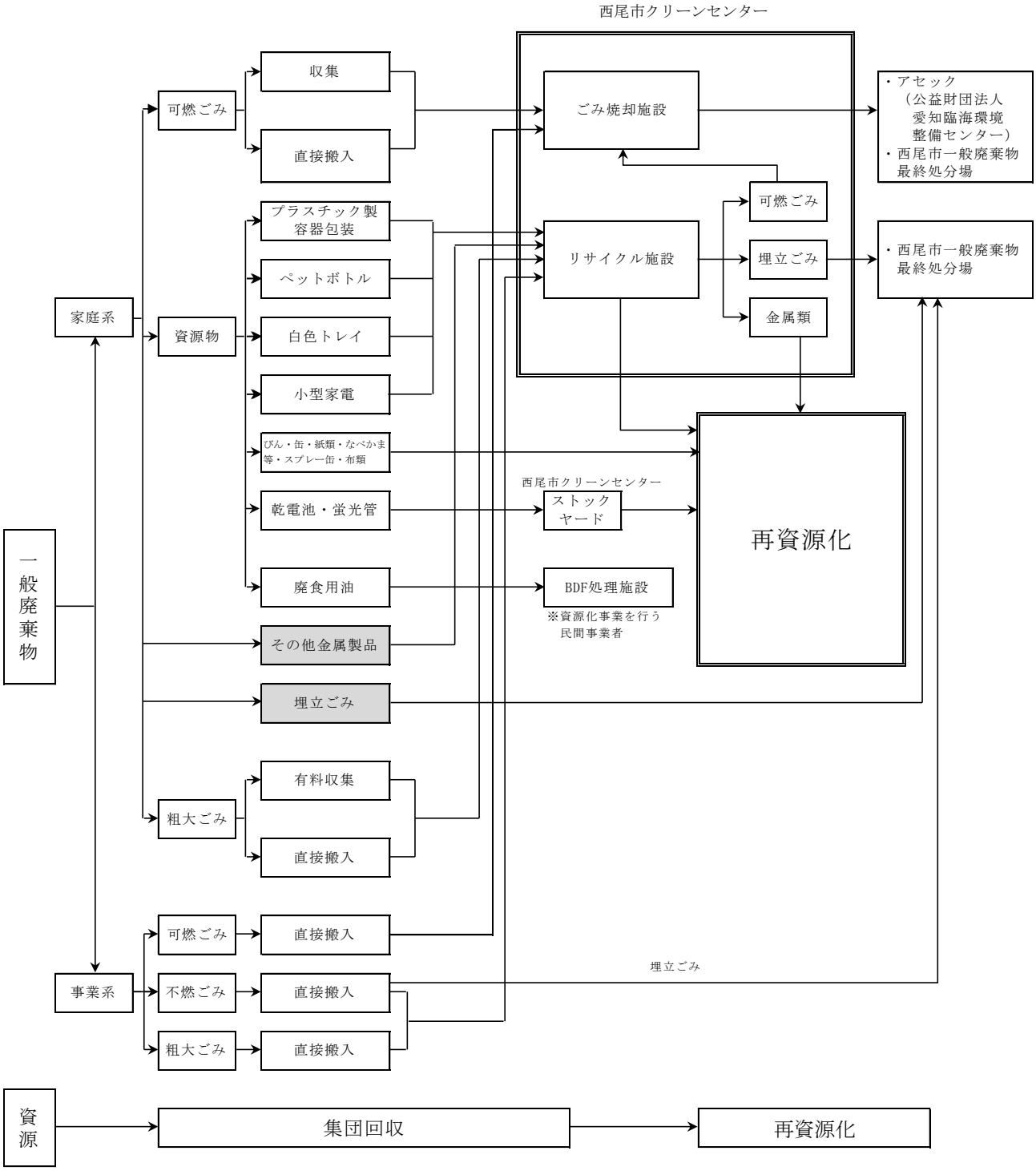

図 3.1.3　ごみ処理フロー（一色地区、吉良地区、幡豆地区）

(3) 佐久島地区

佐久島地区のごみについては、月１回、市が準備する台船により本土に運搬し、一色地区のごみ処理体系により処理しています。ただし、生ごみについては島内の生ごみ処理機で、草木については島内の焼却炉で処理しています。

1.5 ごみと資源物の区分

本市におけるごみと資源物の分別方法には、地域特性等を考慮した相違点があります。各地区の令和 3 年度のごみと資源物の区分表を以下に示します。

なお、地区により異なる分別区分を網掛けで示しています。

(1) 西尾地区

西尾地区におけるごみと資源物の区分を表 3.1.3 に示します。

表 3.1.3　ごみと資源物の区分（西尾地区）

区分		種類	品　　目
可燃ごみ		可燃ごみ	台所ごみ、汚れた紙類、皮・ゴム製品、プラスチック製品（ポリバケツ、ハンガー、ハブラシ、おもちゃ等）、木・竹・枯れ草、その他（アルミホイル、紙おむつ、使い捨てライター、使い捨てカイロ等）
不燃ごみ		不燃ごみ	その他金属製品（かさ、文具、金属製のおもちゃ、包丁・ハサミ・ナイフ・カミソリなどの刃物）、埋立ごみ（鏡、ガラス製品、電球、割れた蛍光管、陶磁器類、レンガ、ブロック）
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ポリ袋類、パック類、容器類、カップ類、ボトル類、ラベル、フィルム、その他（ペットボトル等のキャップ、果物等のネット、発泡スチロールなど）
		ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、調味料類の容器（リサイクルマークのついているもの）
		白色トレイ	発泡スチロールの白いトレイ
	空き缶	空き缶	飲用の缶、食用の缶、缶やびんなどの金属キャップ
	その他金物	なべ・かまなどの金物類	なべ・かま・フライパンなど、金属でできているもの
		スプレー缶	スプレー缶、カセット式ガスボンベ
	小型家電	小型家電	石油ファンヒーター、カメラ、ノートパソコン、デスクトップパソコン、ドライヤー、アイロン、ゲーム機・ゲームソフト、リモコン、掃除機、ビデオデッキ、コード類、その他
	空きびん	茶色	茶色のびん、一升びん、ビールびん
		透明	透明なびん
		その他	その他の色のびん
	紙類	新聞	新聞、折込チラシ
		雑誌	雑誌、本、ノート、カタログ
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（牛乳パックなどの内側の白いもの）
		雑がみ	紙箱、紙袋、包装紙、封筒、ハガキ、名刺、トイレットペーパー等の紙製の芯、ティッシュの箱、コピー紙など
	布類	布類	衣類、毛布、セーターなど
	乾電池	乾電池	乾電池、ボタン電池、充電式電池
	蛍光管	蛍光管	蛍光管、水銀体温計
	廃食用油	廃食用油	植物油のみ
粗大ごみ		粗大ごみ	自転車、家具、タンス、ふとん、物干し台・さお、スキー板など

(2) 一色地区、吉良地区、幡豆地区

一色地区、吉良地区及び幡豆地区におけるごみと資源物の区分を表 3.1.4 に示します。

表 3.1.4　ごみと資源物の区分（一色地区、吉良地区、幡豆地区）

区分		種類	品　　目
可燃ごみ		可燃ごみ	台所ごみ、汚れた紙類、皮・ゴム製品、プラスチック製品（ポリバケツ、ハンガー、ハブラシ、おもちゃ等）、木・竹・枯れ草、その他（アルミホイル、紙おむつ、使い捨てライター、使い捨てカイロ等）
その他金属製品		その他金属製品	かさ、文具、金属製のおもちゃ、包丁・ハサミ・ナイフ・カミソリなどの刃物
埋立ごみ		埋立ごみ	鏡、ガラス製品、電球、割れた蛍光管、陶磁器類、レンガ、ブロック
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ポリ袋類、パック類、容器類、カップ類、ボトル類、ラベル、フィルム、その他（ペットボトル等のキャップ、果物等のネット、発泡スチロールなど）
		ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、調味料類の容器 （リサイクルマークのついているもの）
		白色トレイ	発泡スチロールの白いトレイ
	空き缶	空き缶	飲用の缶、食用の缶、缶やびんなどの金属キャップ
	その他金物	なべ・かまなどの金物類	なべ・かま・フライパンなど、金属でできているもの
		スプレー缶	スプレー缶、カセット式ガスボンベ
	小型家電	小型家電	石油ファンヒーター、カメラ、ノートパソコン、デスクトップパソコン、ドライヤー、アイロン、ゲーム機・ゲームソフト、リモコン、掃除機、ビデオデッキ、コード類、その他
	空きびん	茶色	茶色のびん、一升びん、ビールびん
		透明	透明なびん
		その他	その他の色のびん
	紙類	新聞	新聞、折込チラシ
		雑誌	雑誌、本、ノート、カタログ
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（牛乳パックなどの、内側の白いもの）
		雑がみ	紙箱、紙袋、包装紙、封筒、ハガキ、名刺、トイレットペーパー等の紙製の芯、ティッシュの箱、コピー紙など
	布類	布類	衣類、毛布、セーターなど
	乾電池	乾電池	乾電池、ボタン電池、充電式電池
	蛍光管	蛍光管	蛍光管、水銀体温計
	廃食用油	廃食用油	植物油のみ
粗大ごみ		粗大ごみ	自転車、家具、タンス、ふとん、物干し台・さお、スキー板など

2. ごみの排出量及びその性状

2.1 ごみ量の推移

(1) 総排出量

ごみの総排出量の推移を表 3.2.1 及び図 3.2.1、図 3.2.2 に示します。

ごみの総排出量は、平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度以降は、増減を繰り返し、令和 2 年度は、前年度から 972t 減少して 65,919t となっています。

表 3.2.1　ごみの総排出量の推移

単位：t/年

区分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	計画処理区域人口(人)		169,450	170,036	169,889	170,166	170,409	171,162	171,771	172,011	172,403	171,537
総排出量			63,526	63,731	64,329	65,492	66,407	64,882	64,468	66,041	66,891	65,919
	家庭系ごみの排出量		43,127	43,600	43,852	44,136	45,394	44,758	44,759	45,554	46,129	47,288
		可燃ごみ	32,603	33,178	33,179	33,591	34,006	34,227	34,357	34,705	35,598	35,850
		不燃ごみ	1,895	1,978	1,941	1,969	2,237	2,043	2,122	2,210	2,295	2,563
		粗大ごみ	3,190	3,304	3,736	3,831	4,513	4,021	3,915	4,303	3,943	4,151
		資源物	5,373	5,072	4,923	4,677	4,569	4,400	4,365	4,336	4,293	4,724
		その他ごみ（乾電池・蛍光管）	66	68	73	68	69	67	0	0	0	0
	事業系ごみの排出量		16,850	16,765	17,142	18,106	17,977	17,292	17,114	17,963	18,490	17,022
		可燃ごみ	15,357	14,877	15,214	16,024	15,918	15,629	15,659	16,511	16,898	15,559
		不燃ごみ	113	73	55	48	38	42	30	32	37	42
		粗大ごみ	1,380	1,815	1,619	1,776	1,765	1,621	1,425	1,420	1,555	1,421
		資源物	0	0	254	258	256	0	0	0	0	0
	集団回収量		3,549	3,366	3,335	3,250	3,036	2,832	2,595	2,524	2,272	1,609
処理内訳	中間処理量		56,841	57,471	58,237	59,738	60,788	59,670	59,457	61,440	62,573	61,771
	最終処分量		7,358	7,382	7,494	7,580	7,893	7,573	7,376	7,660	7,713	7,815
資源化	総資源化量		9,976	9,672	9,567	8,970	8,976	10,109	10,005	10,127	10,121	10,224
	資源化率（%）		15.7	15.2	14.9	13.7	13.5	15.6	15.5	15.3	15.1	15.5

※1 乾電池及び蛍光管は、分別区分をその他ごみとしていましたが、平成 29 年度から分別区分を変更し、資源物としています。

※2 事業系資源物として、市内で堆肥化を行っている民間業者の受入分を集計していましたが、平成 28 年度より、集計から外しました。

出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3.2.1　ごみの総排出量の推移

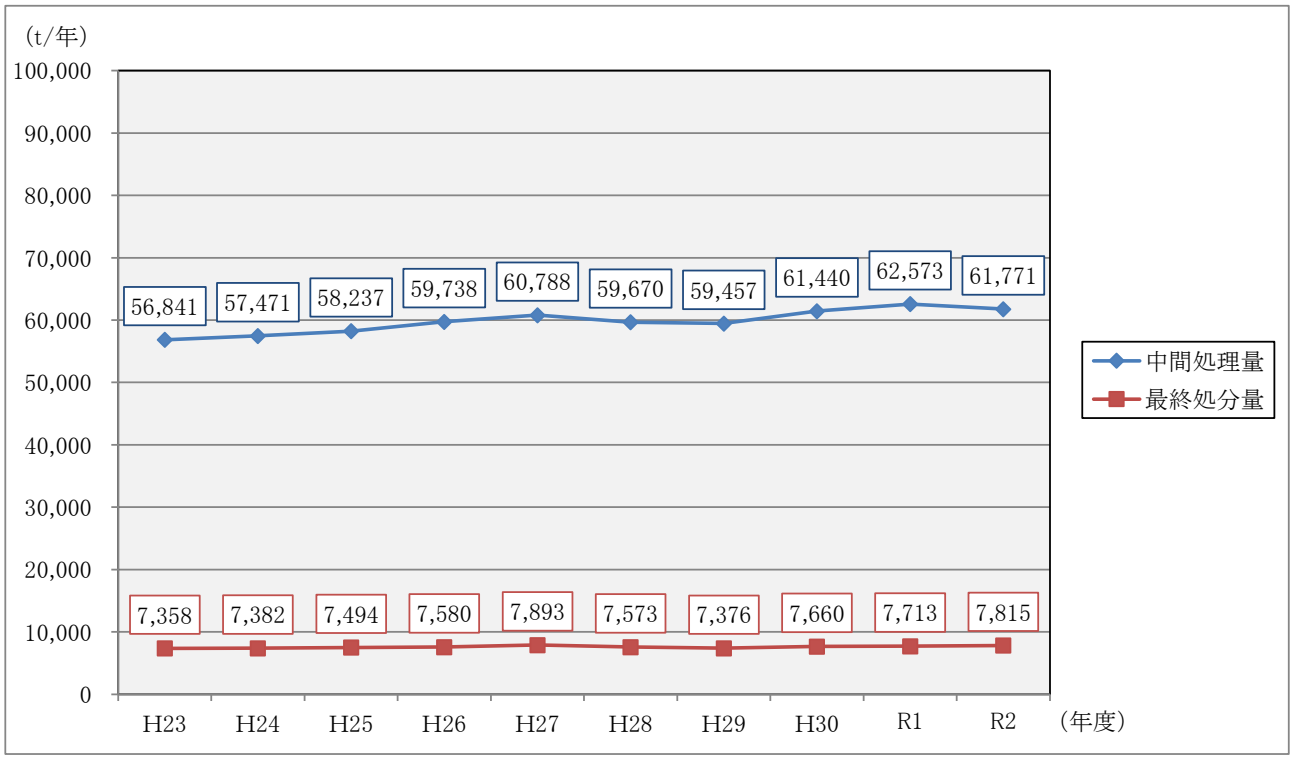

図 3.2.2　中間処理量及び最終処分量の推移

2.2 家庭系ごみの排出量

(1) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の推移を表 3.2.2 及び図 3.2.3 に示します。

家庭系ごみの排出量は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみが増加傾向にありますが、資源物及び集団回収は減少傾向にあり、その合計である総排出量は、増加傾向にあります。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加や使い捨て製品利用の増加により、家庭系ごみ排出量の増加につながったと考えられます。

表 3.2.2　家庭系ごみ排出量の推移

単位：t/年

区分	ごみ・資源物排出量(家庭系)						資源物	総排出量
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他ごみ (乾電池・蛍光管)	資源物 分別収集	小計	集団回収	
	A	B	C	D	E	①=A～E	F	F/②	②=①+F
平成 23 年度	32,603	1,895	3,190	66	5,373	43,127	3,549	7.6%	46,676
平成 24 年度	33,178	1,978	3,304	68	5,072	43,600	3,366	7.2%	46,966
平成 25 年度	33,179	1,941	3,736	73	4,923	43,852	3,335	7.1%	47,187
平成 26 年度	33,591	1,969	3,831	68	4,677	44,136	3,250	6.9%	47,386
平成 27 年度	34,006	2,237	4,513	69	4,569	45,394	3,036	6.3%	48,430
平成 28 年度	34,227	2,043	4,021	67	4,400	44,758	2,832	6.0%	47,590
平成 29 年度	34,357	2,122	3,915	0	4,365	44,759	2,595	5.5%	47,354
平成 30 年度	34,705	2,210	4,303	0	4,336	45,554	2,524	5.2%	48,078
令和元年度	35,598	2,295	3,943	0	4,293	46,129	2,272	4.7%	48,401
令和 2 年度	35,850	2,563	4,151	0	4,724	47,288	1,609	3.3%	48,897

出典：一般廃棄物処理実態調査

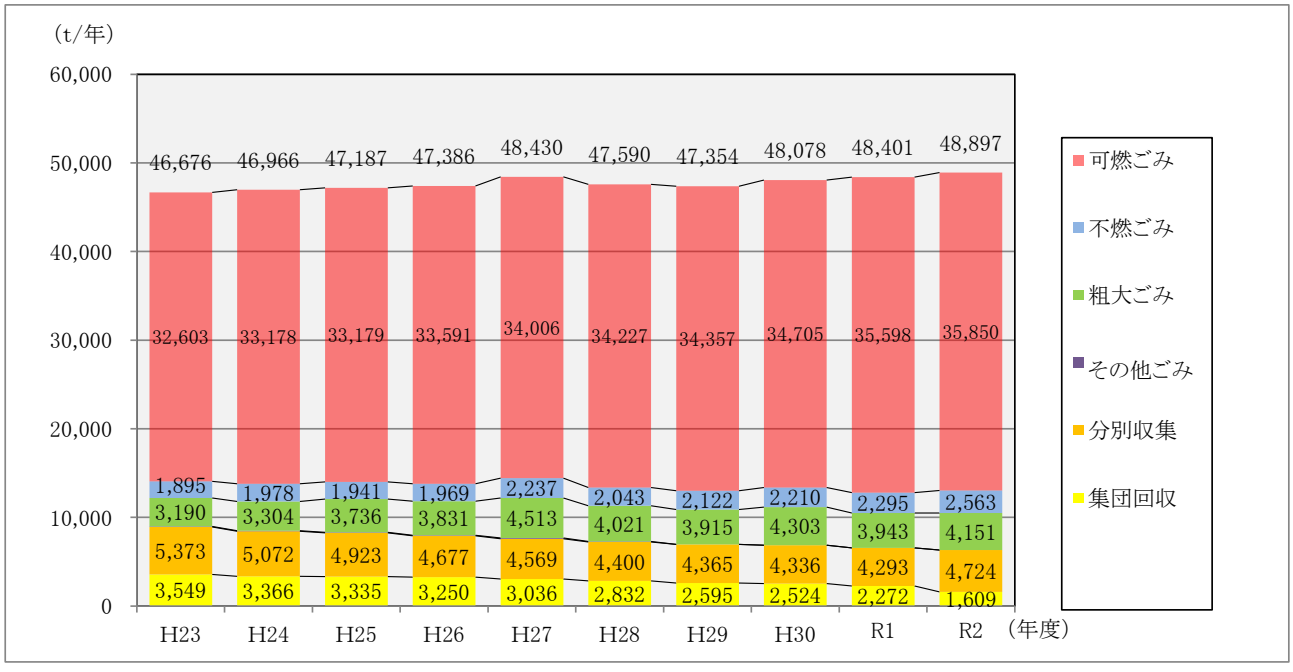

図 3.2.3　家庭系ごみの排出量

(2) 家庭系ごみ１人１日当たりのごみの排出量

家庭系ごみ１人１日当たりのごみの排出量を表 3.2.3 及び図 3.2.4 に示します。

家庭系ごみ１人１日当たりのごみの排出量は、増加傾向にあります。令和２年度は、本市の人口は減少しましたが、家庭系ごみ排出量は増加が続き、令和２年度の１人１日当たりのごみ排出量は、780.9g/人・日となっています。

表 3.2.3　家庭系ごみ１人１日当たりのごみの排出量

単位：g/人・日

区分	ごみ・資源物排出量(家庭系)						資源物	総排出量	人口（人）
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他ごみ（乾電池・蛍光管）	資源物分別収集	小計	集団回収		
	A	B	C	D	E	①=A～E	F	②=①+F	－
平成23年度	525.7	30.6	51.4	1.1	86.6	695.4	57.2	752.6	169,450
平成24年度	534.6	31.9	53.2	1.1	81.7	702.5	54.2	756.7	170,036
平成25年度	535.1	31.3	60.2	1.2	79.4	707.2	53.8	761.0	169,889
平成26年度	540.8	31.7	61.7	1.1	75.3	710.6	52.3	762.9	170,166
平成27年度	545.2	35.9	72.4	1.1	73.3	727.9	48.7	776.6	170,409
平成28年度	547.9	32.7	64.4	1.1	70.4	716.5	45.3	761.8	171,162
平成29年度	548.0	33.8	62.4	0.0	69.6	713.8	41.4	755.2	171,771
平成30年度	552.8	35.2	68.5	0.0	69.1	725.6	40.2	765.8	172,011
令和元年度	564.2	36.4	62.5	0.0	68.0	731.1	36.0	767.1	172,403
令和２年度	572.6	40.9	66.3	0.0	75.4	755.2	25.7	780.9	171,537

出典：一般廃棄物処理実態調査

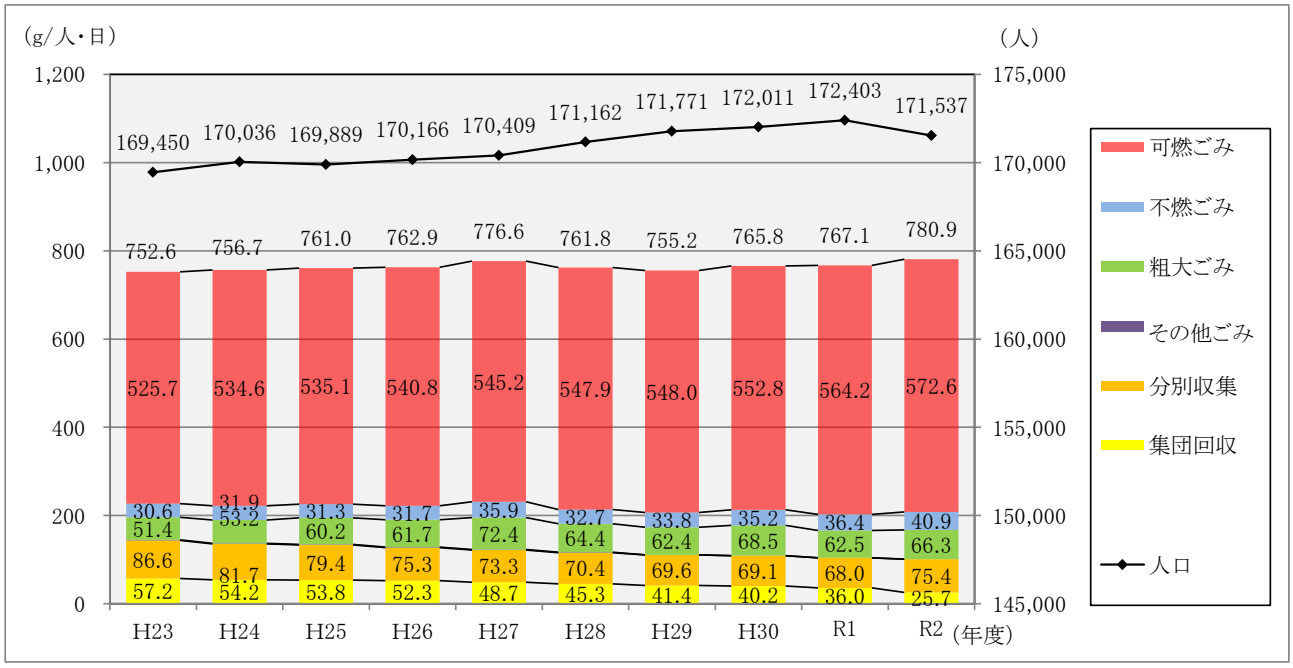

図 3.2.4　家庭系ごみ１人１日当たりのごみの排出量

2.3 事業系ごみの排出量

(1) 事業系ごみの排出量及び１日当たりのごみの排出量

事業系ごみ排出量の推移を表 3.2.4 及び図 3.2.5 に示します。

事業系ごみ排出量は、増減を繰り返していますが、緩やかな増加傾向にあります。

令和 2 年度の事業系可燃ごみは、前年度から 1,339t 減少して 15,559t となりましたが、この原因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークなどで、オフィス等での活動時間が減少したことや事業活動が停滞したためと考えられます。

表 3.2.4　事業系ごみ排出量の推移

単位：t/年

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	総排出量	1日当たりのごみ排出量（ｔ/日）
平成23年度	15,357	113	1,380	0	16,850	46.04
平成24年度	14,877	73	1,815	0	16,765	45.93
平成25年度	15,214	55	1,619	254	17,142	46.96
平成26年度	16,024	48	1,776	258	18,106	49.61
平成27年度	15,918	38	1,765	256	17,977	49.12
平成28年度	15,629	42	1,621	0	17,292	47.38
平成29年度	15,659	30	1,425	0	17,114	46.89
平成30年度	16,511	32	1,420	0	17,963	49.21
令和元年度	16,898	37	1,555	0	18,490	50.52
令和2年度	15,559	42	1,421	0	17,022	46.64

出典：一般廃棄物処理実態調査

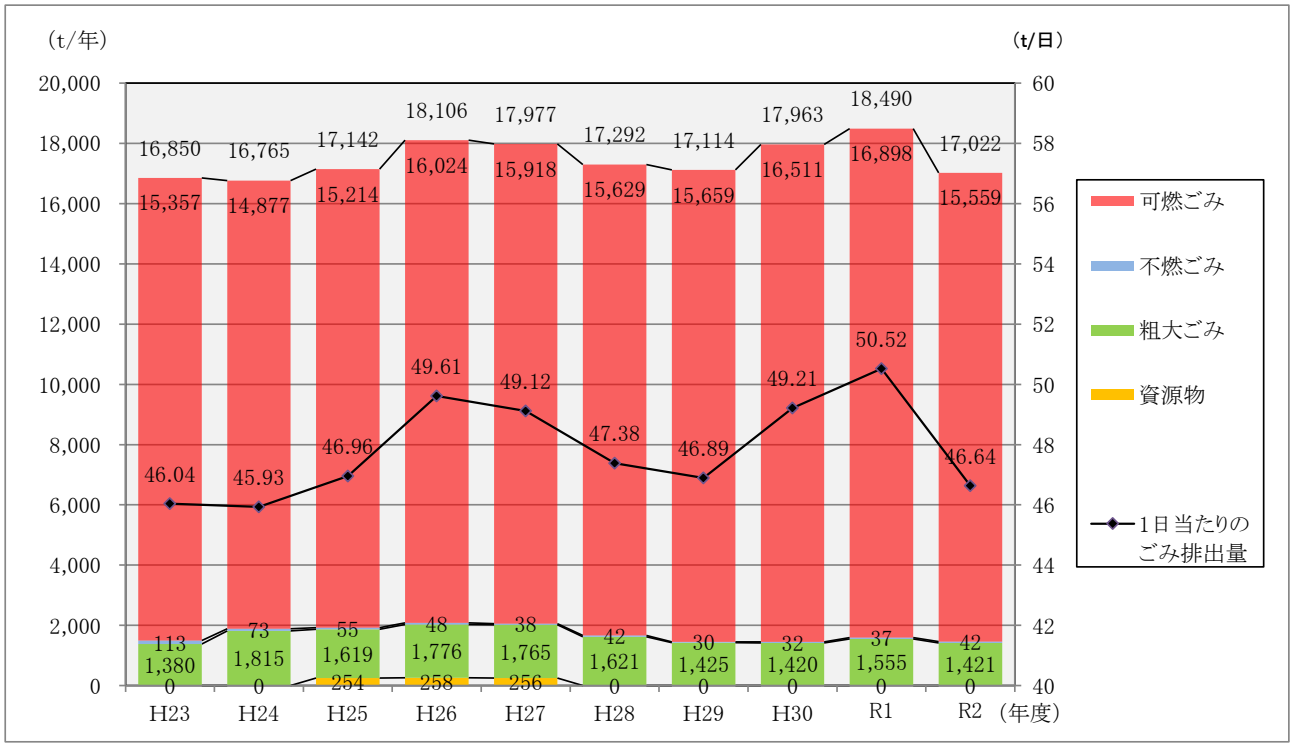

図 3.2.5　事業系ごみの排出量

2.4 リサイクル率の推移

資源物量とリサイクル率の推移を表 3.2.5 及び図 3.2.6 に示します。

資源物量、リサイクル率ともに平成 27 年度まで減少傾向にありましたが、平成 28 年度から剪定枝の資源化を開始し、それ以降、資源物量は増加傾向で、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しています。

表 3.2.5　資源物量とリサイクル率の推移

単位：t/年

区分	総排出量	総資源化量				リサイクル率（%）
		集団回収	（%）	資源物量	合計	
平成 23 年度	63,526	3,549	5.6	6,427	9,976	15.7
平成 24 年度	63,731	3,366	5.3	6,306	9,672	15.2
平成 25 年度	64,329	3,335	5.2	6,232	9,567	14.9
平成 26 年度	65,492	3,250	5.0	5,720	8,970	13.7
平成 27 年度	66,407	3,036	4.6	5,940	8,976	13.5
平成 28 年度	64,882	2,832	4.4	7,277	10,109	15.6
平成 29 年度	64,468	2,595	4.0	7,410	10,005	15.5
平成 30 年度	66,041	2,524	3.8	7,603	10,127	15.3
令和元年度	66,891	2,272	3.4	7,849	10,121	15.1
令和 2 年度	65,919	1,609	2.4	8,615	10,224	15.5

出典：一般廃棄物処理実態調査

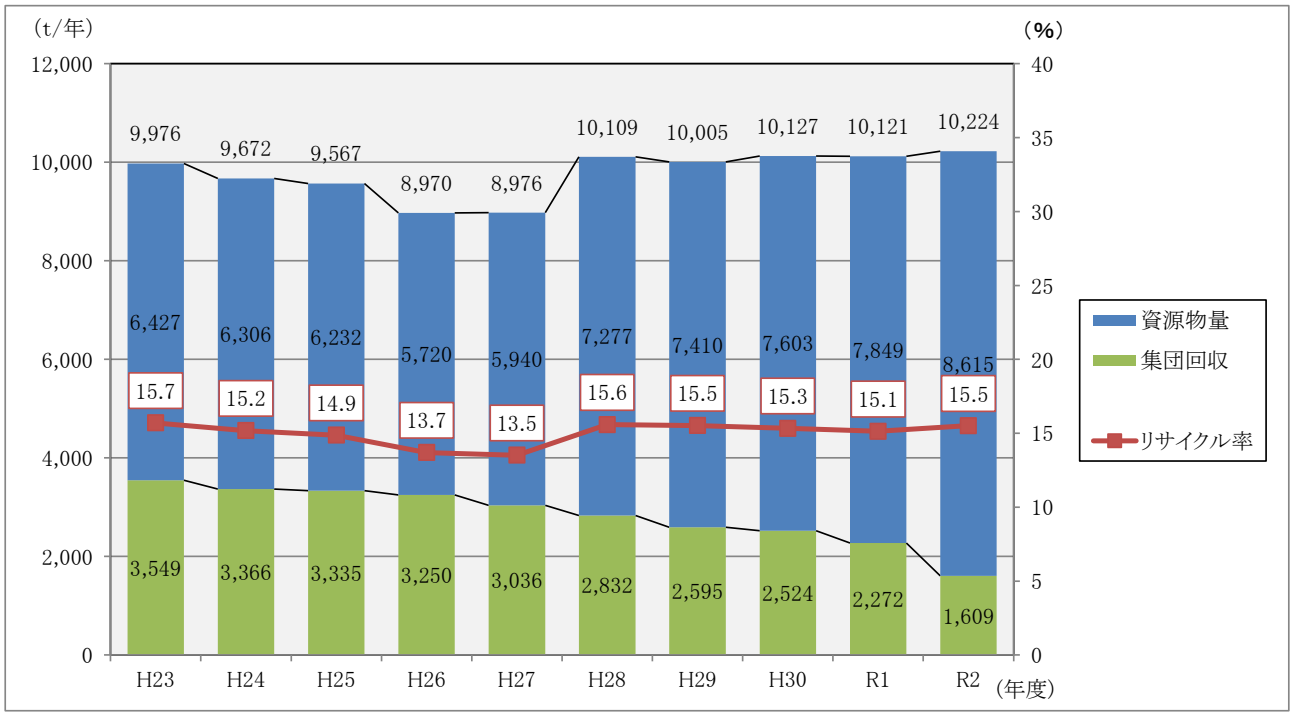

図 3.2.6　資源物量とリサイクル率の推移

2.5 集団回収率の比較

令和元年度の本市と他市との集団回収率の比較を表 3.2.6 及び図 3.2.7 に示します。

令和元年度の本市の集団回収率は 4.7%であり、愛知県全体と比較すると低い値となっています。

県内同規模の都市の中では、豊川市より高く、安城市や小牧市より低い値となっています。また、近隣の岡崎市、幸田町よりも低い値となっています。

表 3.2.6　他市との集団回収率の比較（令和元年度実績）

単位：t/年

区分	家庭系 収集ごみ量		集団回収量		合計	
愛知県	1,686,021	92.9%	129,729	7.1%	1,815,750	100%
西尾市	46,129	95.3%	2,272	4.7%	48,401	100%
岡崎市	89,648	93.9%	5,817	6.1%	95,465	100%
豊川市	50,146	97.0%	1,560	3.0%	51,706	100%
安城市	43,489	94.5%	2,545	5.5%	46,034	100%
小牧市	30,548	88.1%	4,121	11.9%	34,669	100%
刈谷市	35,912	93.2%	2,636	6.8%	38,548	100%
半田市	32,353	91.1%	3,143	8.9%	35,496	100%
幸田町	7,500	88.8%	950	11.2%	8,450	100%

出典：一般廃棄物処理実態調査

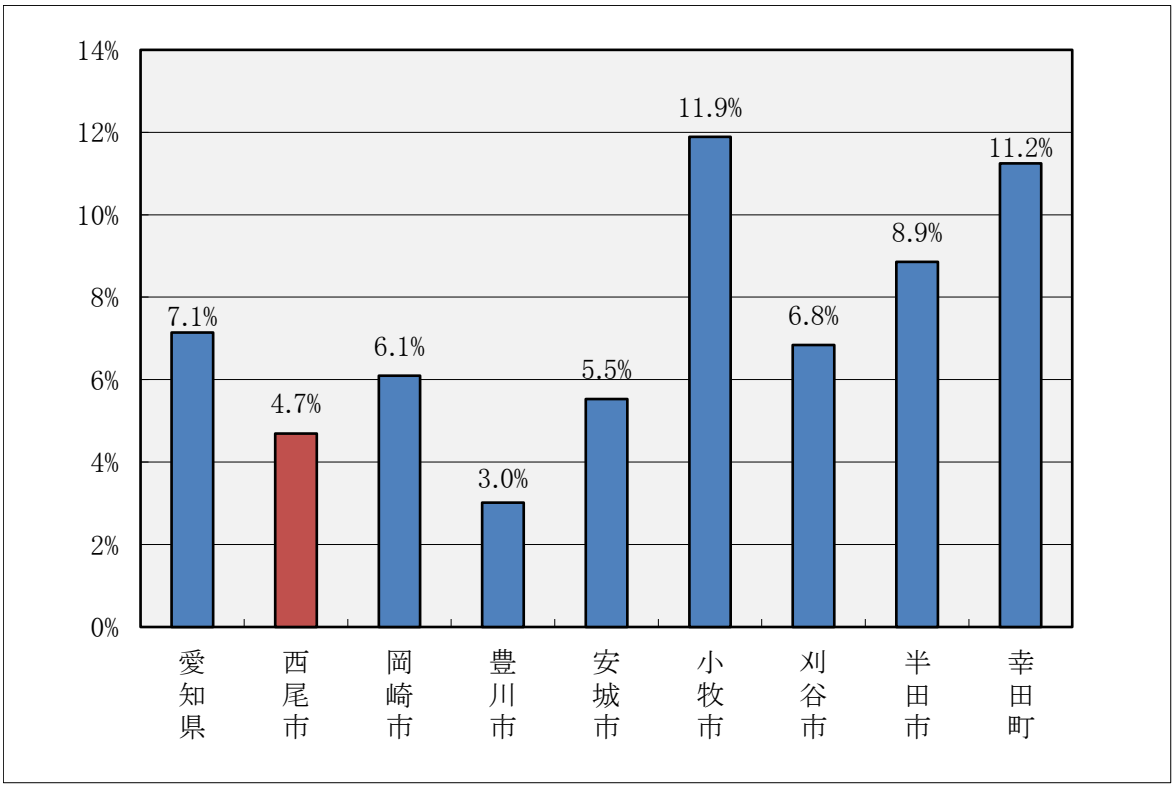

図 3.2.7　他市との集団回収率の比較（令和元年度実績）

2.6 生ごみ減量化事業の実績

生ごみ減量化事業の実績を表 3.2.7 及び図 3.2.8～図 3.2.10 に示します。

生ごみ処理器（コンポスト）の補助件数、交付金額は、平成 23 年度をピークに増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、令和元年度、令和 2 年度はわずかに増加しました。

生ごみ処理機の補助件数、交付金額は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

ぼかしによる生ごみ堆肥化事業の申込世帯数、無料配布の配布数は、平成 28 年度まで横ばいで推移していましたが、平成 29 年度に配布世帯を 2,000 世帯に、令和元年度に 1,800 世帯に縮小しています。

表 3.2.7　生ごみ減量化事業の実績

	区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ処理器（コンポスト）	補助件数(基)	101	88	99	76	62	79	80	44	73	78
	交付金額(円)	289,000	242,900	283,300	207,700	173,300	229,400	222,000	118,000	207,000	217,300

※[1] 補助対象数は 1 世帯 2 基まで

※[2] 補助金の額は販売価格の 2 分の 1（限度額 100L 以上 300L 未満 3,000 円、300L 以上は 4,000 円）

	区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ処理機	補助件数(基)	42	35	36	31	46	34	32	26	26	29
	交付金額(円)	840,000	700,000	720,000	609,000	916,000	661,000	640,000	468,000	505,000	554,000

※[1] 補助対象数は 1 世帯 1 基まで

※[2] 補助金の額は販売価格の 2 分の 1（限度額 20,000 円）

	区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ぼかしによる生ごみ堆肥化	申込世帯数	2,560	2,671	2,530	2,642	2,625	2,513	2,000	1,994	1,800	1,709
	配布数(袋)	27,057	26,145	26,001	25,786	25,760	26,345	19,319	20,741	18,800	14,209

※無料配布は 1 世帯あたり年間 12 袋（500g 入り）

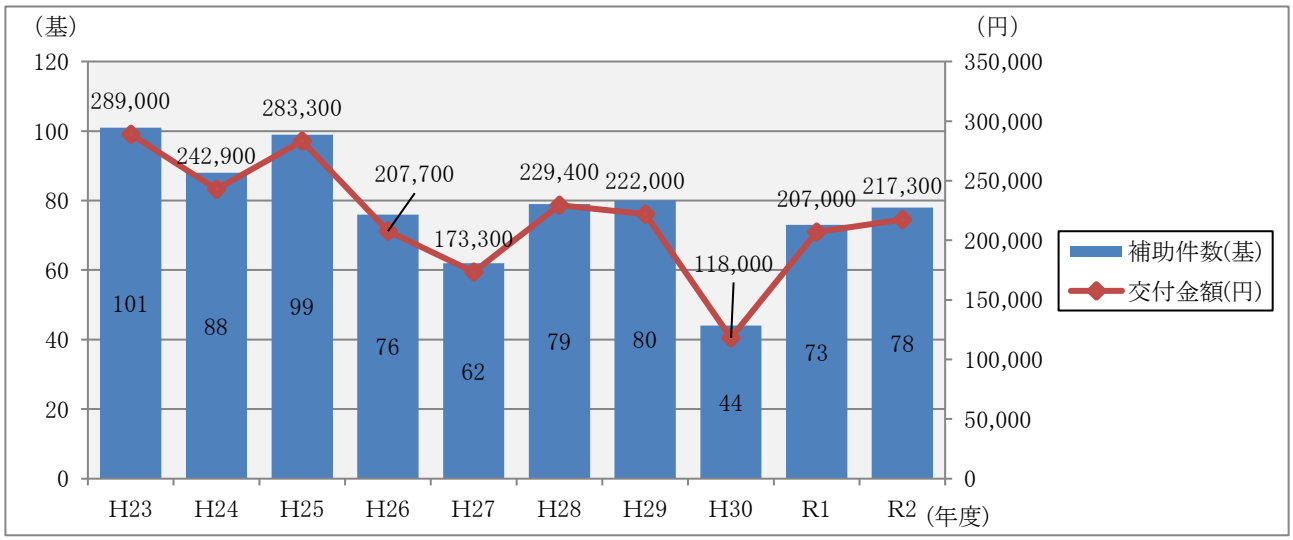

図 3.2.8　生ごみ処理器（コンポスト）の導入実績

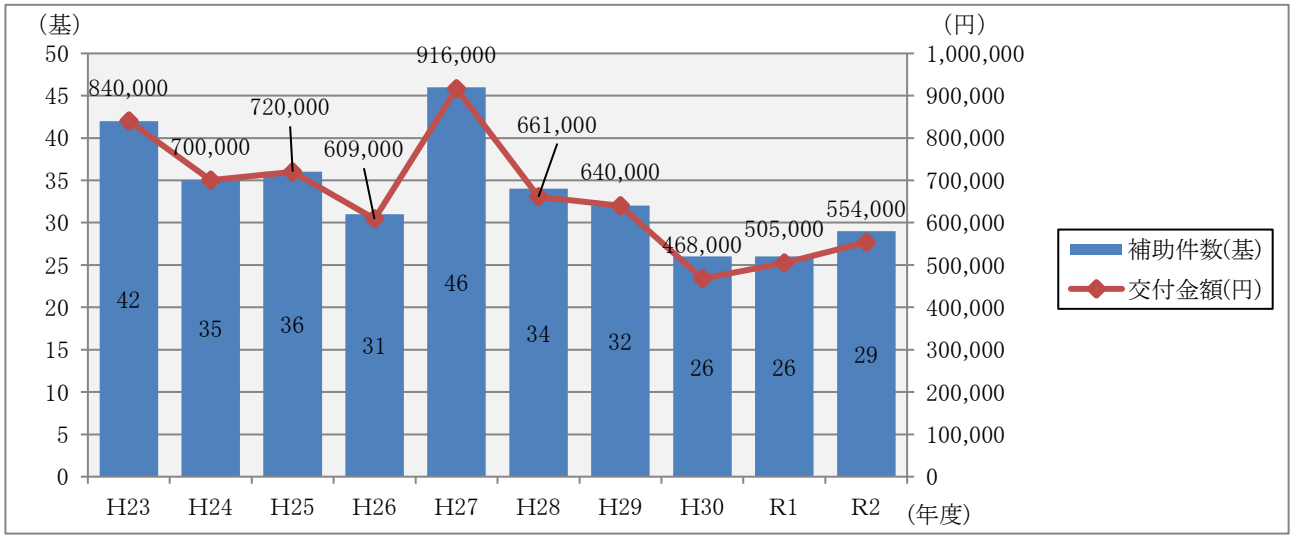

図 3.2.9　生ごみ処理機の導入実績

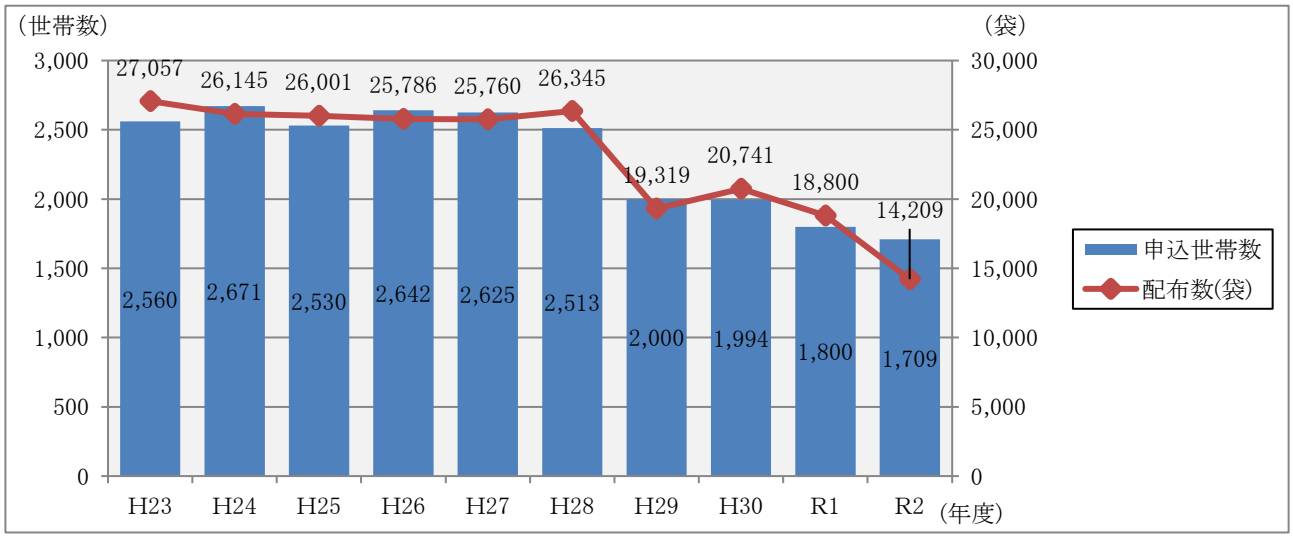

図 3.2.10　ぼかしによる生ごみ堆肥化事業参加実績

2.7 ごみ組成及び低位発熱量の推移

(1) ごみ組成

西尾市クリーンセンターにおける可燃ごみ質試験結果の推移を表 3.2.8 及び図 3.2.11～図 3.2.13 に示します。

紙類の割合は、42～46%で推移していましたが、令和 2 年度は 41%とわずかに減少しています。

ビニール・ゴム類の割合はわずかに増加傾向がみられます。

厨芥類は、年度により変動がありますが、概ね横ばいで推移しています。

三成分の割合は、水分が約 51～56%、可燃物が約 38～42%、灰分が約 6～7%となっています。比率の大きな変化はみられません。

表 3.2.8　可燃ごみ質試験結果の推移

単位：%

区分	種　　類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ組成の推移（乾基準）	紙　類	43.3	44.8	44.2	44.7	42.4	46.2	44.5	45.2	42.1	41.0
	繊維類	1.7	1.4	1.1	1.4	1.8	1.3	1.3	1.2	1.0	2.2
	ビニール ゴム類	16.9	17.7	19.0	17.1	19.9	18.0	17.9	19.9	20.5	19.9
	木・草類	11.1	9.3	10.0	8.8	8.5	9.1	9.6	7.5	8.9	10.1
	厨芥類	18.9	19.9	19.0	20.4	18.5	17.4	19.4	18.1	20.2	18.9
	不燃物類	3.4	3.1	2.8	3.3	4.8	3.9	3.0	4.7	3.9	2.7
	その他	4.7	3.8	3.9	4.3	4.1	4.1	4.3	3.4	3.4	5.2
三成分	水　分	53.0	53.7	54.4	54.3	52.2	50.8	53.3	52.0	56.0	53.8
	可燃物	40.6	39.9	38.8	38.8	41.4	42.2	40.5	41.7	38.1	39.8
	灰　分	6.4	6.4	6.8	6.9	6.4	7.0	6.3	6.3	6.0	6.4

※端数を四捨五入しているため、合計が 100.0 にならない場合があります。

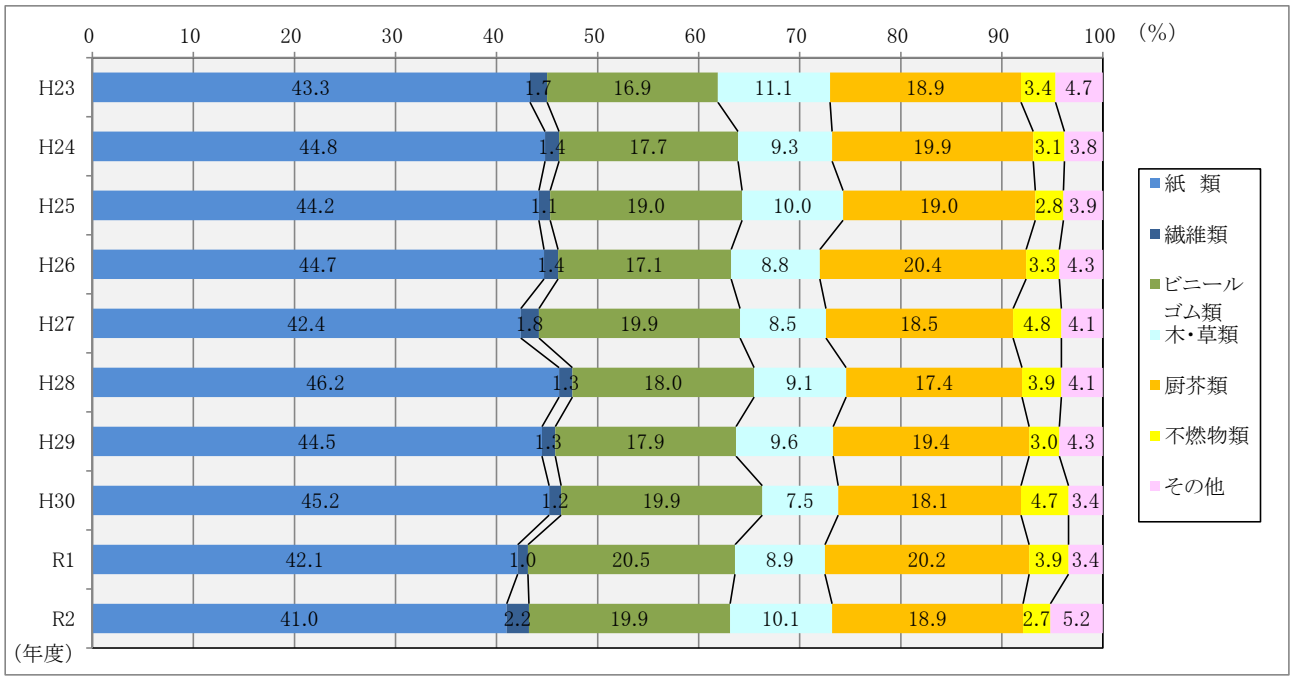

図 3.2.11　可燃ごみ質試験結果の推移

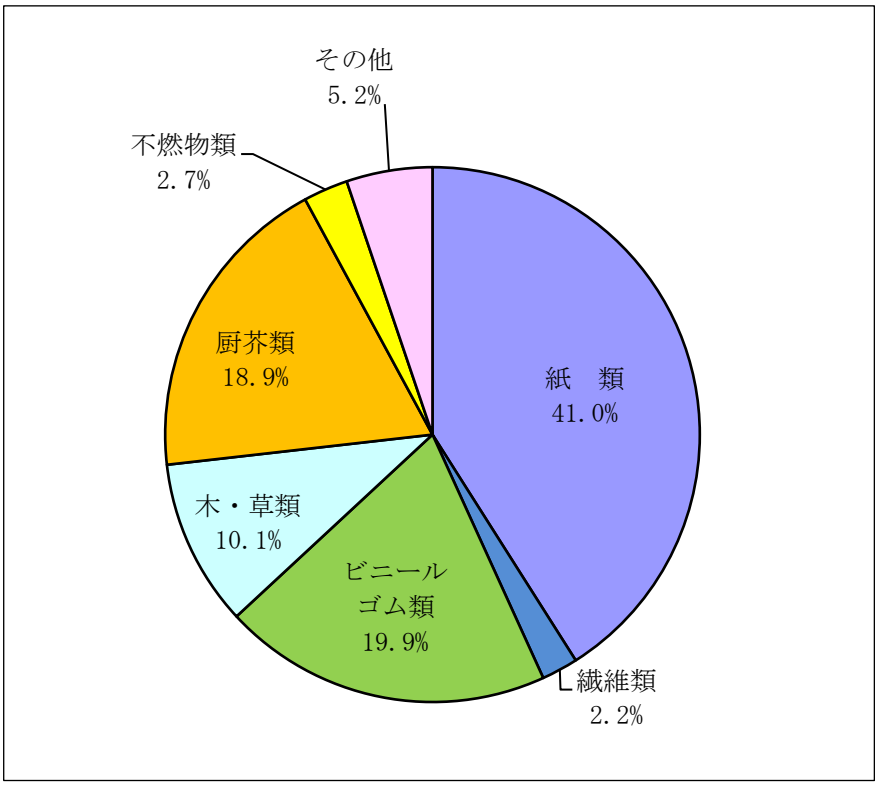

図 3.2.12　可燃ごみ質試験結果（令和 2 年度）

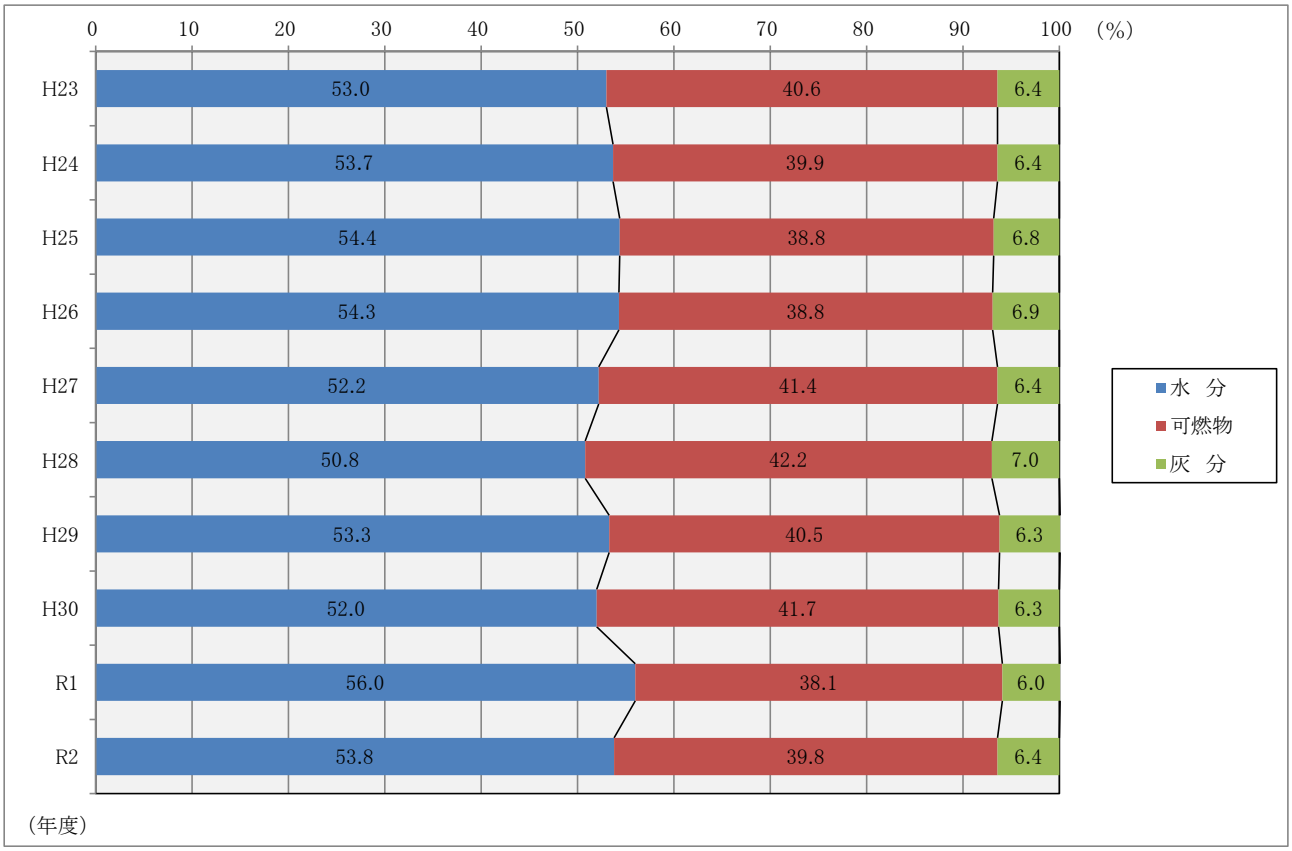

図 3.2.13　三成分の推移

(2) 低位発熱量

西尾市クリーンセンターにおける低位発熱量の推移を表 3.2.9 及び図 3.2.14 に示します。

低位発熱量は、施設の設計ごみ質の範囲内で推移しています。

表 3.2.9　低位発熱量の推移

単位：kJ/kg

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
低位発熱量	7,357	7,261	7,084	6,732	7,658	7,714	7,337	7,828	7,020	7,344

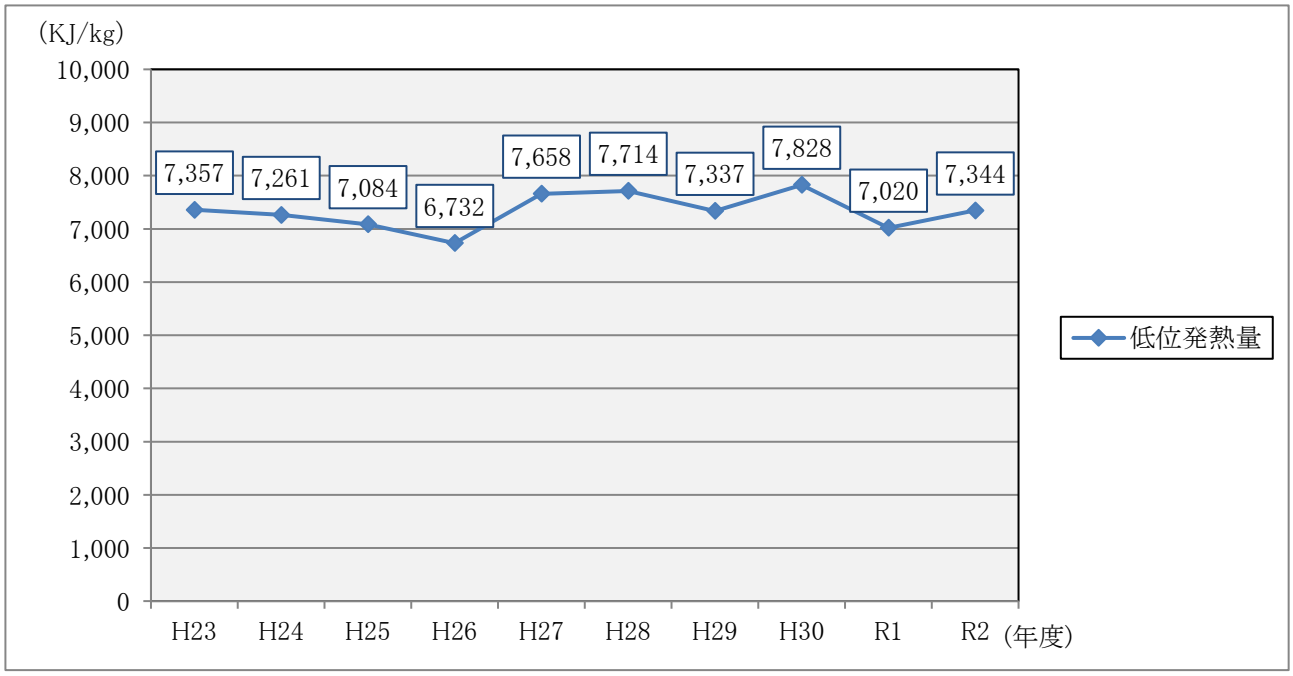

図 3.2.14　低位発熱量の推移

3. ごみ処理の実績

3.1 収集・運搬

本市が保有する収集・運搬車両を表 3.3.1 に示します。

表 3.3.1　収集・運搬車両

単位：台

車種	4tパッカー車	3.5tパッカー車	3tパッカー車	2tパッカー車	3tダンプ	2tダンプ	4t汚泥車	2t散水車	ホイルローダー	油圧ショベル	2tトラック	軽貨物	軽四トラック	計
ごみ収集			3	1									1	5
埋立場						2		1	2	4	1			10
上泥収集	1				1	3	1		2		1			9
資源収集			1	1										2
粗大ごみ運搬											2		2	4
予備車		2		1										3
事務所												2		2
計	1	2	4	3	1	5	1	1	4	4	4	2	3	35

※R3 年 4 月 1 日現在

3.2 中間処理

(1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3.3.2 に示します。

市内から発生するごみは、西尾市クリーンセンターへ搬入し、可燃ごみは、焼却炉で焼却処分を行っています。

不燃系ごみ（不燃ごみ、不燃性粗大ごみ）は、リサイクル施設にて破砕処理され、鉄くず類、アルミ、可燃物、残渣に選別処理をしています。また、ペットボトルは、圧縮・梱包処理を行い、プラスチック製容器包装については、受け入れ貯留ヤードに集められ、手選別により不適物を除去し圧縮・梱包処理をしています。

表 3.3.2　中間処理施設の概要

施設名	西尾市クリーンセンター			
	ごみ焼却棟、リサイクル棟、管理棟・リサイクルプラザ棟、廃プラスチック減容処理施設			
処理対象区域	市全域			
所在地	西尾市吉良町岡山大岩山65番地			
敷地面積	約44,487㎡			
施設名	ごみ焼却施設	リサイクル施設		
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	ペットボトル	プラスチック製容器包装
処理能力	65t/日×24h×3炉 (計195t/日)	不　　燃：42.5t/5h 不燃粗大：　7.5t/5h	300kg/h	8.1t/5h
処理方式	全連続燃焼式流動床炉	2軸せん断破砕機 ＋横型回転破砕機	圧縮・梱包	圧縮・梱包
稼働開始	平成12年4月			平成18年4月
余熱利用	発電＋場外熱供給	―	―	―

図 3.3.1　中間処理施設配置図及び管理棟（西尾市クリーンセンター）

(2) 中間処理量の推移

中間処理量の推移を表 3.3.3 及び図 3.3.2 に示します。

中間処理量は、直接焼却量の増加や資源化施設における中間処理量の増加により増加傾向にありますが、令和 2 年度は事業系可燃ごみの減少により減少しています。

本市では、資源化施設から排出される可燃残渣のみを焼却処理していましたが、平成 30 年度より、不燃残渣も焼却処理しています。

また、燃料化施設において、廃食用油の燃料化を行っていましたが、平成 28 年度に施設を解体し、平成 29 年度以降は、民間施設により処理を行っています。

表 3.3.3　中間処理量の推移

単位：t/年

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中間処理	56, 841	57, 471	58, 237	59, 738	60, 788	59, 670	59, 457	61, 440	62, 573	61, 771
ごみ焼却処理	52, 300	53, 026	53, 566	55, 064	55, 924	53, 454	53, 135	54, 967	55, 810	54, 657
直接焼却（焼却施設）	51, 997	52, 703	53, 279	54, 777	55, 671	53, 214	52, 929	54, 323	55, 158	53, 977
処理残渣（リサイクル施設）	303	323	287	287	253	240	206	644	652	680
焼却以外の中間処理（ごみ焼却施設分を除く）	4, 541	4, 445	4, 671	4, 674	4, 864	6, 216	6, 322	6, 473	6, 763	7, 114
資源化施設	4, 531	4, 437	4, 410	4, 413	4, 599	6, 208	6, 322	6, 473	6, 763	7, 114
堆肥化施設	0	0	254	253	256	0	0	0	0	0
燃料化施設	10	8	7	8	9	8	0	0	0	0

※平成 25～27 年度まで、市内で堆肥化を行っている民間施設の中間処理量を堆肥化施設の中間処理量として集計していましたが、平成 28 年度以降は集計をとりやめています。

出典：一般廃棄物処理実態調査

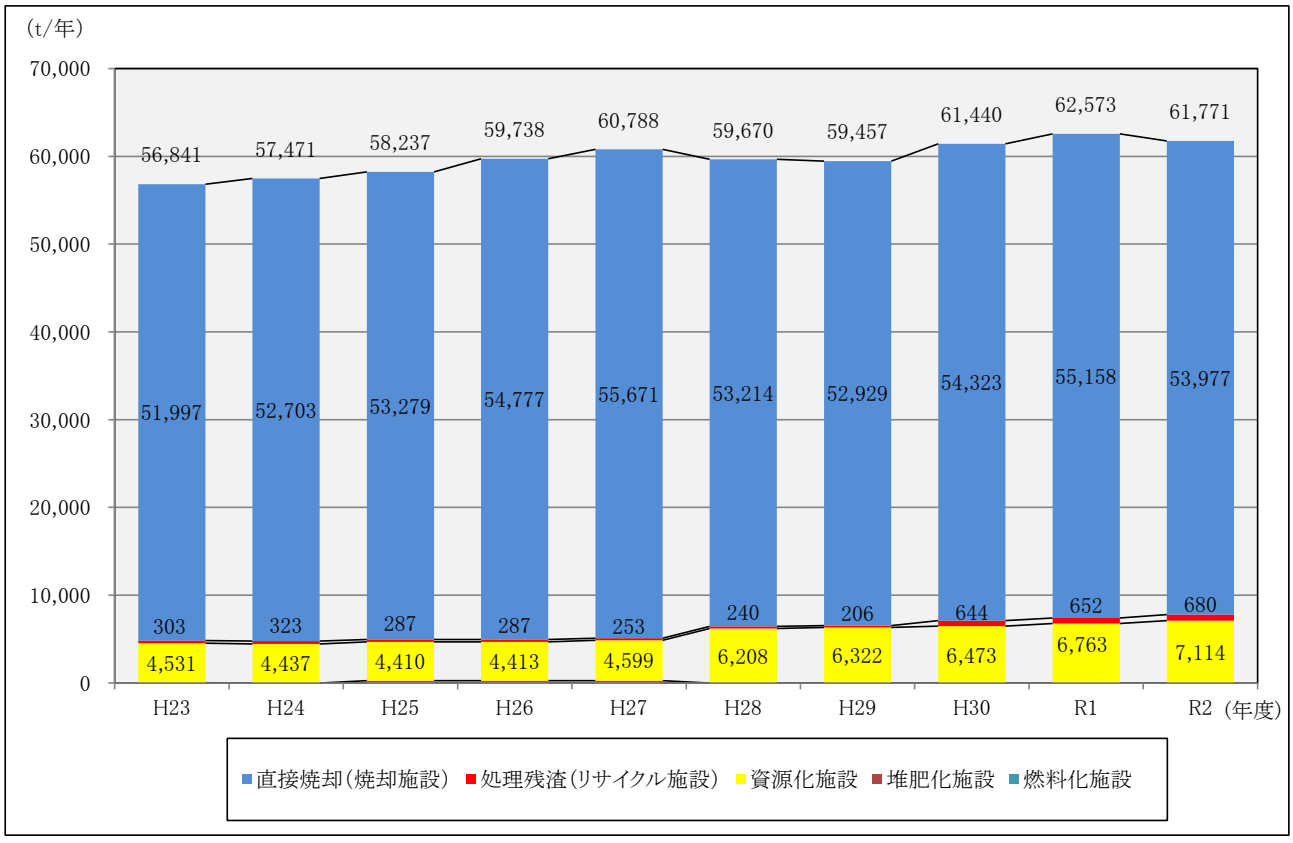

図 3.3.2　中間処理量の推移

3.3 最終処分場

(1) 最終処分場の概要

本市では、市内に 4 つの最終処分場を管理しています。家庭系の埋立ごみは、各地区の最終処分場で埋立処分をしています。また、西尾市クリーンセンターの焼却残渣は、市が管理する最終処分場のほかに、(公財) 愛知臨海環境整備センター (略称 : アセック) に搬出し、埋立処分をしています。

市内の 4 つの最終処分場と、(公財) 愛知臨海環境整備センター (略称 : アセック) の最終処分場の概要を表 3.3.4 に示します。

表 3.3.4　最終処分場の概要

地区名	西尾地区	一色地区
施　設　名	西尾市平原地区 一般廃棄物最終処分場	西尾市一色地区 一般廃棄物最終処分場
所在地	西尾市平原町花籠60番地1	西尾市一色町細川四ノ割1番地
埋立面積	16,800㎡	10,000㎡
埋立容量	146,000㎥	49,000㎥
供用開始	平成8年4月	平成7年4月
埋立方法	準好気性埋立 (セル方式)	準好気性埋立 (ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ方式)
浸出液処理方式	生物脱窒処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理＋滅菌処理	生物脱窒処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理＋滅菌処理
残余容量	102,596㎥	15,971㎥

地区名	吉良地区	幡豆地区
施　設　名	西尾市吉良地区 一般廃棄物最終処分場	西尾市幡豆地区 一般廃棄物最終処分場
所在地	西尾市吉良町饗庭二本松１番地	西尾市鳥羽町笹頭49番地1
埋立面積	9,400㎡	7,100㎡
埋立容量	46,500㎥	38,824㎥
供用開始	平成3年3月	平成6年4月
埋立方法	準好気性埋立 (ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ方式)	準好気性埋立 (ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ方式)
浸出液処理方式	生物脱窒処理＋凝集沈殿処理＋ろ過・活性炭吸着＋滅菌処理	生物脱窒処理＋凝集沈殿処理＋ろ過・活性炭吸着＋滅菌処理
残余容量	21,413㎥	21,877㎥

地区名	－
施　設　名	衣浦港３号地廃棄物最終処分場 ※（公財）愛知臨海環境整備センター （略称：アセック）が管理
所在地	知多郡武豊町字旭１番及び 一号地１７番２の地先公有水面
埋立面積	47.2ｈａ
埋立容量	5,380,000㎥
供用開始	安定型区画：平成22年7月 管理型区画：平成23年3月
埋立方法	準好気性埋立 (ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ方式)
浸出液処理方式	凝集沈殿処理＋生物脱窒処理＋ろ過・活性炭吸着＋滅菌処理
残余容量	安定型区画：　162,234㎥ 管理型区画：2,530,172㎥

※残余容量は令和 3 年 3 月 31 日現在

(2) 最終処分量の推移

最終処分量の推移を表 3.3.5 及び図 3.3.3 に示します。

最終処分量は平成 27 年度まで増加傾向がみられましたが、平成 28 年度、平成 29 年度に一旦減少しましたが、平成 30 年度以降は再び増加傾向となっています。

リサイクル施設から排出される不燃残渣は、平成 29 年度より焼却施設で焼却処理しているため、平成 30 年度以降、不燃残渣の埋立量は 0t となっています。

表 3.3.5　最終処分量の推移

単位：t/年

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最終処分量	7,358	7,382	7,494	7,580	7,893	7,573	7,376	7,660	7,713	7,815
直接最終処分	551	564	500	434	574	488	485	589	609	820
中間処理残渣の埋立	6,807	6,818	6,994	7,146	7,319	7,085	6,891	7,071	7,104	6,995
焼却残渣の埋立（焼却施設）	6,248	6,300	6,479	6,633	6,811	6,634	6,477	7,071	7,104	6,995
処理残渣の埋立（リサイクル施設）	559	518	515	513	508	451	414	0	0	0

出典：一般廃棄物処理実態調査

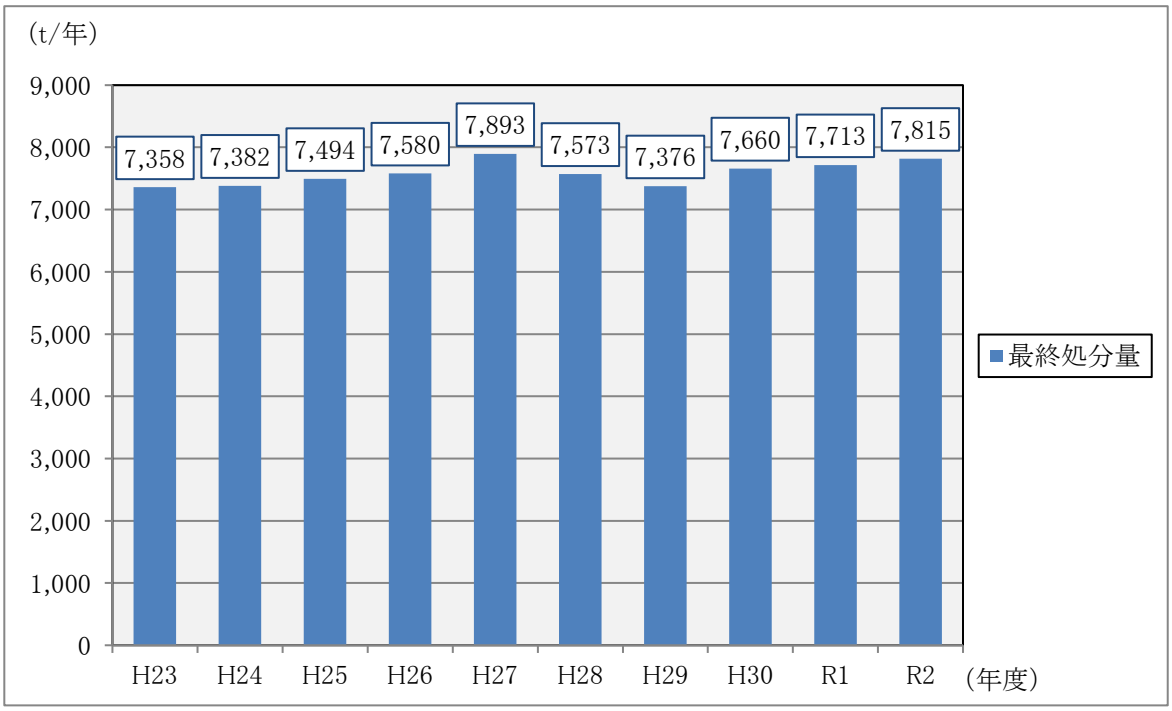

図 3.3.3　最終処分量の推移

(3) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移を表 3.3.6 及び図 3.3.4、図 3.3.5 に示します。

ごみ処理量は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和 2 年度は減少しました。

一方、ごみ処理単価は減少傾向にありましたが、平成 30 年度以降、増加傾向となっています。

表 3.3.6　ごみ処理経費の推移

区分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理量		(t/年)	59,977	60,365	60,994	62,242	63,371	64,885	64,463	66,042	66,892	65,919
ごみ処理経費	人件費	(千円)	571,891	537,963	533,639	557,451	579,119	561,293	540,089	539,647	558,983	532,260
	処理費	(千円)	276,153	297,537	332,013	114,322	335,689	297,311	249,912	355,765	519,912	279,339
	収集・運搬	(千円)	35,115	43,993	43,677	57,894	60,295	61,377	32,881	37,781	33,025	31,468
	中間処理	(千円)	205,194	215,258	242,240	22,795	234,568	192,053	186,467	244,117	450,545	230,527
	最終処分	(千円)	35,844	38,286	46,096	33,633	40,826	43,881	30,564	73,867	36,342	17,344
	車両等購入費	(千円)	0	890	4,500	14,550	27,355	27,067	12,438	9,231	9,720	13,132
	委託費	(千円)	1,063,865	1,045,301	1,070,497	1,141,555	991,310	990,537	1,006,277	950,746	843,774	1,186,271
	組合分担金	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	(千円)	1,911,909	1,881,691	1,940,649	1,827,878	1,933,473	1,876,208	1,808,716	1,855,389	1,932,389	2,011,002
処理単価		(円/kg)	31.9	31.2	31.8	29.4	30.5	28.9	28.1	28.1	28.9	30.5

出典：一般廃棄物処理実態調査

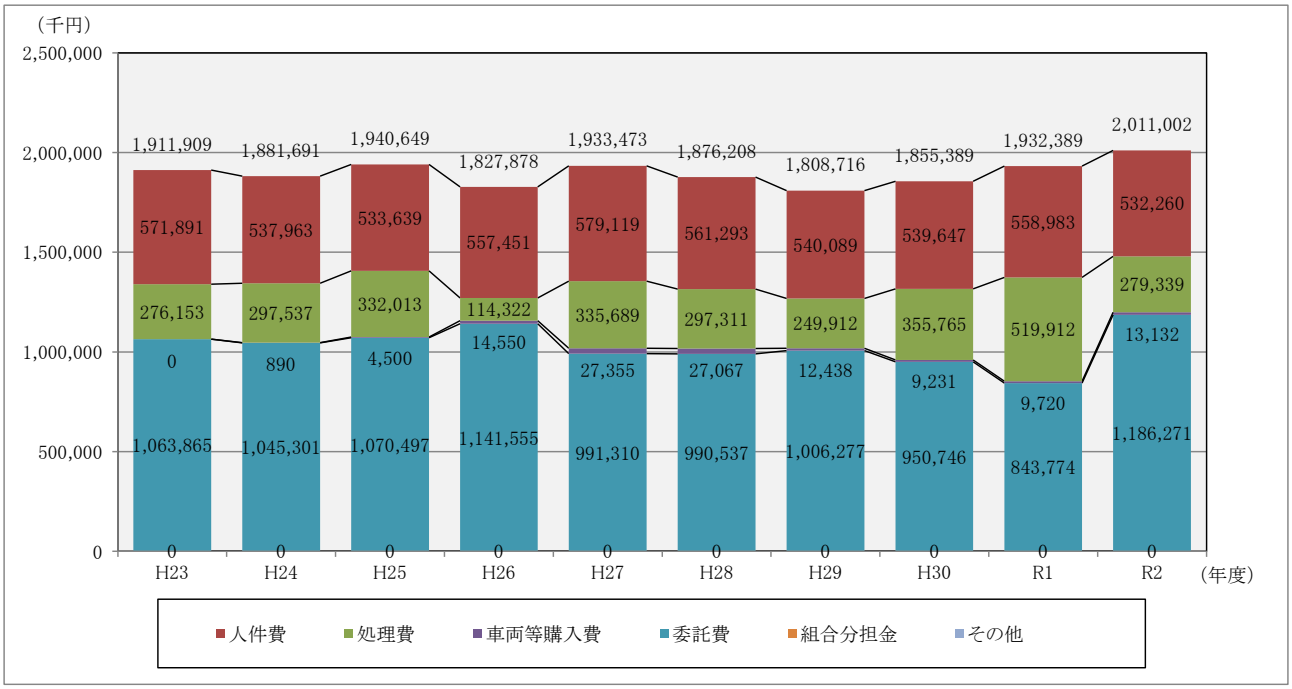

図 3.3.4　ごみ処理経費の推移

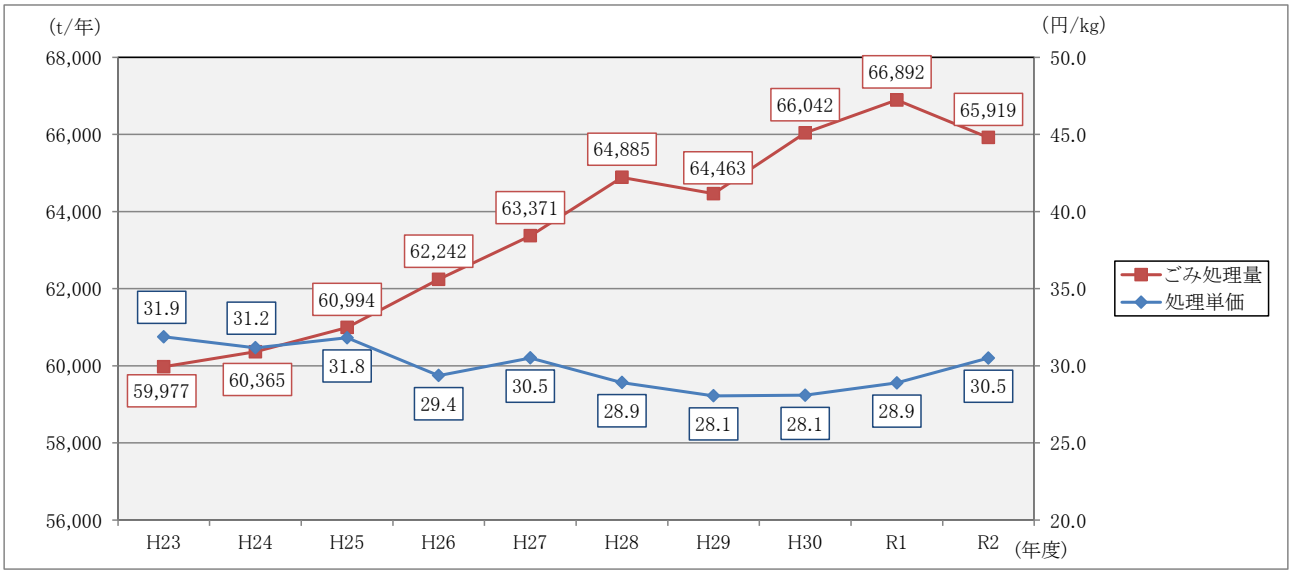

図 3.3.5　ごみ処理量及び処理単価の推移

第 4 章　問題点・課題の抽出

1. 発生抑制・資源化における課題

1.1 排出量の増加

(1) 家庭系ごみの発生抑制

家庭系ごみは増加傾向にあり、特に可燃ごみの増加が顕著です。令和 2 年度の家庭系可燃ごみの排出量は 35,850t と平成 23 年度と比較し、約 3,000t 以上増加しています。可燃ごみの増加は、焼却量の増加に直結します。西尾市クリーンセンター（焼却施設）では、焼却量の増加に伴い、処理が逼迫し、設備のメンテナンス期間が十分に確保できないなどの影響が出始めているため、排出量の削減を図る必要があります。

ごみ質試験結果の割合をみると、紙類の占める割合が 40%以上と高いことから、紙類の分別を徹底する必要があります。令和 2 年 7 月にはリサイクル可能な紙類の可燃ごみへの混入を削減するため、雑がみの回収範囲を拡大し、再生困難な難再生古紙についても雑がみとしての回収を開始しましたが、さらなる PR が必要となっています。

また、可燃ごみの三成分の割合をみると、水分の占める割合が 50%以上と高いことから、厨芥類の水切りを徹底する必要があります。

(2) 事業系ごみの発生抑制

事業系ごみは 16,700～18,500t の範囲で増減を繰り返しながら推移しています。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に事業系ごみは減少していますが、事業活動の回復により事業系ごみの量が再び増加すると見込まれることから、引き続き、継続的な啓発・指導による発生抑制対策が必要と考えられます。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、外出自粛によって、家庭内で過ごす時間が増えたことや自宅の片付けが進んだことにより、令和 2 年度は家庭系ごみの排出が増加しました。今後もコロナウイルスを始めとする感染症対策として、生活様式の変化によりごみ排出量が影響を受けると想定されるため、その動向を注視する必要があります。

1.2 資源物の減少

家庭系ごみは増加傾向にある一方で、家庭系資源物は減少傾向にあります。これは、ステーションに排出される紙類の減少によるものです。従来ステーションに排出されていた紙類は、市内において民間のリサイクル業者が設置している資源回収拠点に持ち込まれていると考えられます。集団回収も減少傾向にありますが、同様の理由と考えられます。

リサイクル率は減少傾向にありましたが、平成 28 年度から剪定枝の資源化を開始しており、それ以降、剪定枝の資源化量が家庭系資源物や集団回収の減少分を相殺し、リサイクル率は 15%程度と横ばいで推移しています。

集団回収は、回収を実施している町内会等の団体の収益となるだけでなく、ごみ減量への意識啓発や環境学習の場として有効な取組であるため、活動を維持する環境づくりが課題となっています。

1.3 収集形態の統一

西尾地区と旧三町地区では、不燃ごみの収集形態（区分や回収容器）が異なります。市民サービスの向上とより一層の減量化・資源化のために、統一する必要があります。

1.4 プラスチック製品

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、市町村が、その地域におけるプラスチック製品の分別収集及び収集したプラスチックの再商品化に必要な措置を講ずるよう求めています。本市では、プラスチック製容器包装を分別収集し、資源化を行っていますが、現在可燃ごみとして収集しているその他のプラスチックについても、今後の国の動向等に注視しながら、その分別区分や再商品化のための体制等について、検討を進める必要があります。

2. 中間処理・最終処分場における課題

2.1 広域化処理の検討

西尾市クリーンセンター（焼却施設）は、稼働開始から 22 年が経過しており、施設の老朽化への対応等について検討する必要があります。

また、本市、岡崎市及び幸田町の 2 市 1 町は、岡崎西尾地域広域化ブロック会議を定期的に開催し、ごみ処理の広域化・施設の集約化を進めており、西尾市クリーンセンターごみ焼却施設と岡崎市八帖クリーンセンター1 号炉を統合した新しい広域ごみ処理施設の整備を進めています。本市では、岡崎市及び幸田町と連携を図り、必要な事項の検討・調整を進めていく必要があります。

2.2 最終処分場の適正な維持管理

本市の保有する最終処分場は 4 つあり、最終処分場の確保に苦慮する自治体も多いなか、複数の最終処分場を確保できていることは本市の強みでもありますが、ごみ処理経費削減等のため、今後も計画的な埋立処分により、適正な維持管理を継続していく必要があります。

また、最終処分場の延命化及び環境負荷低減のため、ごみの発生抑制、減量化・資源化を推進して埋立量の低減を図る必要があります。

第５章　ごみ処理基本計画

1. 基本方針の設定

計画策定の趣旨や本市におけるごみ処理の現状を踏まえ、計画策定時に「基本方針」「基本理念」を設定しています。

「基本方針」「基本理念」を再度確認し、新たな目標設定及び目標設定のための施策検討を行います。

1.1 基本理念

本計画策定時の基本理念である「安心して暮らせる循環型まちづくり・人づくり」を引き続き推進します。

環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するため、

① 限りある資源やエネルギーを有効活用する

② 市民、事業者及び市が連携・協働して発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の４Ｒを推進する

③ 積極的な地域環境の保全やごみ減量の実践に努める

ことにより、「安心して暮らせる循環型まちづくり・人づくり」の実現を目指します。

＜4R の推進＞

ごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らす意識を持つ事が大切です。必要以上にものを買わないようにすることや、まだ使えそうなものは捨てないという考え方が必要となります。

＜Ｒｅｆｕｓｅ（リフューズ）＞・・・断る

ごみの量を減らすためにはごみの発生を回避する、つまり、ごみとなるものを家庭に持ち込まないという考え方です。

・マイバッグを持参する。
・過剰包装は断る。

＜Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース）＞・・・減らす

将来ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていくという考え方です。

・必要なものを、必要な量だけ購入する。
・詰め替え商品を積極的に購入する。

＜Ｒｅｕｓｅ（リユース）＞・・・繰り返し使う

不要なものが出ても、そのまま使えるならば繰り返し使用し、ものの寿命を最大限生かすという考え方です。

・ものをすぐ捨てないで、修理などをして繰り返し使う。
・フリーマーケット、バザーなどの活用

＜Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル）＞・・・資源として再生利用する

リユースできないで、どうしても不要物（ごみ）になる場合には、大切な資源として活用できるように正しく分別して、資源として再生利用するという考え方です。

・資源になるものは、きちんと分別ルールに従って排出する。
・ものを買うときは再生紙を使った商品など、再生品を選んで資源の循環を図る。
・地区等の集団回収に協力する。

1.2 基本方針及び基本施策の設定

本計画における基本方針及び基本施策を以下のように設定します。

前回追加した基本方針の「食品ロスの削減」を「ごみ減量化の更なる推進」に変更し、その基本施策へプラスチックごみの削減を追加し、より効果的な施策等を検討していきます。

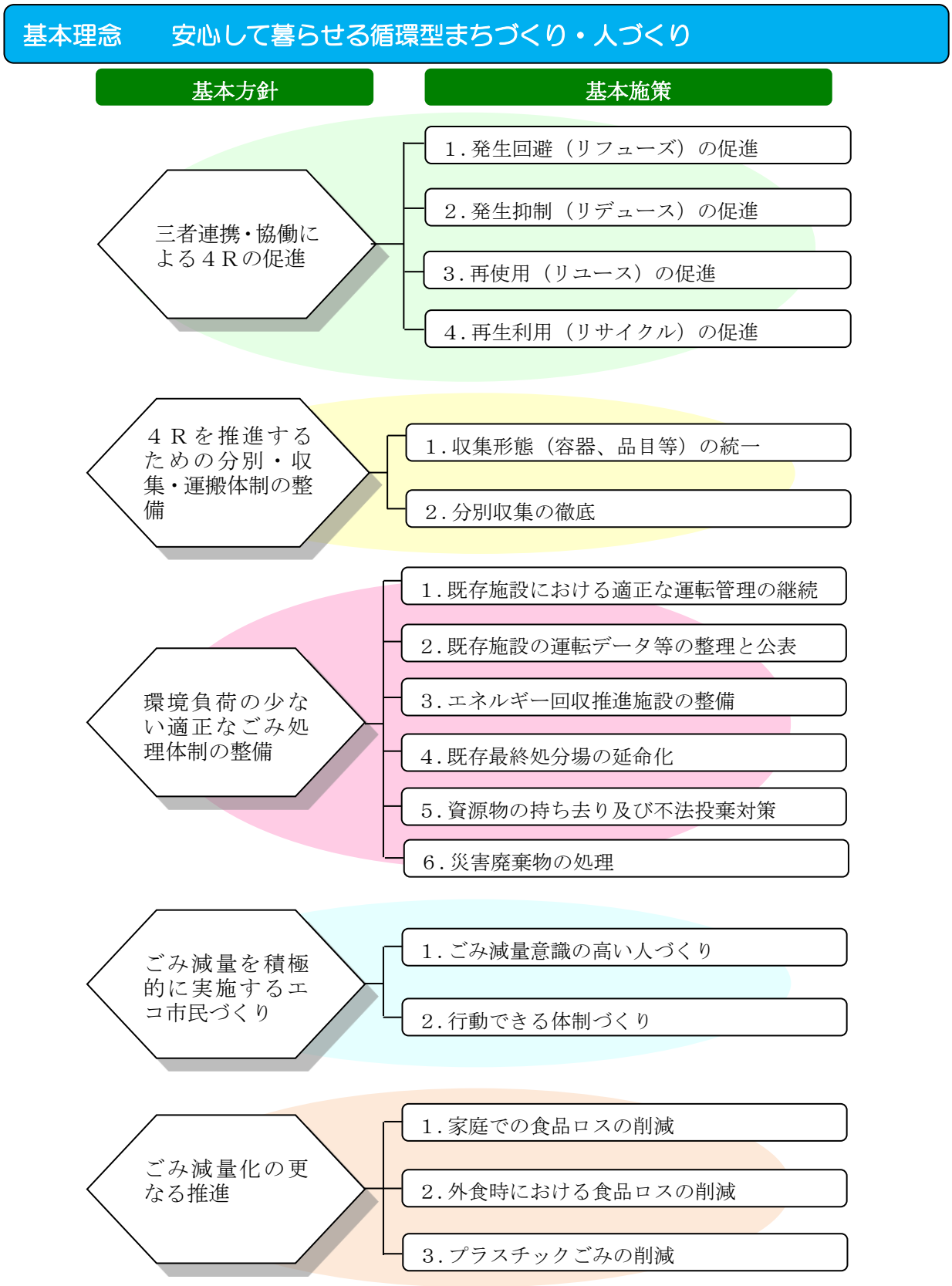

図 5.1.1　基本方針と基本施策

1.2.1 三者連携・協働による４Ｒの促進

資源化に対する市民の意識の向上を図り、ごみ排出量、特に家庭系ごみの排出量の発生抑制をさらに推進するため、家庭におけるごみの発生を抑える取り組み（水切り、過剰包装の辞退、適正な量の調理など）や、生ごみ減量に対する取り組み（生ごみ処理機、生ごみ処理器、ぼかし）への補助促進などにより、ごみ減量の意識をより高める必要があります。

市民、事業者及び市が行うべき役割と行動を明確にし、効率的かつ効果的な取り組みを推進します。

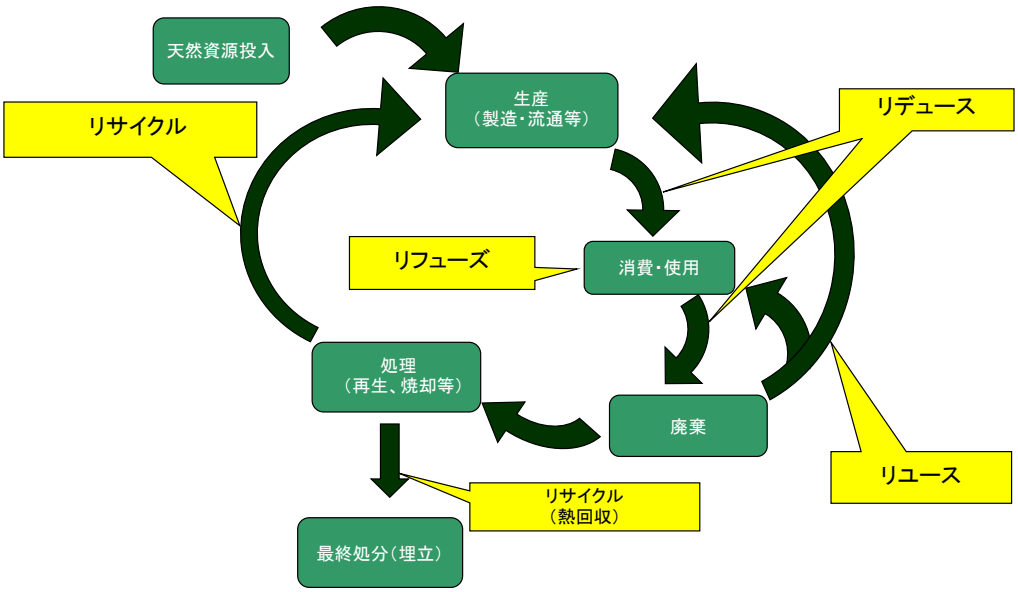

図 5.1.2　４Ｒを含めた資源化サークル

(1) 発生回避（リフューズ）の促進

買い物時にはマイバッグを持参して、不要なレジ袋や紙袋、過剰包装等を辞退し、ごみになるものを家庭に持ち込まないことで、ごみの減量を図ります。

(2) 発生抑制（リデュース）の促進

詰め替え商品の購入や使い捨て商品をなるべく買わないなど、ごみになるようなものは買う量や使う量を減らし、ごみの発生抑制を図ります。

(3) 再使用（リユース）の促進

ごみを削減するためには、発生抑制（リデュース）や再生利用（リサイクル）を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用した物をそのままの形で繰り返し使う再使用（リユース）が大切なことから、リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図っていきます。

(4) 再生利用（リサイクル）の促進

リサイクル活動は、天然資源の採取やごみ処理等に伴う環境負荷を低減し、資源を節約する有効な手段として位置付けられています。近年、資源の循環的利用が求められる中、町内会・子ど

も会・ＰＴＡ等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われるほか、民間事業者による剪定枝・食品残渣・廃食用油などの新たな資源化への取り組みが始まっています。そのため、現在、民間レベルで展開されている回収ルートを活用するとともに、その拡大に向けて積極的に支援します。

1.2.2 ４Ｒを推進するための分別・収集・運搬体制の整備

４Ｒを推進するためには、単に排出するごみを分別するだけではなく、ごみの排出時にしっかりと意識して実践できる仕組みづくりが大切です。日々の排出行動の根拠を動機付けできれば、生活全般におけるごみ減量活動の基礎となります。

(1) 収集形態（容器、品目等）の統一

西尾地区と旧三町地区では、一部収集形態が異なります。市民サービスの向上とより一層の減量化・資源化のために、市民の理解を得ながら統一します。

(2) 分別収集の徹底

容器包装リサイクル法等に対応したごみの分別化を実施し、広報・啓発等により周知徹底を図ります。

1.2.3 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の整備

環境に配慮した循環型社会の実現のため、ものがごみとして排出されることを抑制し、資源として有効に活用することや、収集運搬や最終処分などごみ処理の過程で発生する二酸化炭素（CO_2）やメタンガス（CH_4）などの温室効果ガスにも配慮することが重要です。

今後は、ごみを適正に処理するだけでなく、収集から焼却・資源化・埋立の過程において、できる限り環境への負荷を低減することへの配慮が必要です。

(1) 既存施設における適正な運転管理の継続

既存施設の適正な運転管理体制を維持することにより、施設の延命化を図ります。

(2) 既存施設の運転データ等の整理と公表

既存施設の運転管理データを整理し、定期的に市民へ PR することにより、環境意識の向上を図り、信頼される施設として位置づけることが必要です。

(3) エネルギー回収推進施設の整備

西尾市クリーンセンターでは発電、余熱利用を行っており、新しいごみ処理施設においても、ごみ焼却処理広域化計画を踏まえて、より高効率な処理施設の整備を検討します。

(4) 既存最終処分場の延命化

資源化施設から排出される不燃残渣を焼却処理し、埋立量の削減を図ります。また、既存の最終処分場の残余容量を把握し、その延命化を図ります。

(5) 災害廃棄物の処理

近年国内で発生している自然災害は激甚化の傾向にあり、その災害で発生する膨大な量の災害廃棄物は、その地域の住民生活に多大な影響を与えています。災害廃棄物の収集運搬、一時保管、最終処分までの対応を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、災害廃棄物を適正に処理することで、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目指します。

1.2.4 ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくり

循環型社会づくりを進めるためには、市民、事業者、市及び環境活動団体等の各主体が、自主的かつ積極的に４Ｒの取り組みを推進していくことが基本になります。各主体の取り組みだけでは目的の達成が困難な場合が多くあることから、市民、事業者、市及び環境活動団体等がパートナーシップのもとに相互に連携しながら取り組みが進められるようにならなければなりません。

そのため、循環型社会づくりに向けた各種情報の提供、ごみについて学ぶ機会の充実等によって各主体の関心と活動意欲を高め、連携が促進されるための人づくりを目指します。

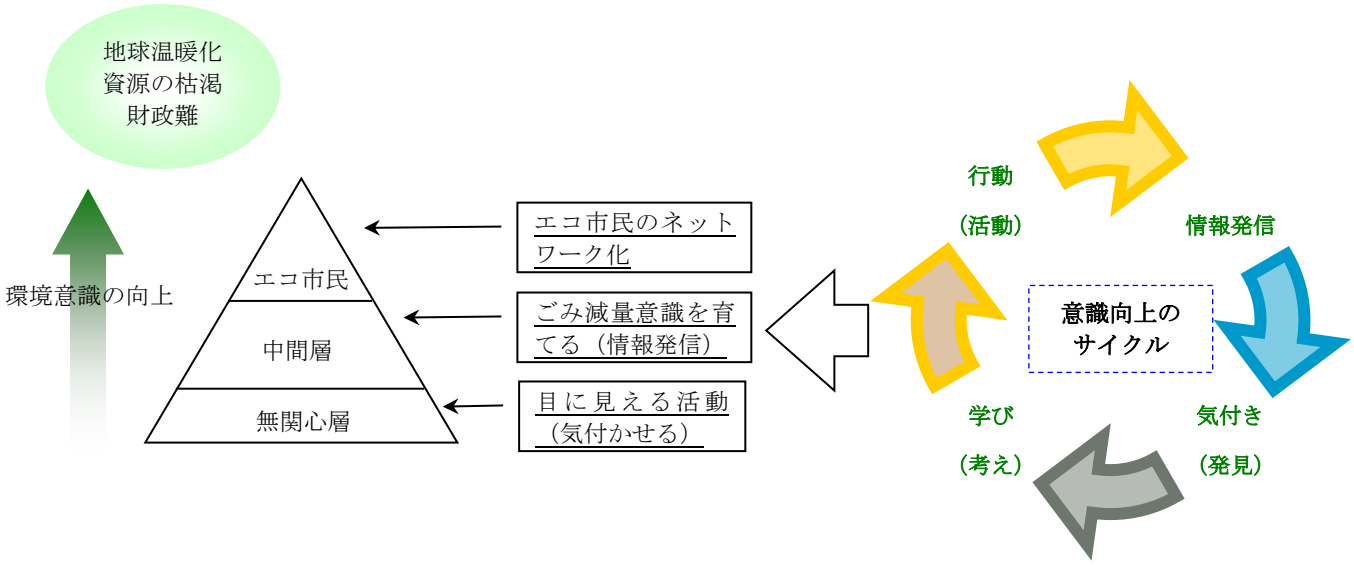

図 5.1.3　エコ市民づくり模式図

(1) ごみ減量意識の高い人づくり

本市においても、環境を守りごみを減量しようとする意識の高い人が多く在住し、循環型の社会構築に貢献する活動を常に心がけ、活動しています。

しかし、まだごみ減量意識に目覚めていない市民も多く、これらの人たちがごみ減量意識に目覚めるためには、わかりやすく、有益な情報が市民に確実に届くことが必要です。様々なメディアや方法を用いてごみ減量情報を提供することで、少しでもごみ問題に触れる人を増やすことが重要です。

また、ごみ減量活動に取り組むことを子供の頃から学び、体験することで、ごみについての知識のある人が増加します。子供達ばかりでなく、親や地域の人たちもごみについて学ぶことでごみ減量の大切さを理解することが出来ます。

このように、ごみ情報の提供と教育の推進を図ることで、市民のごみ減量意識を向上させ、循環型社会の実現を目指します。

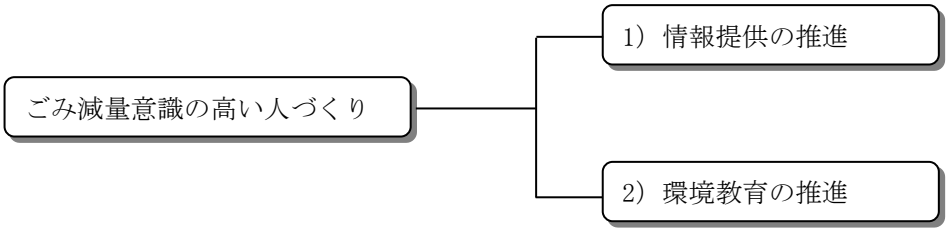

1）情報提供の推進

市民自らがごみ減量活動に取り組むためには、市民の参加を推進し、問題に気付き、学び、行動することが求められます。

そのため、自然環境やごみ問題がどのようになっているのか、現状を伝え、関心を高めるとともに、どのような取り組みが有効かなどを適切に伝えることで、「知っている」から「できる」人を増やします。

2）環境教育の推進

ものや自然を大切にし、思いやる心の豊かさを市民が育むには、自然とふれあい、ごみ問題が身近な問題であると学習できる機会をできるだけ多く提供することが必要です。

ごみの学習を通じて、ごみ問題に関心を持った人の輪を広げ、積極的にごみ減量を推進していきます。

(2) 行動できる体制づくり

ごみに対する意識の高い市民は、活動目的が同じ人たちで構成されるごみ減量活動団体で活動しています。

各団体の活動を継続させるとともに、活動の方向を集約しサポートして、基本計画の実行を担う組織を育成します。代表的なごみ減量活動団体と調整をとって、活動をサポートする組織の構築を図ります。

市民が中心となったごみ減量活動を、事業者と市の協働、連携により進めることで、ごみ減量意識の高い市民を増加させ、循環型社会の形成を目指します。

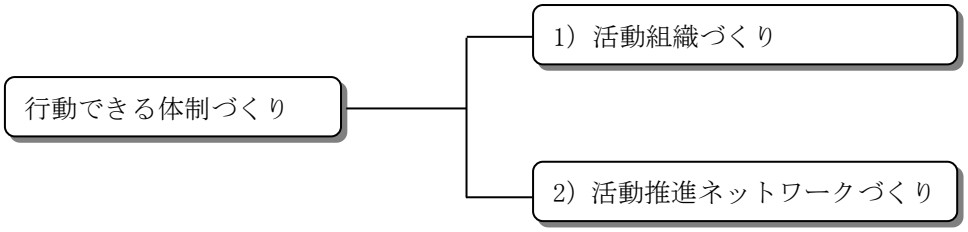

1）活動組織づくり

本市には、多くの環境活動団体やごみ問題意識の高い人たちが、ごみの減量やリサイクル推進などの活動を行っていますが、中核となる組織は存在せず、現状ではそれぞれの団体が個別に活動を展開しています。

これまで各自で活動していた団体の連携を図るとともに、その活動の輪を広げていくことで、より多くの団体や個人の参加、市民のごみ減量意識向上につながることが期待されます。

そのためには、現在のごみ減量意識が高い人たちを中心に、本計画に示す行動指針を推進し、様々なごみ減量活動を牽引する組織の設立を目指します。

2) 活動推進ネットワークづくり

循環型社会の形成の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携し、立場に応じた取り組みを確実に推進することが求められます。そのためには、各主体の中で、どのように活動をサポートし、輪を広げていくかが重要になります。

先述した活動組織や環境活動団体とともに、組織的に活動を推進するネットワークをつくり、互いに協力しながら組織から個々へと活動の輪を広げることを目指します。

1.2.5 ごみ減量化の更なる推進

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

世界で約 8 億人もの人々が飢餓に苦しんでいるとされていますが、我が国では、環境省の推計によると、平成 30 年度における食品廃棄物等の発生量は約 2,531 万 t、このうち、「食品ロス」は約 600 万 t とされています。

現在、国、地方自治体、NPO 団体等が中心となって食品ロス削減に向けた運動が展開されていますが、「食品ロス」は多く発生しているのが現状です。

例えば、国民 1 人当たりに換算すると、お茶碗約 1 杯分（約 130g）の食べ物が毎日捨てられている量に相当します。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮、さらには道徳的な観点からも、「食品ロス」を削減することが必要です。

しかし、まだまだ食品ロスの現状について認識されていないという現状があり、まずは食品ロスについて知ってもらい、次に削減のためにどのような方法があるかということを普及啓発していくことが必要です。

また、プラスチックごみの海洋汚染が世界的な問題となっています。海洋生物の誤飲や 5mm 以下の小さなプラスチック片となったマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、プラスチックと賢く付き合い、プラスチックごみを削減することが求められています。

(1) 家庭での食品ロスの削減

食材を捨てなくてすむ買い方や料理の工夫を市民に知っていただき、食品ロスの発生抑制に努めます。

(2) 外食時における食品ロスの削減

飲食業を営む事業者に、大型生ごみ処理機の導入等、燃やすごみとして排出されている生ごみの資源化への協力をお願いしていきます。

また、小サイズの設定等、食べ残しが出にくいメニューを提供するなど、食品ロスの削減に積極的に取り組む協力店を募集します。協力店として登録された事業者に対し、市のホームページに協力店として掲載するほか、店頭に設置するのぼり旗を提供し、食品ロスの削減に取り組んで

いる事業者であることを PR します。また、市民には、協力店における取り組みを知っていただくことで食品ロスの削減に対する意識の向上を図ります。

(3) プラスチックごみの削減

プラスチックごみを削減するため、不要なレジ袋やストローは受け取らない、代替製品や詰替製品を利用する、使ったプラスチックは、きちんと分別して資源化するといった行動を促進します。

2. 人口の将来予測

2.1 予測の方法

令和 3 年 3 月に本市が「第 2 期西尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」）で示している将来人口推移を基に、人口の将来予測を行いました。人口ビジョンで示されている将来予測人口は 5 年ごとであるため、予測値のない年度については、補間法により人口を求めました。

この方法では、令和 3 年度の将来予測人口は、172,506 人となります。一方、令和 3 年 10 月 1 日における本市の人口（実際の人口）は、171,082 人となっており、予測と実際の人口には 1,424 人の差があります。

そこで、人口ビジョンの将来予測人口に 1,424 人を減じて補正を行い、本計画の予測値としました。

＜補間法＞

数学で、関数において、二つ以上の点での関数値が知られているとき、その間の任意の点に対する関数値あるいは近似値を求める方法のことです。内挿法とも言います。

補間法にもいくつか方法がありますが、ここでは線形補間法（一次補間）を用いています。

上の2点 (x_i,y_i), (x_{i+1},y_{i+1}) が与えられた時、
任意の点 x に対して、$f(x)$ の近似値 $p(x)$ を
この2点を直線で結んだ x の一次関数として求める方法

$$\frac{y-y_i}{x-x_i}=\frac{y_{i+1}-y_i}{x_{i+1}-x_i}$$

$$y=\frac{y_{i+1}-y_i}{x_{i+1}-x_i}(x-x_i)+y_i$$

$$=\frac{(y_{i+1}-y_i)(x-x_i)+y_i(x_{i+1}-x_i)}{x_{i+1}-x_i}$$

$$=\frac{y_{i+1}x-y_ix-y_{i+1}x_i+y_ix_{i+1}}{x_{i+1}-x_i}$$

$$=\frac{-y_i(x-x_{i+1})+y_{i+1}(x-x_i)}{x_{i+1}-x_i}$$

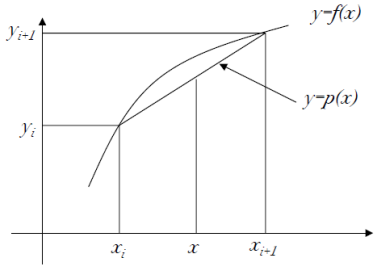

$$\therefore p(x)=\frac{y_i(x-x_{i+1})-y_{i+1}(x-x_i)}{x_i-x_{i+1}}$$

参考：奈良女子大学理学部ＨＰ

2.2 予測結果

前記の方法により求められた本市の人口の予測結果を表 5.2.1 及び図 5.2.1 に示します。

本市の人口は、令和 8 年度までゆるやかに増加する見通しです。

表 5.2.1　人口の予測結果

年度	人口（人）	備考
平成23年度	169,450	実績値
平成24年度	170,036	
平成25年度	169,889	
平成26年度	170,166	
平成27年度	170,409	
平成28年度	171,162	
平成29年度	171,771	
平成30年度	172,011	
令和元年度	172,403	
令和2年度	171,537	
令和3年度	171,082	
令和4年度	171,474	本計画の予測値
令和5年度	171,866	
令和6年度	172,258	
令和7年度	172,651	
令和8年度	173,239	

※令和 3 年度までの人口（実績値）は、各年 10 月 1 日現在

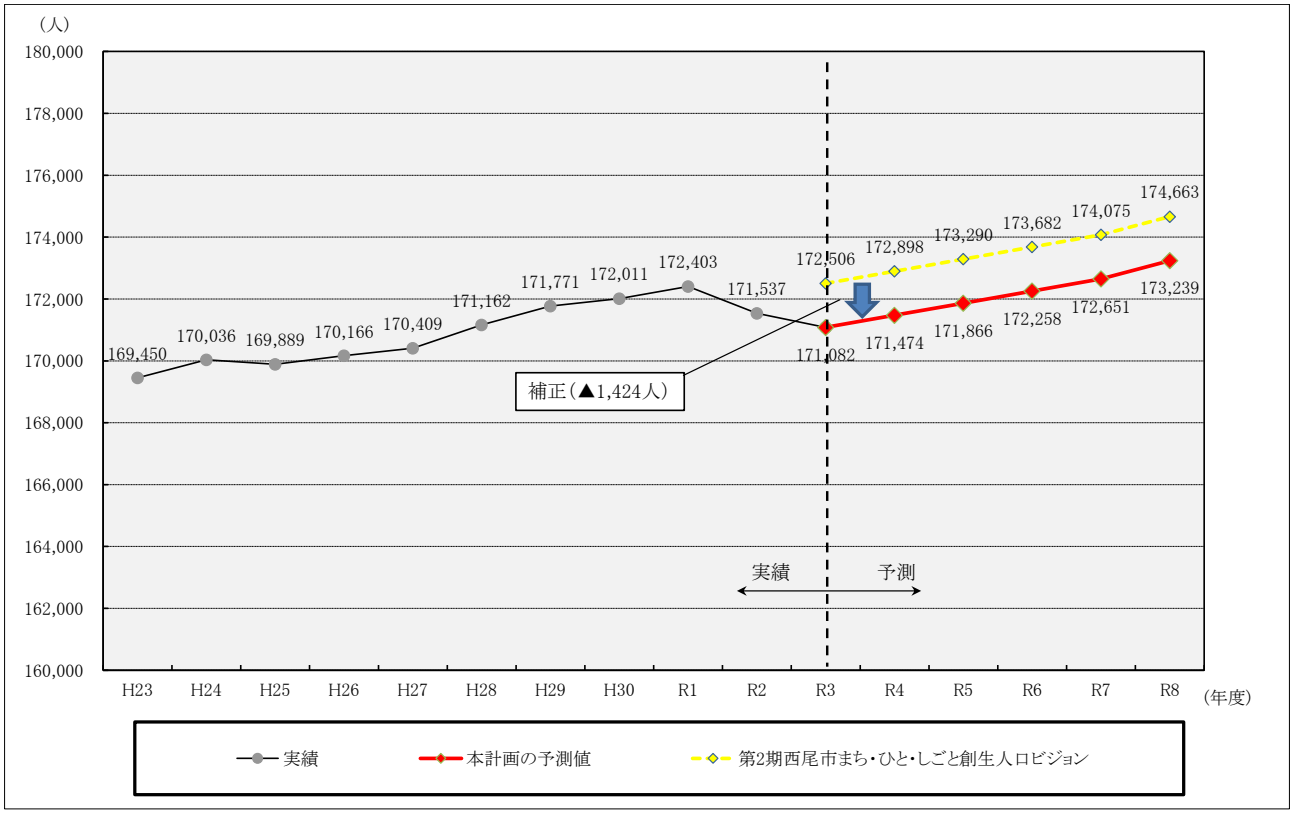

図 5.2.1　人口の予測結果

3. ごみ発生量の予測（現状推移）

計画目標年次までの期間に減量すべきごみの量や処理すべき計画処理量を求めるため、ごみ発生量及び処理量の将来予測を行いました。

ここでは現状のごみ処理状況がこのまま継続されるものとして、将来のごみ発生量を予測しました。

3.1 予測の考え方及び予測方法

予測は、トレンド法により行いました。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみの排出状況は特異であったと考えられるため、令和 2 年度を除く、平成 23～令和元年度までの 9 年間の実績値に基づき予測を行いました。

また、予測に必要な将来予測人口は、「2.人口の将来予測」の予測結果を使用しました。

＜トレンド法＞

過去の動態に基づいて、数学的手法により将来を予測する方法です。

時間の経過に従って変化する増減を一定の規則性をもつ傾向線として、近似的に一次傾向線、対数式、べき曲線式等によって数式モデル化して延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を定量的に把握する予測法であり、人口及びごみ量の推計に用いられています。仮定される数式モデルは、次のようなモデルが挙げられます。

本計画では次に挙げる 6 種類の回帰式を求め、最も適した回帰式を採用することとしました。

推計式	名　称	傾向及び特徴
$Y = a \cdot X + b$	一次傾向線式（直線式）	最も単純な式で、推計としての使用頻度が高い式です。過去の実績が漸増・漸減している場合に良く適合しますが、予測結果が過大になる場合もあります。
$Y = a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	二次曲線式	放物線のグラフとなる式です。増減は急激であり、実績値の変動を極端に反映した予測となるため、この式の採用には妥当性の判断が必要となります。
$Y = a \cdot X^b$	べき曲線	実績値が増加し続ける条件で最もあてはまりが良いとされており、人口推計等に多く用いられています。
$Y = a \cdot \log X + b$	対数式	予測結果は曲線を描いて収束し、一次傾向線より低い伸びで推移する傾向を示します。
$Y = a \cdot b^X$	一次指数曲線式	過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いとされていますが、式の特性上、数値が急激に変化する場合があります。
$Y = k/[1 + e^{(a + bX)}]$	ロジスティック曲線式	人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関係する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。

3.2 予測結果

ごみ総排出量の予測結果を表 5.3.1 及び図 5.3.1 に、発生原単位を表 5.3.2 及び図 5.3.2 に示します。

総排出量は、令和 8 年度には、67,763t になると予測され、令和元年度から 872t 増加（令和 2 年度から 1,844t 増加）する見込みです。

また、発生源単位は、令和 8 年度には、1,071.65g/人・日になると予測され、令和元年度から 11.56g/人・日増加（令和 2 年度から 18.82g/人・日増加）する見込みです。

表 5.3.1　ごみ総排出量の予測結果

区分	単位	実績値		予測値					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画処理区域人口（人）	人	172,403	171,537	171,082	171,474	171,866	172,258	172,651	173,239
総排出量	t/年	66,891	65,919	66,613	66,836	67,267	67,296	67,496	67,763
家庭系ごみの排出量	t/年	46,129	47,288	45,901	46,132	46,472	46,562	46,764	47,026
可燃ごみ	t/年	35,598	35,850	35,410	35,567	35,827	35,880	36,024	36,205
不燃ごみ	t/年	2,295	2,563	2,358	2,414	2,470	2,513	2,569	2,629
粗大ごみ	t/年	3,943	4,151	3,982	4,035	4,087	4,122	4,158	4,203
資源物	t/年	4,293	4,724	4,151	4,116	4,088	4,047	4,013	3,989
事業系ごみの排出量	t/年	18,490	17,022	18,582	18,619	18,744	18,728	18,765	18,801
可燃ごみ	t/年	16,898	15,559	16,998	17,035	17,155	17,144	17,181	17,217
不燃ごみ	t/年	37	42	37	37	37	37	37	37
粗大ごみ	t/年	1,555	1,421	1,547	1,547	1,552	1,547	1,547	1,547
資源物	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	2,272	1,609	2,130	2,085	2,051	2,006	1,967	1,936

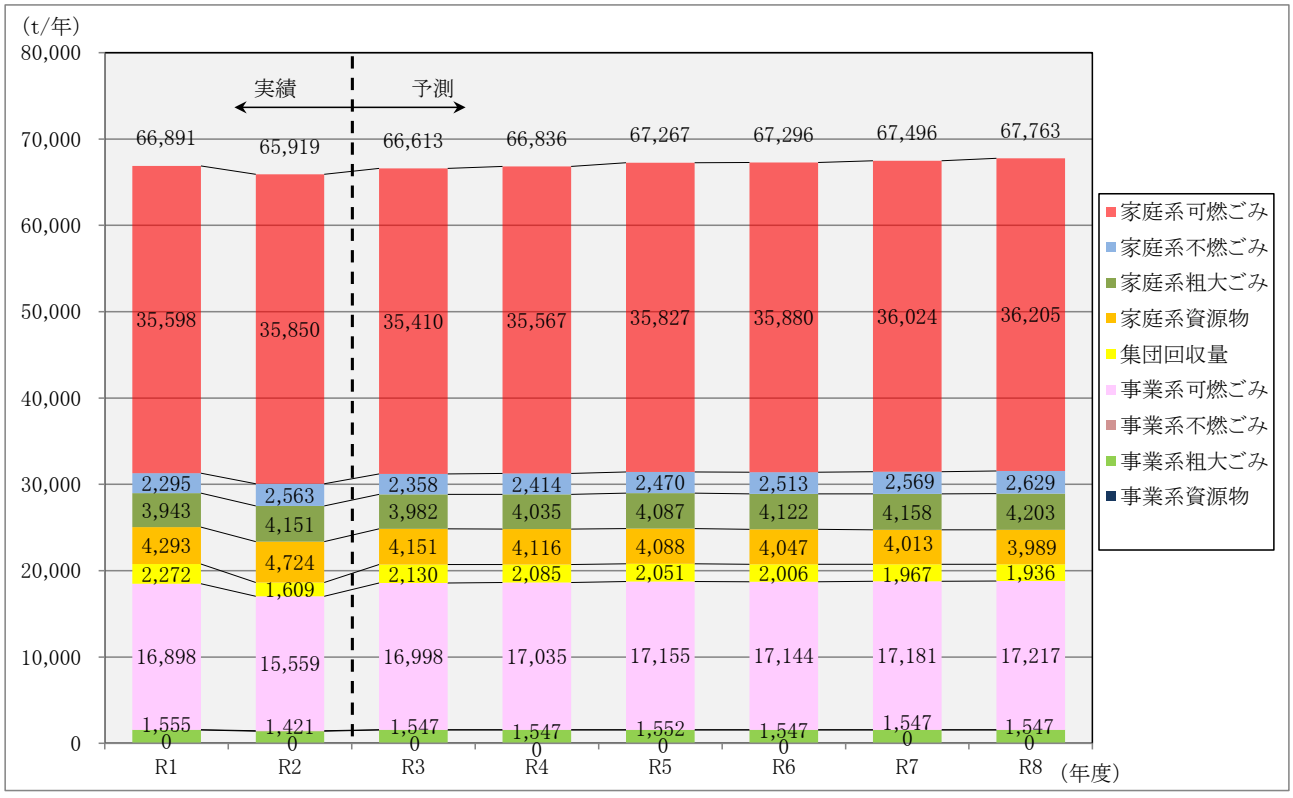

図 5.3.1　ごみ総排出量の予測結果

表 5.3.2　発生原単位の予測結果

区分				単位	実績値		予測値					
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人口				人	172,403	171,537	171,082	171,474	171,866	172,258	172,651	173,239
1人1日当たりの排出量	家庭系ごみ			g/人・日	731.07	755.27	735.07	737.07	738.77	740.57	742.07	743.67
		収集ごみ		g/人・日	614.97	632.27	615.67	616.07	616.27	616.57	616.67	616.87
			可燃ごみ	g/人・日	526.03	532.77	528.33	529.33	530.33	531.23	532.03	532.73
			不燃ごみ	g/人・日	18.86	21.50	18.76	18.76	18.76	18.66	18.66	18.66
			粗大ごみ	g/人・日	2.03	2.56	2.11	2.21	2.21	2.31	2.31	2.41
			資源物	g/人・日	68.04	75.45	66.47	65.77	64.97	64.37	63.67	63.07
		直接搬入ごみ		g/人・日	116.10	122.66	119.40	121.00	122.50	124.00	125.40	126.80
			可燃ごみ	g/人・日	38.13	39.71	38.73	38.93	39.23	39.43	39.63	39.83
			不燃ごみ	g/人・日	17.51	19.38	19.01	19.81	20.51	21.31	22.11	22.91
			粗大ごみ	g/人・日	60.46	63.57	61.66	62.26	62.76	63.26	63.66	64.06
	集団回収			g/人・日	36.01	25.70	34.11	33.31	32.61	31.91	31.21	30.61
1日当たりの排出量	事業系ごみ			t/日	50.52	46.64	50.91	51.01	51.21	51.31	51.41	51.51
		可燃ごみ		t/日	46.17	42.63	46.57	46.67	46.87	46.97	47.07	47.17
		不燃ごみ		t/日	0.10	0.12	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
		粗大ごみ		t/日	4.25	3.89	4.24	4.24	4.24	4.24	4.24	4.24
		資源物		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計				g/人・日	1,060.09	1,052.83	1,066.75	1,067.87	1,069.38	1,070.33	1,071.07	1,071.65

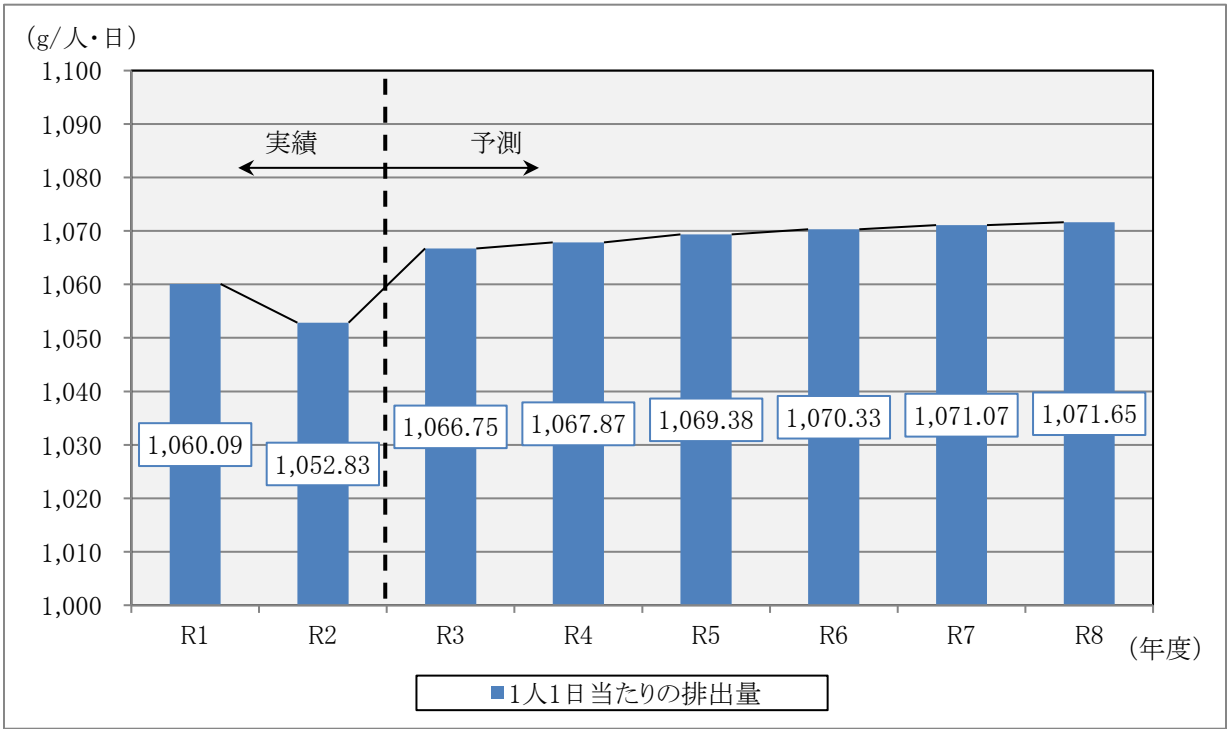

図 5.3.2　発生原単位の予測結果

(1) 家庭系ごみの発生量

家庭系ごみ発生量（資源物を除く）の予測結果を図 5.3.3 に示します。

家庭系ごみの発生量は、令和 8 年度には令和元年度から 1,201t 増加（令和 2 年度から 473t 増加）すると予測されます。

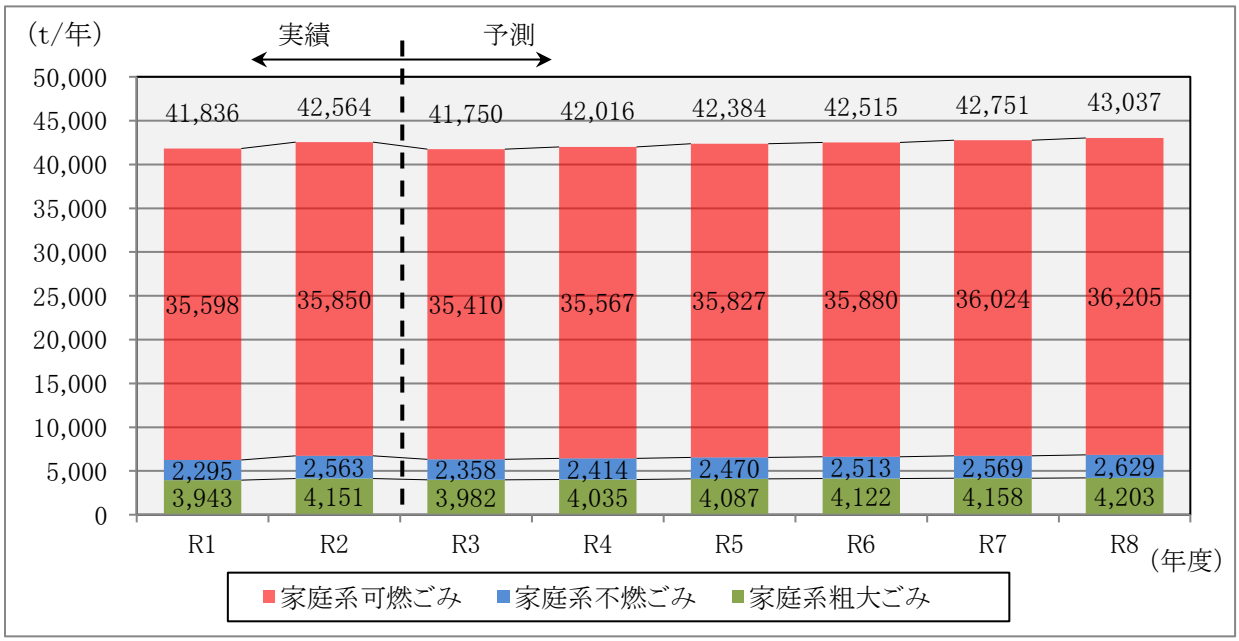

図 5.3.3　家庭系ごみ発生量の予測結果

(2) 資源物量

資源物量の予測結果を図 5.3.4 に示します。

資源物量は、令和 8 年度には令和元年度から 304 t 減少（令和 2 年度から 735t 減少）すると予測されます。

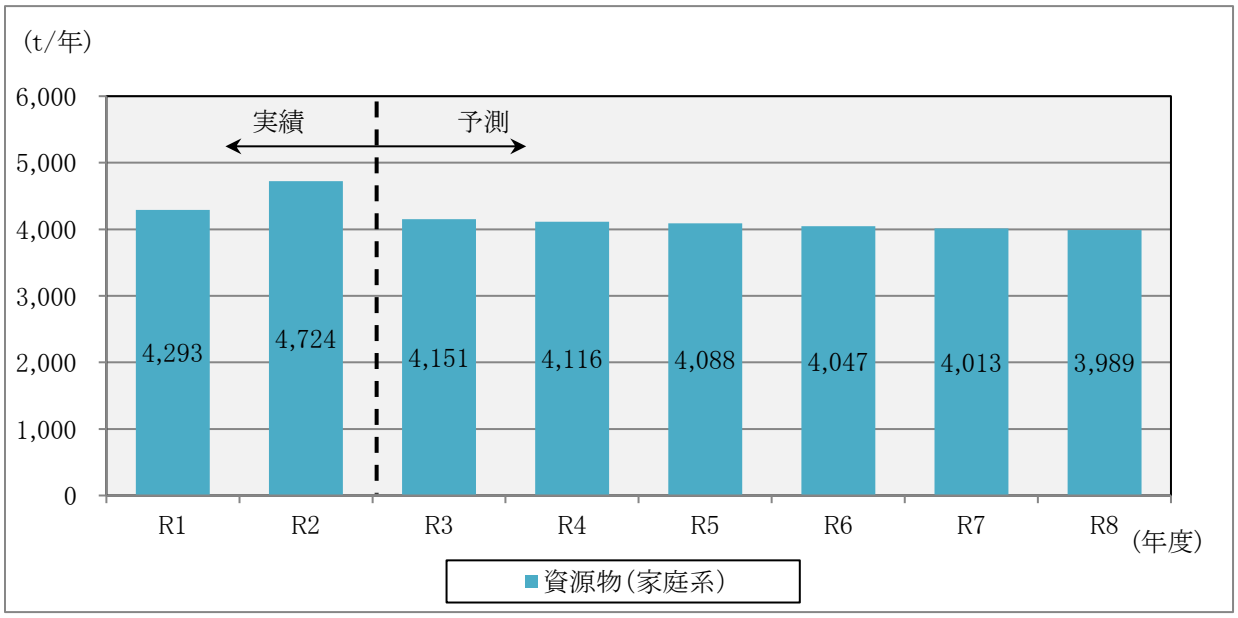

図 5.3.4　資源物量の予測結果

(3) 事業系ごみの発生量

事業系ごみ発生量（資源物を除く）の予測結果を図 5.3.5 に示します。

事業系ごみの発生量は、令和 8 年度には令和元年度から 311 t 増加（令和 2 年度から 1,779t 増加）すると予測されます。

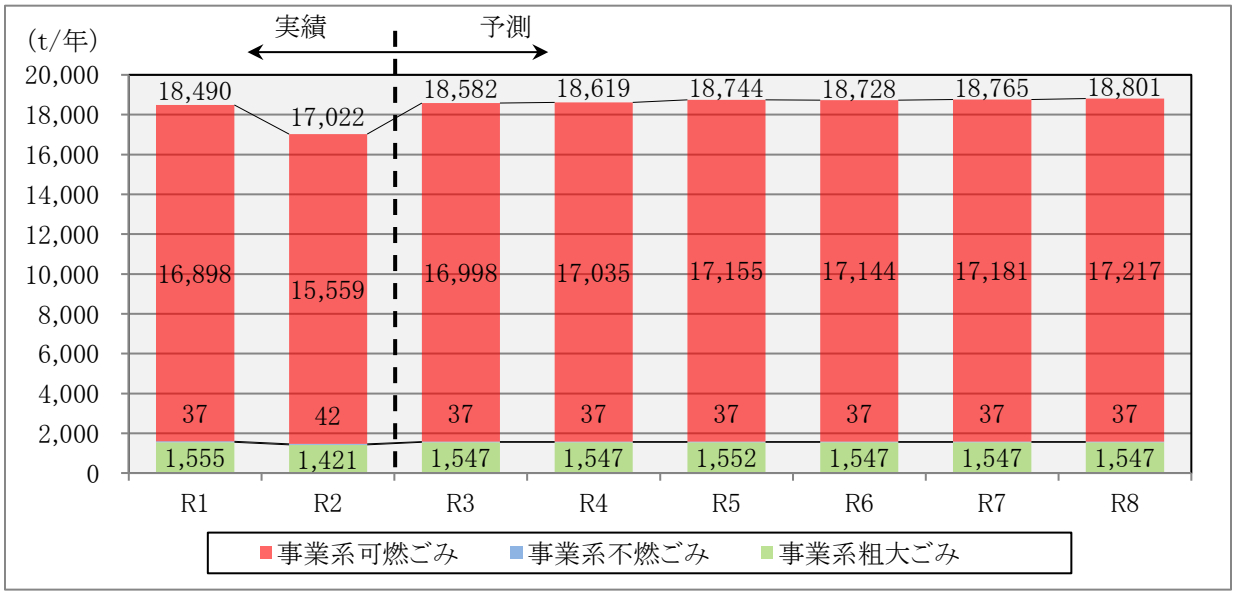

図 5.3.5　事業系ごみ発生量の予測結果

(4) 集団回収量

集団回収量の予測結果を図 5.3.6 に示します。

集団回収量は、令和 8 年度には令和元年度から 336 t 減少（令和 2 年度から 327t 増加）すると予測されます。

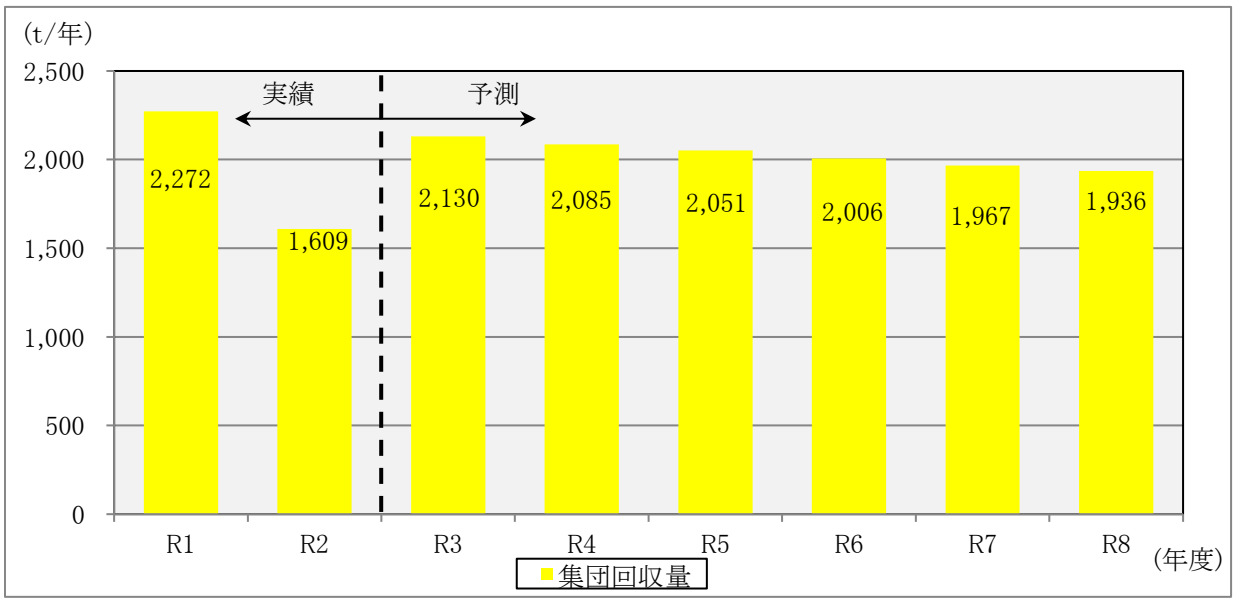

図 5.3.6　集団回収量の予測結果

(5) 収集・運搬量の予測

収集・運搬量の予測結果を表 5.3.3 及び図 5.3.7 に示します。

収集・運搬量は、令和 8 年度には令和元年度から 204 t 増加（令和 2 年度から 580t 減少）すると予測されます。

表 5.3.3　収集運搬量の予測結果

単位：t/年

区分		実績値		予測値					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収集・運搬		38,803	39,587	38,446	38,558	38,766	38,766	38,862	39,007
	可燃ごみ	33,192	33,357	32,992	33,130	33,359	33,401	33,527	33,686
	不燃ごみ	1,190	1,346	1,171	1,174	1,180	1,173	1,176	1,180
	粗大ごみ	128	160	132	138	139	145	146	152
	資源物	4,293	4,724	4,151	4,116	4,088	4,047	4,013	3,989

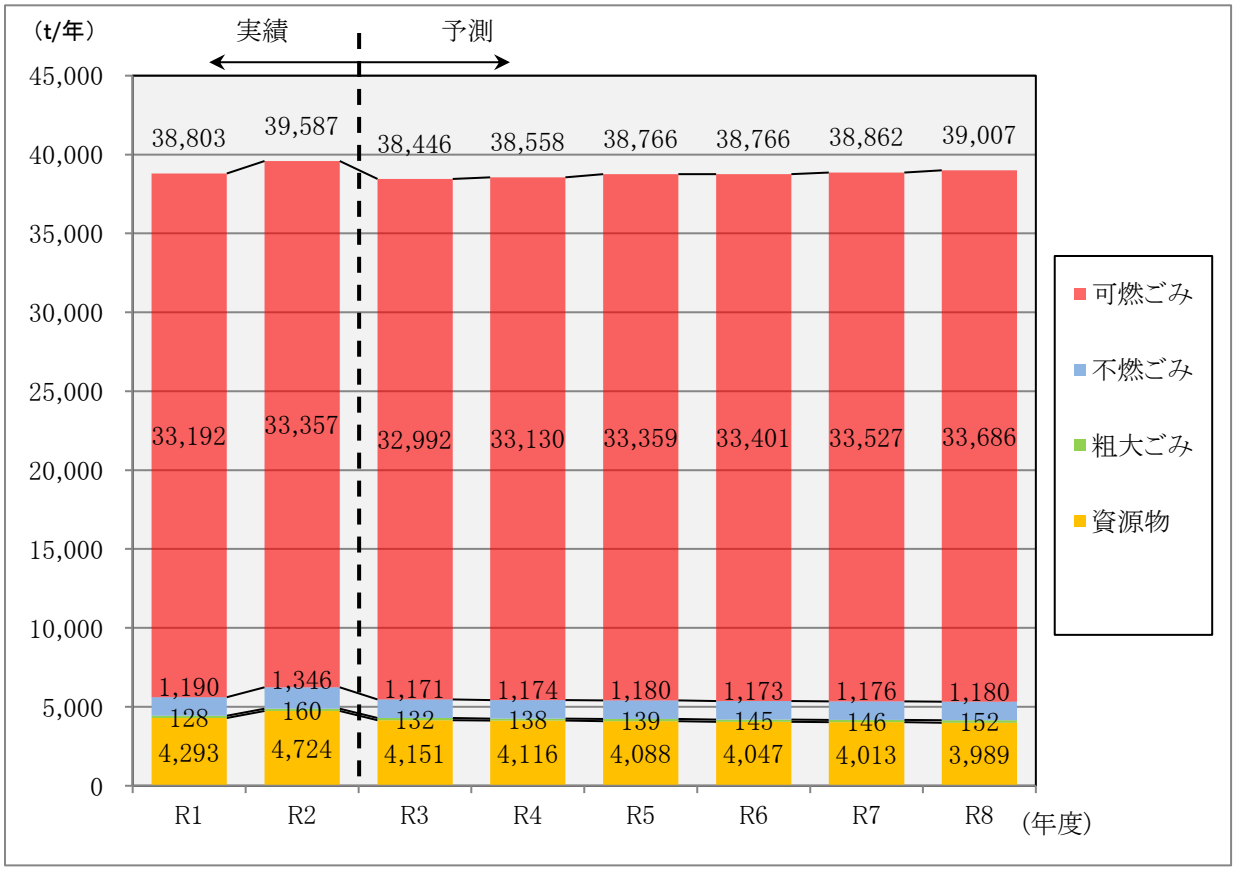

図 5.3.7　収集運搬量の予測結果

(6) 中間処理量の予測

中間処理量の予測結果を表 5.3.4 及び図 5.3.8 に示します。

中間処理量は、令和 8 年度には令和元年度から 1,203t 増加（令和 2 年度から 2,005t 増加）すると予測されます。

表 5.3.4　中間処理量の予測結果

単位：t/年

区分			実績値		予測値					
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中間処理			62,573	61,771	62,462	62,725	63,182	63,255	63,489	63,776
	焼却処理		55,810	54,657	55,719	55,934	56,334	56,386	56,578	56,812
		直接焼却	55,158	53,977	55,088	55,308	55,713	55,771	55,968	56,206
		処理残渣（リサイクル施設）	652	680	631	626	621	615	610	606
	焼却以外の中間処理（ごみ焼却施設分を除く）		6,763	7,114	6,743	6,791	6,848	6,869	6,911	6,964
		資源化	6,763	7,114	6,743	6,791	6,848	6,869	6,911	6,964

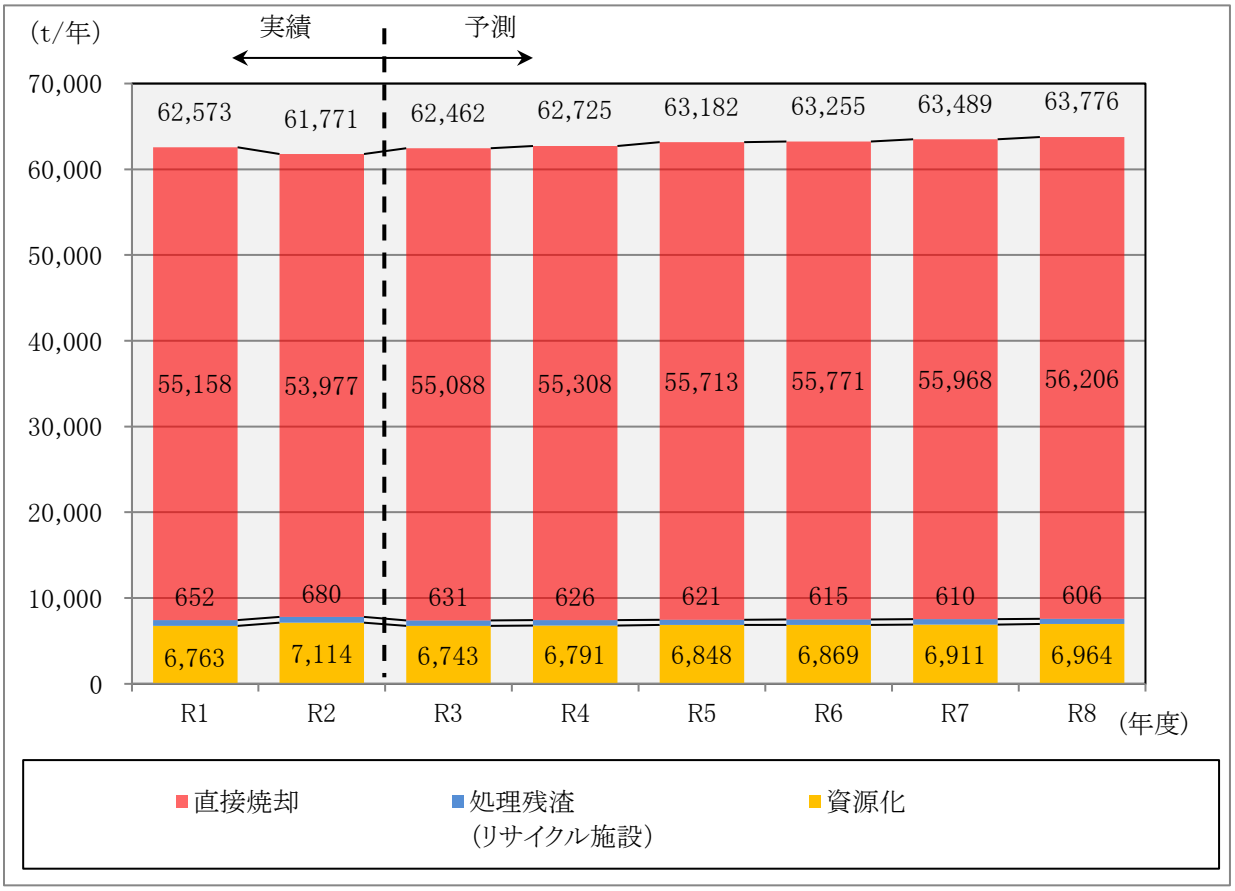

図 5.3.8　中間処理量の予測結果

(7) 最終処分量の予測

最終処分量の予測結果を表 5.3.5 及び図 5.3.9 に示します。

最終処分量は、令和 8 年度には令和元年度から 198t 増加（令和 2 年度から 96t 増加）すると予測されます。

なお、資源化施設から排出される不燃残渣については、埋立は行わず、引き続き、焼却処理を継続する予定です。

表 5.3.5　最終処分量の予測結果

単位：t/年

区分		実績値		予測値					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最終処分量		7,713	7,815	7,701	7,744	7,808	7,827	7,865	7,911
	直接最終処分	609	820	625	640	654	666	680	696
	処理残渣の埋立	7,104	6,995	7,076	7,104	7,154	7,161	7,185	7,215
	焼却残渣の埋立	7,104	6,995	7,076	7,104	7,154	7,161	7,185	7,215
	処理残渣の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0

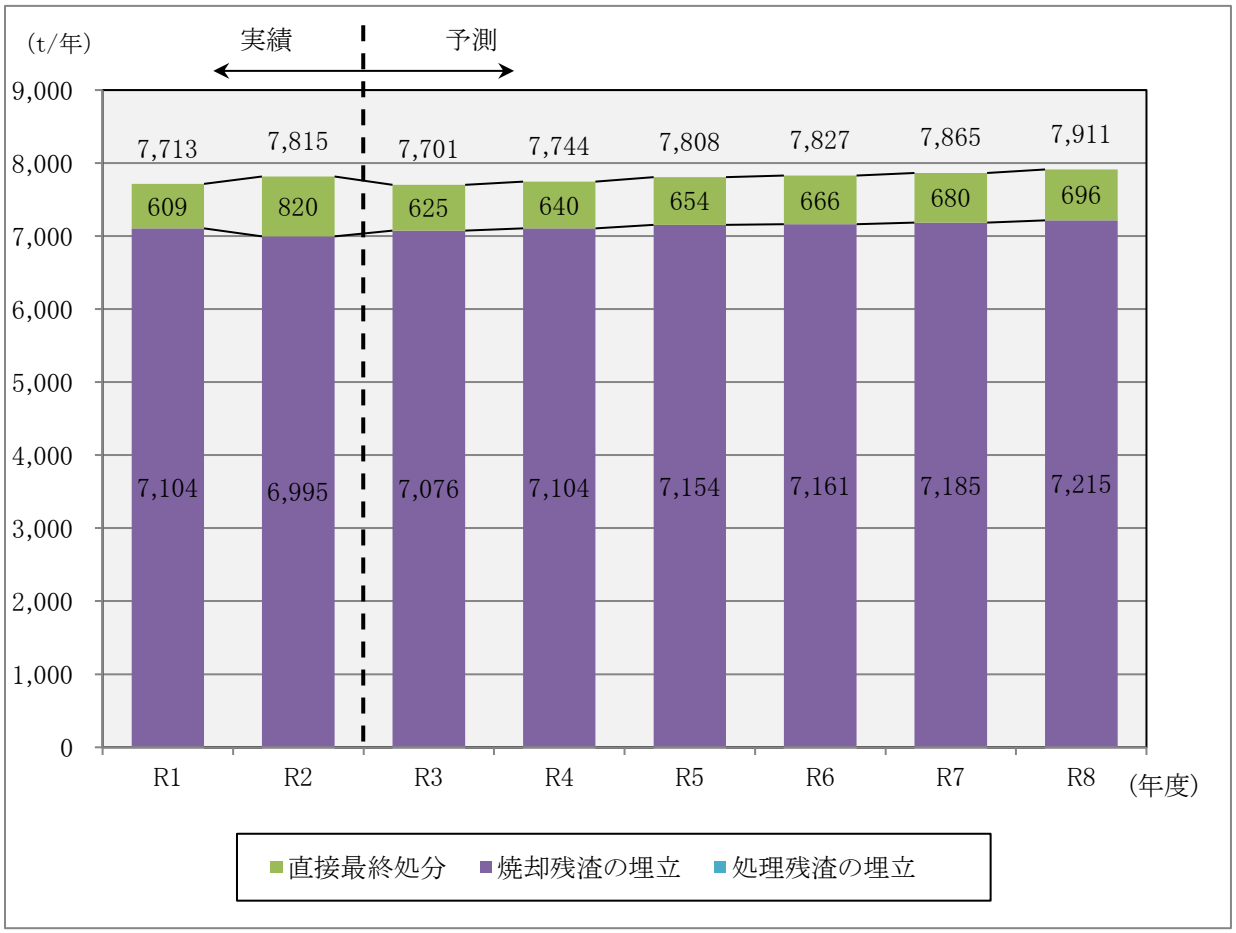

図 5.3.9　最終処分量の予測結果

4. 目標の達成状況

本計画における目標の達成状況を表 5.4.1 に示します。

目標値の項目について、1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）は、ごみ総排出量を、人口及び 1 年間の日数（365 日あるいは 366 日）で除した値です。値が少ないほど良く、ごみの総排出量を減らすことで値が減少します。

処理しなければならない 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）は、総排出量から資源物（集団回収分を含む）を除いた量を、人口及び 1 年間の日数（365 日あるいは 366 日）で除した値です。値が少ないほど良く、資源物以外のごみ排出量を減らすか、資源化量を増加することで値が減少します。

処理しなければならない家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）は、家庭系ごみ総排出量から資源物（集団回収分を含む）を除いた量を、人口及び 1 年間の日数（365 日あるいは 366 日）で除した値です。値が少ないほど良く、家庭系ごみの排出量を減らすことで値が減少します。

リサイクル率（%）は、資源化量を総排出量で除した値です。値が大きいほど良く、総排出量を減らすか、資源化量を増やすことで値が増加します。

上記の 4 つの項目について、現状値をみると、前回見直し時に定めた令和 3 年度の目標（中間目標）は、現状のまま推移すると、未達成となる見込みです。これは、家庭系ごみでは、紙類の分別や食品ロスの削減、厨芥類の水切りなどの取り組みがあまり進まなかったためと考えられます。また、事業系ごみでは、景気回復によるごみ排出量の増加が影響しているためと考えられます。

また、リサイクル率減少の要因としては、資源物の多くを占める紙類では、家庭で読まれる新聞、雑誌自体が減っていることと、民間のリサイクル業者が設置している資源回収拠点に持ち込まれていることが影響していると考えられます。

現状のままでは令和 8 年度の目標達成は非常に困難と考えられるため、現状や今後本市が実施する施策の効果等を考慮した、現実的な目標値への変更を行う必要があります。

表 5.4.1　目標の達成状況

項目	当初値	現状値	目標値		達成率	
	平成28年度	令和3年度	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和8年度
1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	1,065	1,060	1,040	1,010	98.1%	95.3%
処理しなければならない1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	939	956	910	880	95.2%	92.1%
処理しなければならない家庭系1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	655	663	630	600	95.0%	90.5%
リサイクル率（資源化率）（%）	13.5	15.1	16.0	18.0	残0.9ポイント	残2.9ポイント

※1 当初値は、前回計画見直し時に目標値を決定するにあたり参考にした平成 27 年度の実績です。

※2 現状値は、目標値との比較のため、令和 3 年度と表記していますが、令和元年度の実績です。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみの排出状況は特異であったと考えられるため、目標値の比較に使用する実績は、令和元年度実績としています。

※3 リサイクル率における資源化量と総排出量は、市が回収した量と市に申請のあった集団回収の量の合計であり、民間の事業者の回収量は含まれません。

5. 施策の効果を見込んだごみ発生量の予測

新たな目標値設定のため、今後本市が実施する予定の施策及び施策の効果を検証します。

5.1 実施する施策及び施策の効果

(1) 実施する施策

実施する施策は、以下のとおりとします。

1) 食品ロスに関する施策

2) 水切り運動等の施策

3) 紙類の分別率向上に関する施策

(2) 施策の効果等の設定

実施する施策の効果は、以下のとおりとします。

1) 食品ロスに関する施策

① 食品ロスに関する施策等の実施により、家庭系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている厨芥類（「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」（埼玉県清掃行政研究協議会　平成 24 年 3 月）より 42.6%とする。）の排出量を 3.0%減少させます。

→42.6%×3.0%＝1.3%の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・・・A

② 食品ロスに関する施策等の実施により、事業系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている厨芥類（「事業系ごみの分け方・減らし方」（京都市）より 41.1%とする。）の排出量を 3.0%減少させます。

→41.1%×3.0%＝1.2%の事業系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・・・B

2) 水切り運動等の施策

① 水切り運動等といった施策の実施により、家庭系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている厨芥類（42.6%　前記参照）を 3.0%減少させます。

→42.6%×3.0%＝1.3%の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・・・C

② 水切り運動等といった施策の実施により、事業系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている厨芥類（41.1%　前記参照）を 3.0%減少させます。

→41.1%×3.0%＝1.2%の事業系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・・・D

3) 紙類の分別率向上に関する施策

家庭系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている紙類（雑がみ：「“紙ごみ”を減らして再資源化！」（京丹後市）より 8.5%とする。）の 30%を資源物として回収します。

→8.5%×30%＝2.6%の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・・・E

(3) 施策が影響する区分

施策の効果が影響する区分は、以下のとおりとします。

表 5.5.1　施策の効果が影響する区分

施策の効果が影響する区分	施策の効果
資源化量	・Ｅによって減少した家庭系可燃ごみ排出量分の増加（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）
家庭系可燃ごみ排出量（収集）	・Ａより1.3%の減量効果 ・Ｃより1.3%の減量効果 ・Ｅより2.6%の減量効果（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）
家庭系可燃ごみ排出量（直接搬入）	・Ａより1.3%の減量効果 ・Ｃより1.3%の減量効果 ・Ｅより2.6%の減量効果（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）
事業系可燃ごみ排出量（収集）	・Ｂより1.2%の減量効果 ・Ｄより1.2%の減量効果
事業系可燃ごみ排出量（直接搬入）	・Ｂより1.2%の減量効果 ・Ｄより1.2%の減量効果

5.2 施策実施効果を見込んだ予測結果

施策の実施効果を見込んだ予測結果を以下に示します。

(1) 資源化量

資源化量は、施策の実施により増加し、令和 8 年度には、令和元年度から 654 t 増加（令和 2 年度から 551t 増加）すると予測されます。

表 5.5.2　施策実施効果を見込んだ資源化量の予測結果

単位：t/年

区分	実績値		予測値
	令和元年度	令和2年度	令和8年度
資源化量	10,121	10,224	10,775

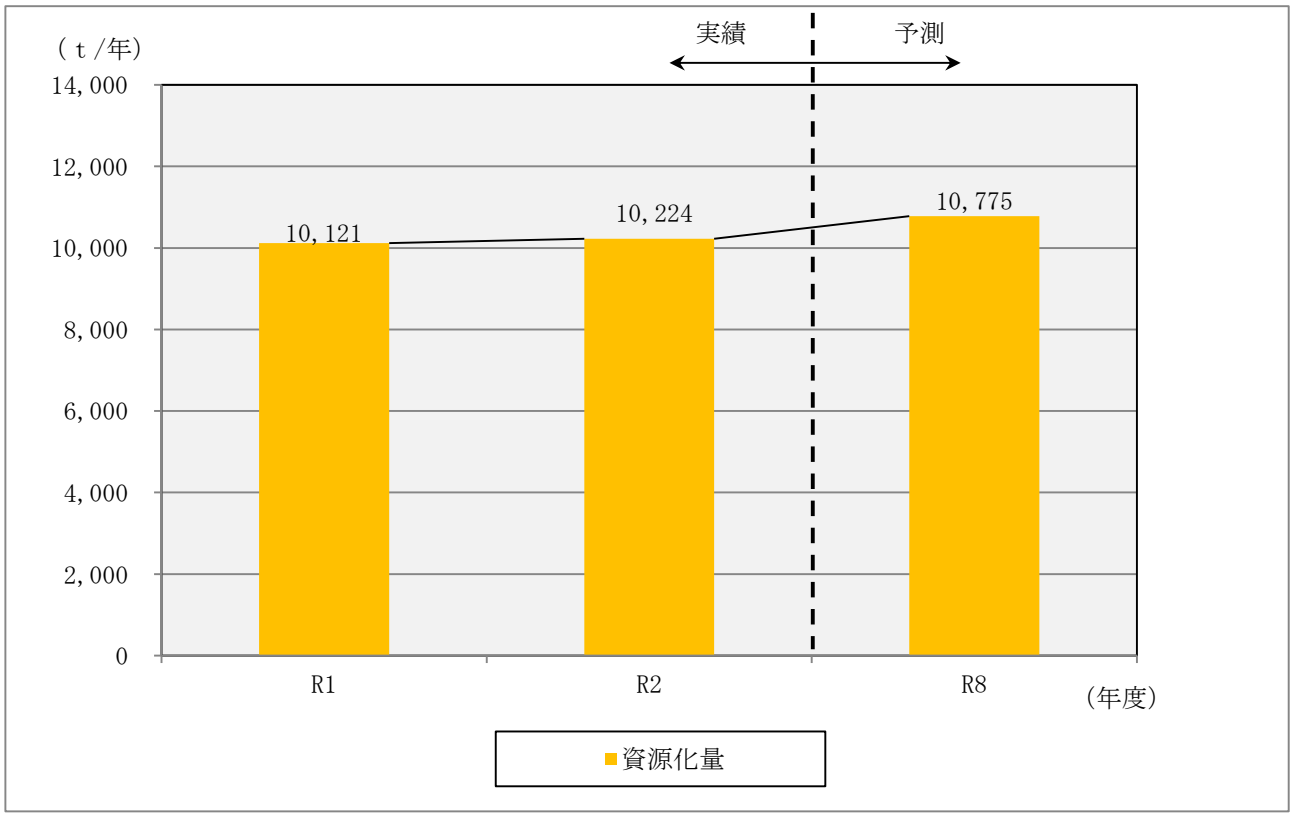

図 5.5.1　施策実施効果を見込んだ資源化量の予測結果

(2) 家庭系可燃ごみの発生量

家庭系可燃ごみの発生量は、施策の実施により減少し、令和８年度には、令和元年度から 1,246ｔ減少（令和２年度から 1,498t 減少）すると予測されます。

表 5.5.3　施策実施効果を見込んだ家庭系可燃ごみ発生量の予測結果

単位：t/年

区分	実績値		予測値
	令和元年度	令和2年度	令和8年度
家庭系可燃ごみ（収集）	33,192	33,357	31,962
家庭系可燃ごみ（直接搬入）	2,406	2,493	2,390
合計	35,598	35,850	34,352

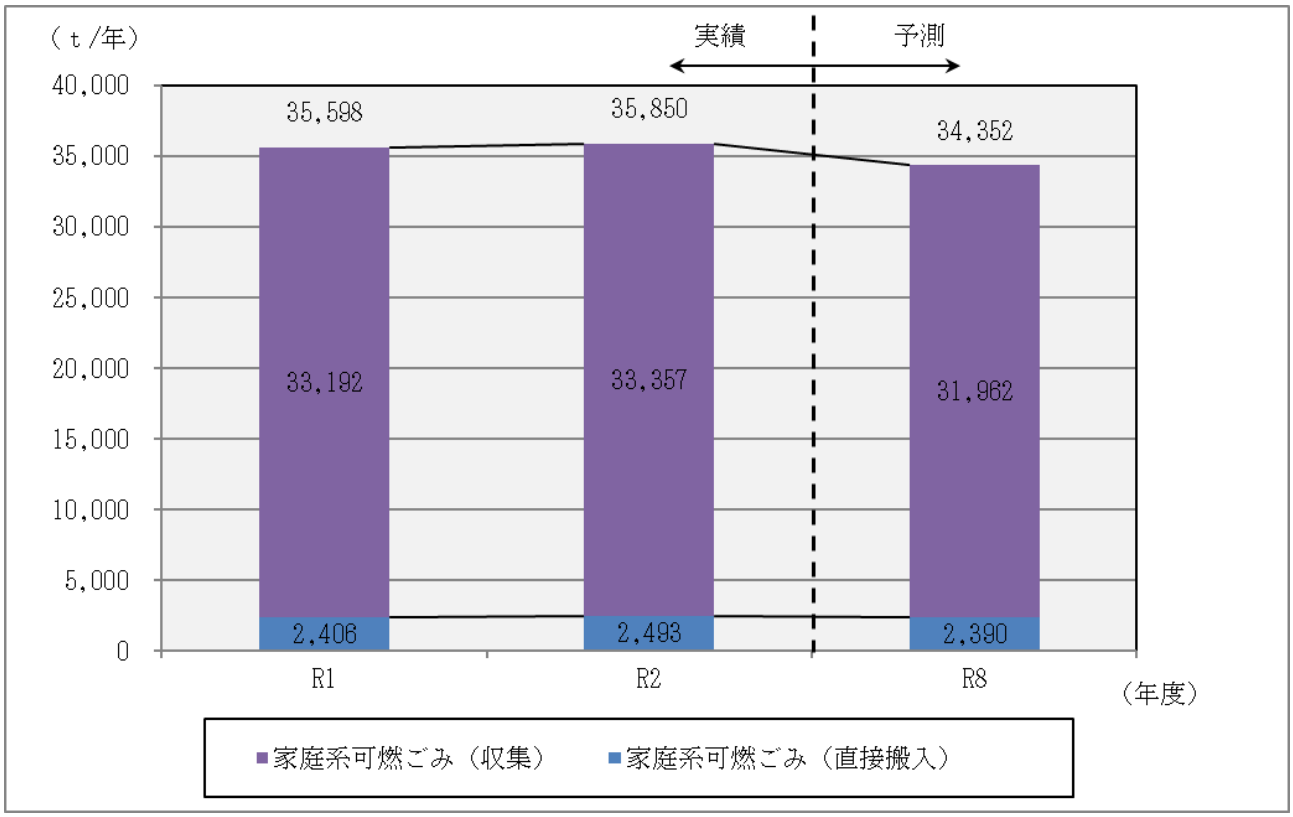

図 5.5.2　施策実施効果を見込んだ家庭系可燃ごみ発生量の予測結果

(3) 事業系可燃ごみの発生量

事業系可燃ごみの発生量は、施策の実施により減少し、令和 8 年度には、令和元年度から 91t 減少（令和 2 年度から 1,248t 増加）すると予測されます。

表 5.5.4　施策実施効果を見込んだ事業系可燃ごみ発生量の予測結果

単位：t/年

区分	実績値		予測値
	令和元年度	令和2年度	令和8年度
事業系可燃ごみ（収集）	16,067	14,786	15,983
事業系可燃ごみ（直接搬入）	831	773	824
合計	16,898	15,559	16,807

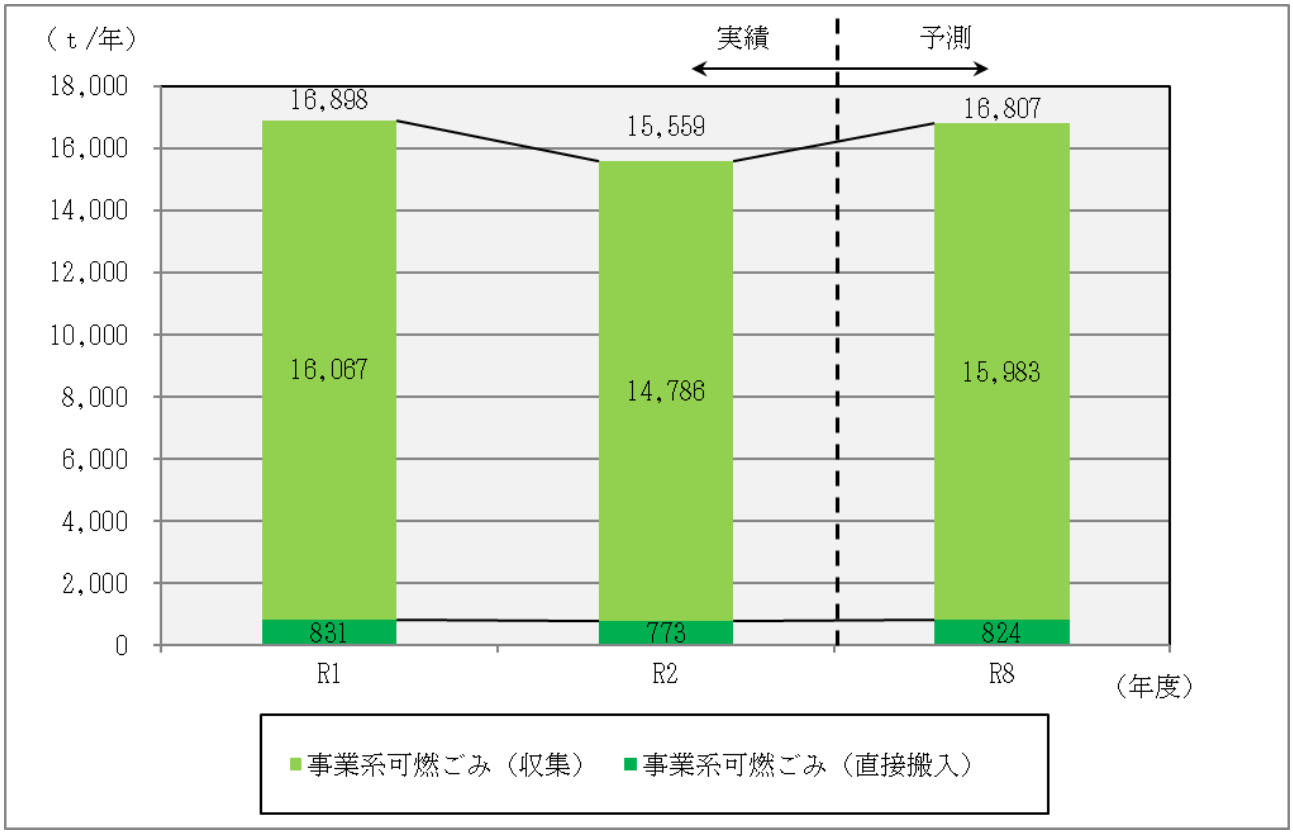

図 5.5.3　施策実施効果を見込んだ事業系可燃ごみ発生量の予測結果

(4) 資源物量（紙類）

資源物量（紙類）は、可燃ごみに混入していた紙類を資源物として回収することにより、令和8年度には、令和元年度から699t（令和2年度から431t増加）増加すると予測されます。

表 5.5.5　施策実施効果を見込んだ資源物（紙類）発生量の予測結果

単位：t/年

区分	実績値		予測値
	令和元年度	令和2年度	令和8年度
紙類	1,630	1,898	2,329

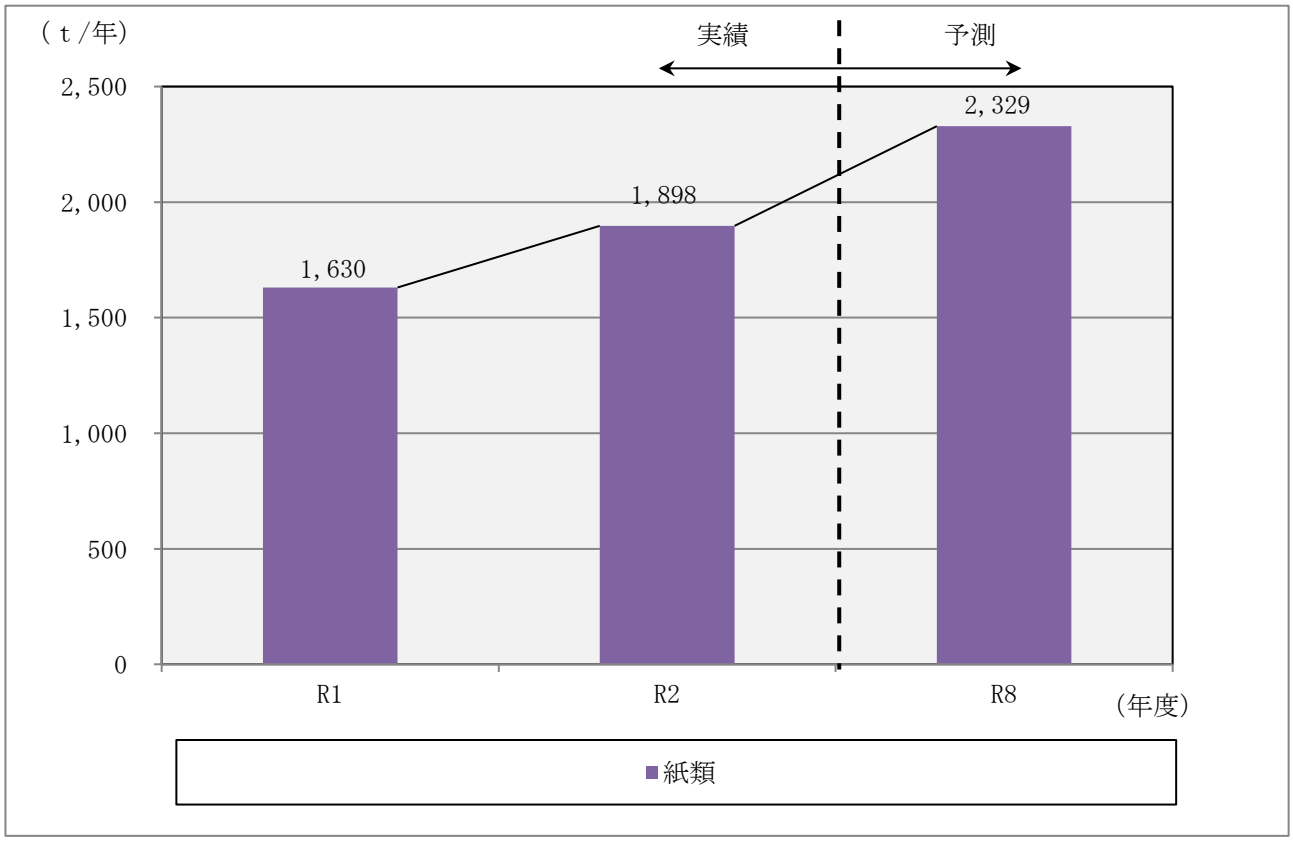

図 5.5.4　施策実施効果を見込んだ資源物（紙類）発生量の予測結果

(5) 総排出量及び資源化率

総排出量は、家庭系、事業系可燃ごみの減少により、令和 8 年度には、令和元年度から 449t 減少（令和 2 年度から 523t 増加）すると予測されます。

一方、資源化率は、資源物を除くごみ排出量の減少及び雑がみの資源化により、15.1%から16.2%まで増加すると予測されます。

表 5.5.6　施策実施効果を見込んだ総排出量及び資源化率の予測結果

区分	実績値		予測値
	令和元年度	令和2年度	令和8年度
総排出量	66,891	65,919	66,442
資源化率	15.1	15.5	16.2

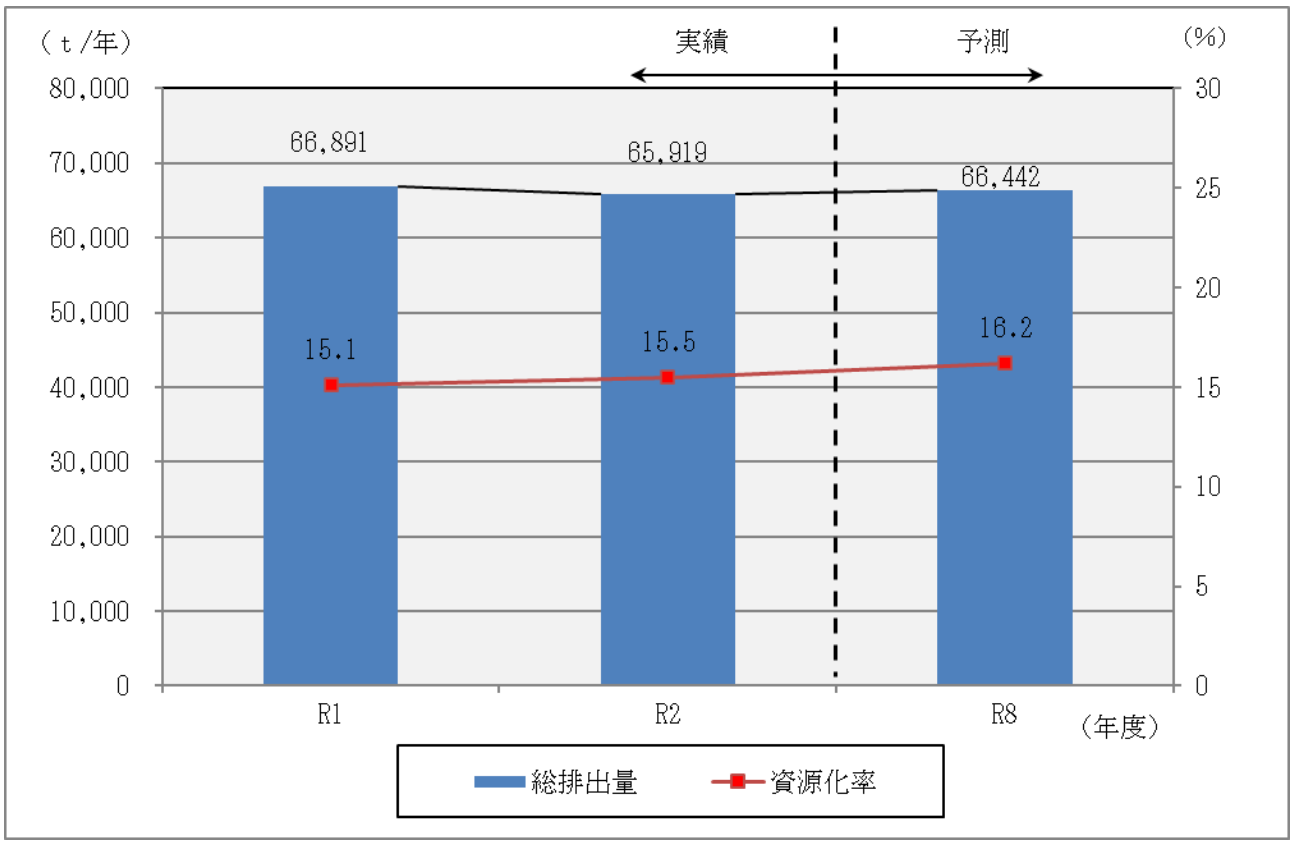

図 5.5.5　施策実施効果を見込んだ総排出量及び資源化率の予測結果

5.3 目標値の見直し

前記施策の効果を踏まえ、目標値の見直しを行います。

1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）の令和 8 年度における目標値は、1,010g/人・日から下方修正し、1,050g/人・日とします。

処理しなければならない 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）の令和 8 年度における目標値は、880g/人・日から下方修正し、940g/人・日とします。

処理しなければならない家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）の令和 8 年度における目標値は、600g/人・日から下方修正し、650g/人・日とします。

リサイクル率（%）の令和 8 年度における目標値は、18.0%から下方修正し、16.5%とします。

表 5.5.7　目標値の見直し

項目	当初値	現状値	将来推計		目標値の見直し
			現状推移	施策実施	目標年度
	平成28年度	令和3年度	令和8年度	令和8年度	令和8年度
1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	1,065	1,060	1,072	1,051	**1,050** (1,010)
処理しなければならない1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	939	956	978	942	**940** (880)
処理しなければならない家庭系1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	655	663	681	651	**650** (600)
リサイクル率(資源化率)（%）	13.5	15.1	14.3	16.2	**16.5** (18.0)

※1 当初値は、前回計画見直し時に目標値を決定するために参考にした平成 27 年度の実績です。

※2 現状値は、目標値との比較のため、令和 3 年度と表記していますが、令和元年度の実績です。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみの排出状況は特異であったと考えられるため、目標値の検討には、令和元年度実績を使用します。

※3 リサイクル率における資源化量と総排出量は、市が回収した量と市に申請のあった集団回収の量の合計であり、民間の事業者の回収量は含まれません。

※4 （　）内の数値は見直し前の数値

6. ごみの減量化のための方策

ごみ処理においては、市民、事業者、市の協働による取り組みが必要であり、個々の役割と責任を果たす必要があります。

基本理念及び基本方針を踏まえて計画目標を達成するために、市民、事業者、市の役割分担を明確にした施策ごとの具体的な方策を示します。

基本方針①　三者連携・協働による４Ｒの促進

発生回避（リフューズ）の促進

市民の役割

- ■ マイバッグを持参し、レジ袋を辞退します。
- ■ 過剰包装や不要な包装を辞退します。

事業者の役割

- ■ マイバッグの普及に協力します。
- ■ 商品の過剰包装を抑制・自粛します。

市の役割

- ■ マイバッグの普及推進を呼びかけます。

発生抑制（リデュース）の促進

市民の役割

- ■ 食材の買い過ぎや作りすぎに注意します。
- ■ 安いからといってむやみに物を買わない。使う物を使う量だけ購入します。
- ■ 使い捨て商品より長く使えるものを購入します。
- ■ 生ごみはぼかし、コンポスト容器、生ごみ処理機を利用し、堆肥化します。
- ■ 生ごみを出す場合は、しっかりと水切りをします。
- ■ 詰め替え商品を積極的に購入します。

事業者の役割

- ■ 製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行います。
- ■ 廃棄物がなるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努めます。
- ■ 詰め替え商品の販売を促進します。
- ■ 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しません。
- ■ コピー用紙の両面使用などを行い、事業所内での紙ごみの発生量を削減します。

市の役割

- ■ 多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する発生抑制・資源化等に関する指導を行います。
- ■ ごみ処理負担の公平化、発生抑制策として、ごみ処理有料化の検討を行います。
- ■ 事業系ごみの排出者負担料金の定期的な見直しを検討します。
- ■ リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかけます。
- ■ ぼかしの無料配布、コンポスト容器、生ごみ処理機購入費の補助を行い、生ごみの減量を促進します。
- ■ 水切りによる生ごみの減量効果について情報発信を行います。

再使用（リユース）の促進

市民の役割

- ■ リターナブル製品の購入を積極的に行います。
- ■ 不用品の有効利用を積極的に行います。
- ■ 修理可能な製品は修理（リペア、リフォーム）して使います。
- ■ リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用します。

事業者の役割

- ■ 梱包材等を繰り返し利用します。
- ■ 不用品の有効利用を行います。
- ■ 使い捨て商品でなく何度も修理できる商品をつくる努力をします。
- ■ ミスコピー紙などは、内部資料やメモ用紙などに再使用します。（裏面使用）
- ■ 封筒、ファイルなどは、繰り返し使用します。
- ■ 流通梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用します。

市 の 役 割

- ■ フリーマーケットの開催を促進するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供を行います。
- ■ 出前講座やイベント等により、ごみの減量化・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。

再生利用（リサイクル）の促進

市民の役割

- ■ 団体等が行っている集団回収に積極的に参加・協力します。
- ■ ペットボトル・白色トレイ、乾電池などは、公共施設・店頭等の拠点回収を利用します。
- ■ 再生品（再生紙 100%のトイレットペーパー）など環境ラベルの商品・製品を選択します。

■ テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、自動車、自動二輪車など、メーカーが引き取りリサイクルするものは、適正にリサイクルします。
■ ごみを出すときは、資源物を種類別に分別し、ごみの出し方のルールを守って排出します。

事業者の役割

■ 事業者としてのごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量やリサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行います。
■ 自主的なリサイクル活動を積極的に行います。
■ 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選びます。

市の役割

■ 再生品を積極的に使用します。
■ 「ごみ出しルール」の周知を図ることで廃棄物の資源化を進めます。
■ 衛生委員の協力を得て地域のごみの資源化を進めます。
■ 資源化を促進するため、施設の整備、リサイクルルートの確保に努めます。
■ 地域が一体となった分別収集が推進されるよう、町内会等への働きかけを行います。
■ クリーンセンターに搬入される剪定枝のリサイクルに努めます。
■ 団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。
■ 常設資源ステーションの利用拡大を促進します。

基本方針②　４Ｒを推進するための分別・収集・運搬体制の整備

収集形態（容器、品目等）の統一

市の役割

■ 資源物が出しやすい排出品目や排出方法の統一を検討します。
■ 収集では、適正な収集・運搬を確保しつつ、さらなる効率化を目指します。

分別収集の徹底

市の役割

- 広報やホームページなどにより積極的に情報の発信をします。
- ごみの出し方のガイドブックを全戸に配布し、ごみ分別について周知します。
- ごみ分別方法を検索したり、資源やごみ収集日をお知らせする機能のついたスマートフォン用アプリ「さんあ～る」の利用を市民に促し、分別収集を促進します。

基本方針③　環境負荷の少ない適正なごみ処理体制整備

既存施設における適正な運転管理の継続

市の役割

- クリーンセンターの適正な運転管理、維持管理を推進することにより、経費の削減と効率的な発電の確保に努めます。
- 適正な稼働体制、稼働日数を保つとともに、減量化・資源化による処理量の削減、ごみ質の均質化、カロリーコントロール等を行い、ごみ処理の安定化を図ります。
- 最終処分場の周辺環境への監視を徹底します。
- 最終処分場の適正管理の推進及び最終処分場跡地利用について検討します。

既存施設の運転データ等の整理と公表

市の役割

- 大気汚染物質の発生抑制と温室効果ガスの削減及び測定結果を公表します。
- 最終処分場の浸出水、地下水データ等の整理及び測定結果を公表します。

エネルギー回収推進施設の整備

市の役割

- 新ごみ処理施設整備について、関係市町村等との連携による広域化を推進します。
- 新ごみ処理施設の更新について研究します。

既存最終処分場の延命化

市の役割

- 最終処分場の周辺環境への監視を徹底します。
- 埋立処分量削減による延命化を図ります。

資源物の持ち去り及び不法投棄対策

市の役割

- ■ 資源物の持ち去り禁止についての指導を行います。
- ■ 事業系ごみのごみ集積場所への排出を防止するため、事業所訪問などにより事業者への指導を強化します。
- ■ 不法投棄対策として、職員によるパトロール体制を強化します。
- ■ 不法投棄対策として、町内会から要望があれば、ごみステーションに監視カメラを設置します。

災害廃棄物の処理

市の役割

- ■ 災害時に発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理します。
- ■ 「西尾市災害廃棄物処理計画」を適宜見直します。

施策方針④　ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくり

ごみ減量意識の高い人づくり

市民の役割

- ■ ごみ減量に関する情報に関心を持つようにします。
- ■ 取り組みの成果を積極的に発表します。

事業者の役割

- ■ ごみ減量に関する情報の入手や発信を心がけます。
- ■ 事業所内にごみ減量担当者を配置し、社員のごみ減量意識を高めていくように努めます。

市の役割

- ■ ごみ問題の現状や推進する取り組み等を、具体的かつ分かりやすく発信するよう努めます。
- ■ ごみ減量の目標や達成状況を公開します。
- ■ 教育機関と連携・協力し、子どもたちのごみ減量教育を支援します。
- ■ 町内会に対して積極的にごみについての出前講座を行います。
- ■ 最終処分場、クリーンセンターの見学会を行います。
- ■ 町内の清掃や環境衛生活動などに取り組んでいる個人、団体を表彰します。

行動できる体制づくり

市民の役割

- ごみの減量意識の高い人たち（エコ市民）を中心とした活動組織を形成します。
- ごみ減量に取り組む団体組織による活動の輪を周囲に広げるよう努めます。
- 既存のごみ減量活動団体・個人などの間で積極的な情報交換を図ります。

事業者の役割

- ごみ減量活動をしている団体と連携し、協力します。

市の役割

- ごみの減量活動をする組織づくりと市民主導の運営を支援します。
- ごみの減量活動をする組織のコーディネート役を務めます。
- 各課、支所、県等との連携のもと、迅速な情報提供、情報発信などに努めます。

基本方針⑤　ごみ減量化の更なる推進

家庭での食品ロスの削減

市民の役割

- 冷蔵庫等の中に残っている食べ物を確認してから買い物に行くように努めます。
- バラ売りや少量パック等、使い切ることができる適量を買うように努めます。
- 賞味期限と消費期限の違いを理解して買い物をするように努めます。

事業者の役割

- 食品ロスの発生抑制に取り組んだ上で、再生利用等に努めます。
- 飲食店や小売店等は、食品ロスの発生しにくい少量販売等に努めます。

市の役割

- 食品ロスに関する正しい認識が広く市民に伝わるよう、普及啓発に努めます。
- 市民や飲食店等の食品ロス削減の取組を支援します。
- 食品ロス削減に関する運動の普及促進に努めます。

外食時における食品ロスの削減

市民の役割

- 小盛りメニューの利用等、食品ロスを発生させないように努めます。
- ごみ減量に取り組む団体組織による活動の輪を周囲に広げるよう努めます。
- 既存のごみ減量活動団体・個人などの間で積極的な情報交換を図ります。

事業者の役割

- ■ 飲食店や小売店等は、小盛りメニュー等、食品ロスの発生しにくいメニューの設定に努めます。
- ■ 市民が料理の持ち帰りを希望した際には、可能な限り協力するようにします。
- ■ 市が呼びかける食べ残し防止運動等に協力します。

市の役割

- ■ 飲食店や小売店等に、小盛りメニューや少量販売の設定を呼びかけます。
- ■ 多量排出事業所に対して、生ごみの資源化を提案していきます。
- ■ 食品ロスに関しての情報提供、情報発信等を行い、普及啓発に努めます。

プラスチックごみの削減

市民の役割

- ■ レジ袋やストローがいらないときは断ります。
- ■ 適正に利用したプラスチックを分別し、ごみの出し方のルールを守って排出します。
- ■ プラスチックごみの削減に取り組みます。

事業者の役割

- ■ お客様がストローやレジ袋が必要か声を掛けて確認します。
- ■ プラスチックの代替製品の研究開発を進めます。

市の役割

- ■ プラスチックの削減に関する正しい認識が広く市民に伝わるよう、普及啓発に努めます。
- ■ プラスチックの削減に関する運動の普及促進に努めます。
- ■ 国の動向等の情報収集を行い、プラスチックごみの削減の取組みに努めます。

7. 分別区分

資源物の収集は、従来のとおり実施していきますが、市民への意識調査等により収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックを行い、必要に応じて分別品目を見直すことで資源化率の向上を目指します。また、市民の理解と協力を得られるよう、的確な周知と情報提供に努めます。

表 5.7.1　分別区分

家庭系の分別区分		事業系の分別区分
資源物	プラスチック製容器包装	受入れ先の収集区分に従って分別する
	ペットボトル	
	白色トレイ	
	空き缶	
	金属類	
	小型家電	
	空きびん	
	紙類	
	布類	
	乾電池・蛍光管	
	廃食用油	

8. 収集・運搬計画

8.1 収集対象

収集対象は、家庭系ごみとし、事業系ごみについては、今後も許可業者による収集とします。

なお、収集対象地域は、市内全域とします。

8.2 収集運搬体制・収集方式・収集頻度・排出方式

ごみ・資源物の収集・運搬方法を表 5.8.1 に示します。

収集・運搬方法は、現状の収集・運搬方法を継続するものとします。ただし、法令等の改正、社会情勢の変化、リサイクル技術の進歩等により、随時変更します。また、市民の理解と協力を得られるように、的確な周知と情報提供に努めるほか、収集運搬体制の効率化によるエネルギー消費量の低減や、低公害車の導入により、環境負荷の削減を図ります。

また、スプレー缶などの危険ごみによる収集車両の火災等の事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ・資源の収集体制を確保します。

表 5.8.1　ごみ・資源物の収集・運搬方法

区分			収集主体	収集回数	収集方法	運搬先
家庭系ごみ	可燃ごみ		直営 委託業者	週 2 回	ごみステーション	西尾市クリーンセンター
	不燃ごみ	不燃ごみ		月 2 回		
		その他金属製品	委託業者		資源ステーション	
		埋立ごみ				西尾市一般廃棄物最終処分場
	粗大ごみ		直営	週 1 回	戸別有料収集	西尾市クリーンセンター
	資源物	プラスチック製容器包装	直営 委託業者	週 1 回	資源ステーション	西尾市クリーンセンター リサイクル施設他
		空きびん		月 2 回		
		空き缶		月 2 回		
		金属類		月 2 回		
		小型家電		月 2 回		
		紙類		月 2 回		
		布類		月 2 回		
		ペットボトル		月 2 回	拠点回収	
		白色トレイ		月 2 回	拠点回収	
		廃食用油		月 2 回	拠点回収 ステーション	
		乾電池・蛍光管	委託業者	不定期	拠点回収	西尾市使用済乾電池・廃蛍光管ストックヤード
事業系ごみ	可燃ごみ		許可業者		戸別	西尾市クリーンセンター
	不燃ごみ					
	不燃粗大					
	可燃粗大					
集団回収	紙類、布類、空き缶、空きびん、金属類		小中学校 ＰＴＡ 子ども会等		拠点回収	民間業者

※収集運搬や搬入を禁止するものについては各年度の実施計画で定めることとします。

9. 中間処理施設計画

9.1 中間処理に関する目標

現在、本市の中間処理は、西尾市クリーンセンターの焼却施設及びリサイクル施設で行っています。今後も引き続きごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについて適正処理を行います。

一方、現クリーンセンターは、稼動から 22 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に定められた「岡崎西尾ブロック」による広域処理を前提に、次期施設の整備を進めています。本市、岡崎市及び幸田町の 2 市 1 町は、岡崎西尾地域広域化ブロック会議を定期的に開催し、ごみ処理の広域化・施設の集約化を進めており、西尾市クリーンセンターごみ焼却施設と岡崎市八帖クリーンセンター1 号炉を統合した新しい広域ごみ処理施設の整備を進めています。本市では、岡崎市及び幸田町と連携を図り、必要な事項の検討・調整を進めています。

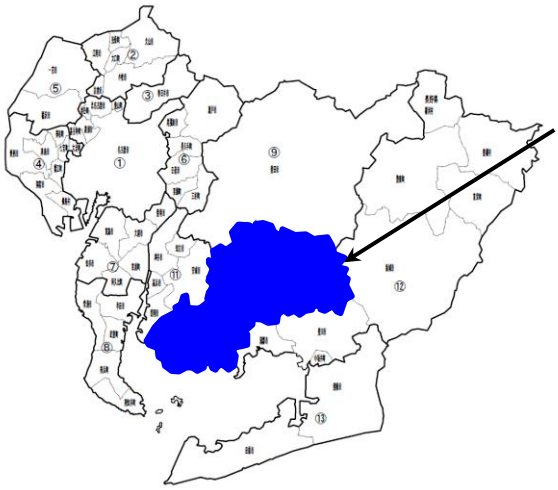

岡崎西尾ブロック
（岡崎市、西尾市、幸田町）

○整備計画
現在、岡崎市及び幸田町と協議のうえ、西尾市クリーンセンターごみ焼却施設と岡崎市八帖クリーンセンター1 号炉の、新しい広域ごみ処理施設への処理の統合を目指しています。

図 5.9.1　岡崎西尾ブロック（愛知県ごみ焼却処理広域化計画より）

9.2 中間処理の方法

中間処理方法を表 5.9.1 に示します。

中間処理方法は、概ね現状の収集・運搬方法を継続するものとします。

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみについては、クリーンセンターにて焼却処理を行います。不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみについては、リサイクル施設において、破砕・選別・圧縮等の処理及びストックヤードにて一時保管を行います。

表 5.9.1　中間処理方法

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>中間処理施設</th><th>中間処理方法</th><th>処理主体</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>焼却施設</td><td>焼却処理</td><td rowspan="10">西尾市</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td>リサイクル施設</td><td>破砕処理・選別処理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">粗大ごみ</td><td colspan="2">可燃粗大ごみ</td><td>焼却施設</td><td>焼却処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃粗大ごみ</td><td>リサイクル施設</td><td>破砕処理・選別処理</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源物</td><td rowspan="3">プラスチック類</td><td>ペットボトル</td><td>リサイクル施設</td><td>選別圧縮処理・一時保管</td></tr>
<tr><td>白色トレイ</td><td>リサイクル施設</td><td>一時保管</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>リサイクル施設</td><td>選別圧縮処理・一時保管</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td>ストックヤード</td><td>一時保管</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光管</td><td>ストックヤード</td><td>一時保管</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td colspan="2">廃食用油</td><td>民間の資源化施設</td><td>燃料化処理</td><td>民間施設</td></tr>
</table>

9.3 施設整備計画

現在、西尾市クリーンセンターでは、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及びリサイクル施設から排出される可燃残渣と不燃残渣を処理対象として焼却処理を行っています。

新たな焼却施設の整備については、本市のごみ処理量やごみ質の変化に加えて、岡崎市、幸田町との広域化を踏まえて検討していくこととします。

10. 最終処分場計画

10.1 最終処分に関する基本方針

現在、本市は、平原地区一般廃棄物最終処分場、一色地区一般廃棄物最終処分場、吉良地区一般廃棄物最終処分場及び幡豆地区一般廃棄物最終処分場の 4 か所の最終処分場を有しています。

家庭系の埋立ごみは、各地区の最終処分場で埋立処分をしています。一方、西尾市クリーンセンターの焼却残渣は、上記の処分場のほかに、（公財）愛知臨海環境整備センター（略称：アセック）に搬出して埋立処分をしています。

今後も最終処分場の延命化、処理経費削減を図るため、最終処分量の削減に努めるとともに、焼却残渣の民間埋立処分場等への搬出も含め、現在稼働している 4 つの最終処分場の効率的な施設運営方法等について検討していきます。

10.2 最終処分の方法

不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び焼却処理に伴って発生する焼却残渣等は、今後も引き続き最終処分量の削減に努めた後、最終処分場において埋立処分を行っていきます。

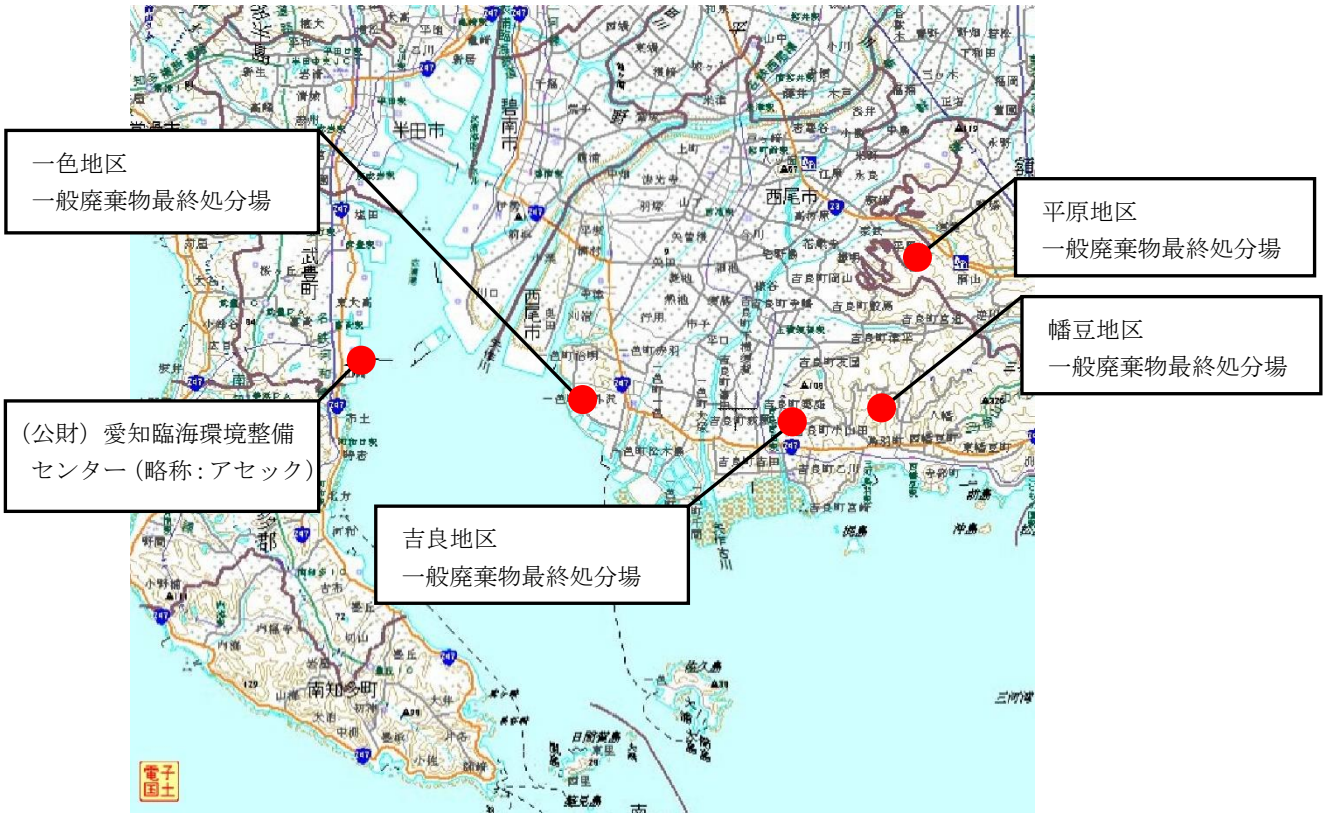

出典：電子国土基本図

図 5.10.1　最終処分場配置図

11. その他

11.1 衛生委員の活用による普及啓発活動の実施

西尾市衛生委員は、ごみの減量化・資源化と地域美化の推進に関するリーダー役として位置づけられており、各種資源物の分別収集を行ううえでも重要な役割を担っています。

今後も、ごみの減量化・資源化施策を展開する際等には衛生委員の協力を要請し、委員のネットワークを活用することで施策の周知・効果拡大に努めることとします。

11.2 災害により発生した災害廃棄物の処理

大規模な地震や風水害等が発生した際には、建物被害によるがれきや倒壊家具等の片付けごみを主とした災害廃棄物が大量に発生します。本市では、これら災害時に発生した廃棄物を迅速に処理するため、平成 29 年 3 月に「西尾市災害廃棄物処理計画」を策定し、同計画に基づき廃棄物を適正に処理することとしています。

災害への備えは、「西尾市災害廃棄物処理計画」が完成して終わるものではなく、PDCA サイクルによる継続的な改善が必要です。平成 30 年 3 月には環境省が「災害廃棄物対策指針」の見直しを行い、令和 2 年度には、本市が「西尾市地域防災計画」の見直しを行いました。その見直し内容を踏まえ、実効性の高い計画とすべく、適宜計画の見直しを行います。

11.3 災害時における近隣市町村との連携・協力

災害等による一時多量ごみの発生、ごみ処理施設の障害等により、処理区域内でのごみ処理に支障が生じた場合は、近隣市町村などと連携・協力して処理を行い、生活環境や公衆衛生上の支障が生じないよう努めます。

また、本市だけでは解決が難しく、広域的に対応する方が効果的な課題が生じた場合には、近隣市町村と協議を行い、共同処理体制の確立に努めることとします。

11.4 不法投棄対策

不法投棄については、以下の方法等により、安全・清潔で快適な環境を築き、違法行為を許さない状況を構築して対応していきます。

(1) 監視体制の充実

市内パトロールの充実を図り、監視や早期発見・早期撤去に努めます。また、監視カメラの活用により、不法投棄の未然防止を図ります。

(2) 土地所有者への協力要請、責務

空き地などの土地所有者や管理者に、不法投棄によるごみは、土地所有者や管理者の責任において適切に処理、処分しなければならないということを周知し、柵の設置等による投棄者の侵入防止策への協力を要請します。

(3) 関係部局との連携

関係部局との連携を図り、悪質者に対しては、警察と連携し、厳正に対応していきます。

(4) 啓発の推進

広報などにより、ごみの適正な処理についての協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

(5) 広域的な対応

不法投棄は、山間や河川部等に多く、市域を超えて発生するため、周辺自治体と連携した対応を検討します。また、県、警察及び市民の組織的な協力を強化するため情報共有等を行います。

11.5 適正処理困難物等への対応

(1) 適正処理困難物への対応

本市で処理することが困難なごみを表 5.11.1 に示します。

今後も、処理することが困難なごみについては、市民、事業者が処理する際に専門の処理業者へ依頼する等の方法を指導していきます。

表 5.11.1　処理することが困難なごみ

品　　目	特　　性
塗料、廃油	引火・爆発の危険性等
ガスボンベ、プロパンガス容器	爆発の危険性、破砕困難物等
農薬、薬品類	有毒性、有害性等
医療廃棄物	病原性、有毒性、有害性等
タイヤ、消火器、ピアノ、金庫、業務用機器器具、その他	処理・処分の困難性、危険性、形状・重量的特性を持つもの

(2) リサイクル関連法に基づく対処

テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の特定家庭用機器、自動車、自動二輪車については、法律に沿った適正な処理を行うよう指導していきます。

(3) 医療廃棄物への対処

1) 感染性医療廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

医療関係機関等から排出される一般廃棄物のうち、血液等の付着した包帯・脱脂綿・ガーゼ・紙くず等といった感染性病原体が含まれる、又は付着しているおそれのあるものについては、医療機関自らが適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

2) 在宅医療廃棄物

自宅で使用して排出される在宅医療廃棄物の中で、注射針等鋭利なものや血液等が付着しており、感染性のおそれがあるものについては、今後も医療機関等において処理するよう指導していきます。なお、感染性のおそれのない在宅医療廃棄物については適正に処理を行います。

第 2 編　生活排水処理基本計画

第 1 章　基本的事項

1. 計画の目的

本市は、矢作川水系の豊富な水資源により、お茶や稲作などの農業が盛んな地域です。また、市の南部に面している三河湾では、のりやあさり等の採取も営まれていることから、矢作川や三河湾等といった身近な公共用水域の水質を保全することは非常に重要です。

このような状況を踏まえ、生活排水の適正な処理を地域住民の理解と協力のもとに推進し、快適な生活環境と、より豊かな水環境を得ることを目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条に基づく法定計画で、「第 7 次西尾市総合計画後期計画」、「第 2 次西尾市環境基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、「愛知県廃棄物処理基本計画」及び本市の諸施策との整合を図るものとします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度から令和 8 年度までの 15 年間であり、目標年度は令和 8 年度としています。

また、本計画は、概ね 5 年後及び社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合に見直しを行うものとしており、本年度がその見直し年度となっています。

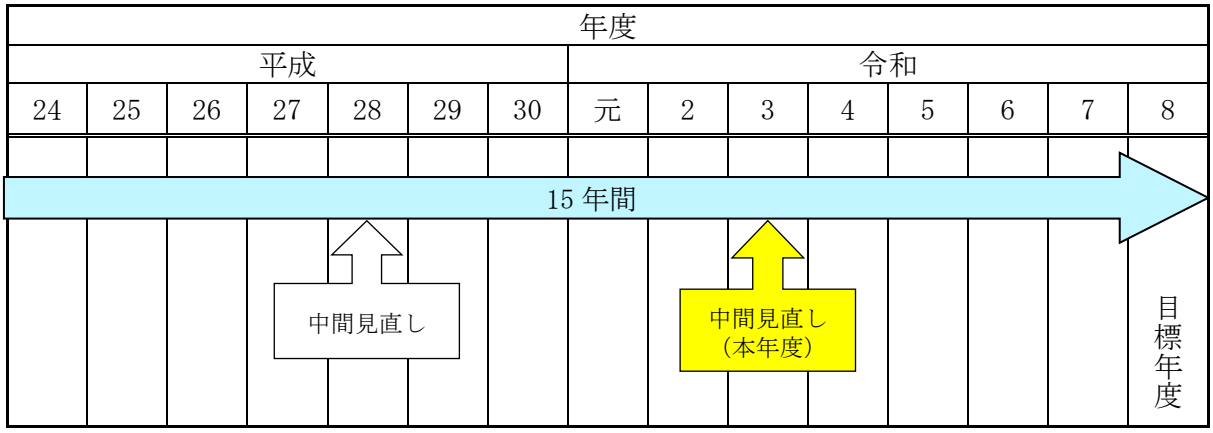

図 1.3.1　計画期間

4. 計画の進行管理

施策や事業を推進し、本計画をより実効性のあるものとするため、庁内連絡調整会議において、各事業の進行管理を行っていきます。

また、社会経済情勢等、本市を取り巻く環境の大きな変化が見られた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

第２章　生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

1.1 生活排水関係施設の概要

生活排水は、し尿、炊事、洗濯、入浴など人の活動に伴って公共用水域に排出される全ての排水のことであり、し尿と生活雑排水に分けられます。し尿と生活雑排水を処理する主な生活排水関係施設の概要を表 2.1.1 に示します。

表 2.1.1　生活排水関係施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模（計画人口）	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	－	－
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落
みなし浄化槽		し尿	個人等	－	－
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水 雨水等	市町村	10,000人以上	主として市街地
	流域下水道		都道府県	（第1種）15万人以上 当分の間は10万人以上 （第2種）3万人以上 15万人未満	2以上の市町村区
コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）		し尿 生活雑排水	市町村	101人～3万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設※		生活雑排水	市町村	101人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥等	市町村	－	－

※ 生活排水処理施設とは、厚生労働省予算補助等によって設置された生活雑排水を処理する施設

1.2 処理主体

生活排水の処理主体を表 2.1.2 に示します。なお、下水道の種別は、流域関連公共下水道（矢作川・境川流域下水道）になります。

表 2.1.2　生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	処理主体
浄化槽	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	西尾市
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽		し尿	個人等
公共下水道	流域関連公共下水道 （流域下水道へ接続）	し尿、生活雑排水	西尾市 （流域下水道は愛知県）
し尿処理施設 （西尾市浄化センター）		し尿、浄化槽汚泥等	西尾市

※西尾市浄化センターは、し尿等の前処理のみを行い、下水道へ放流している施設

1.3 処理状況（処理フロー）

生活排水の処理フローを図 2.1.1 に示します。

生活排水のうち、し尿の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、みなし浄化槽及びし尿処理施設の 5 つの方法により処理されています。

また、生活雑排水の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設による 3 つの方法で処理されていますが、みなし浄化槽及び汲み取りの家庭では、生活雑排水は未処理のまま河川等へ放流されています。

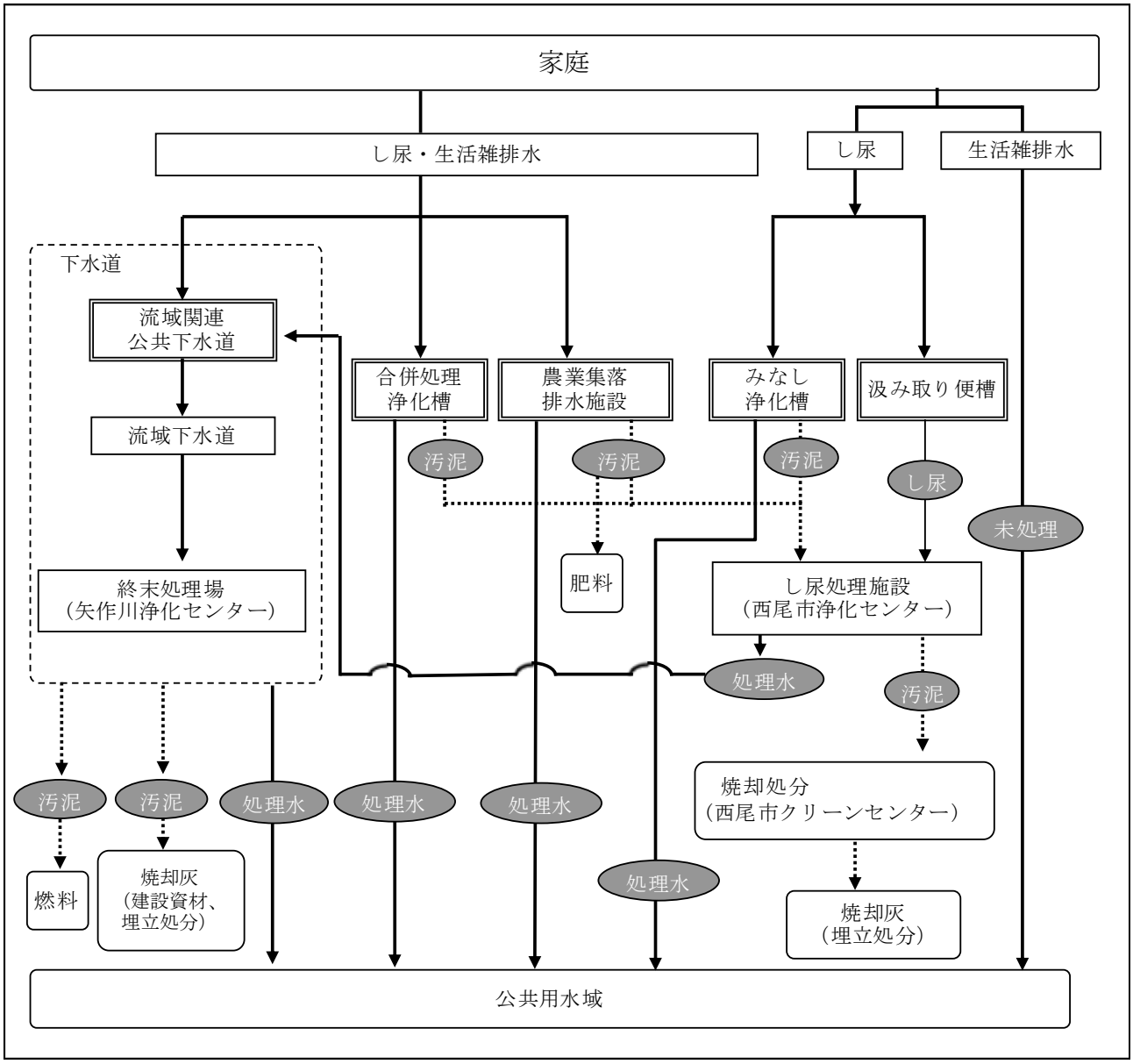

図 2.1.1　生活排水の処理フロー

1.4 生活排水処理の推移

(1) 公共下水道

公共下水道整備面積の状況を表 2.1.3 に、公共下水道整備人口の状況を表 2.1.4 に示します。

公共下水道は、矢作川流域下水道関連事業として平成 4 年度から供用を開始しており、令和 3 年 4 月 1 日現在の整備面積は 2,870.9ha、処理人口は 129,543 人となっています。

表 2.1.3　公共下水道整備面積の状況

単位：ha

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成23年度	1,297.0	341.2	373.6	248.4	2,260.2
平成24年度	1,360.0	359.9	405.0	255.2	2,380.1
平成25年度	1,492.8	359.9	434.2	255.2	2,542.1
平成26年度	1,588.1	359.9	473.2	255.2	2,676.4
平成27年度	1,587.7	361.2	473.8	253.6	2,676.3
平成28年度	1,697.5	387.3	485.1	255.2	2,825.1
平成29年度	1,783.9	407.9	429.4	240.6	2,861.8
平成30年度	1,783.9	410.6	429.4	240.6	2,864.5
令和元年度	1,783.9	410.6	429.4	240.6	2,864.5
令和2年度	1,790.2	410.6	429.4	240.7	2,870.9

※各年度の値は、次年度の 4 月 1 日現在の値を使用

表 2.1.4　公共下水道整備人口の状況

単位：人

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成23年度	61,253	12,640	14,866	7,569	96,328
平成24年度	69,609	13,271	15,156	7,998	106,034
平成25年度	76,639	13,183	16,627	7,911	114,360
平成26年度	80,610	13,313	18,009	7,863	119,795
平成27年度	85,192	13,722	17,983	8,154	125,051
平成28年度	87,056	14,115	17,981	8,102	127,254
平成29年度	88,497	14,821	18,008	7,998	129,324
平成30年度	89,252	14,894	18,049	7,954	130,149
令和元年度	89,361	14,886	17,852	7,886	129,985
令和2年度	88,991	14,929	17,824	7,799	129,543

※各年度の値は、次年度の 4 月 1 日現在の値を使用

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備状況を表 2.1.5 に、農業集落排水処理人口の状況を表 2.1.6 に示します。

農業集落排水施設は、令和 3 年 4 月 1 日現在、市全域に 20 箇所あり、処理人口は 16,621 人となっています。

表 2.1.5　農業集落排水施設の整備状況

単位：箇所

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成23年度	9	0	4	6	19
平成24年度	9	0	4	6	19
平成25年度	10	0	4	6	20
平成26年度	10	0	4	6	20
平成27年度	10	0	4	6	20
平成28年度	10	0	4	6	20
平成29年度	10	0	4	6	20
平成30年度	10	0	4	6	20
令和元年度	10	0	4	6	20
令和2年度	10	0	4	6	20

※各年度の値は、次年度の 4 月 1 日現在の値を使用

表 2.1.6　農業集落排水処理人口の状況

単位：人

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成23年度	8,555	0	3,456	3,342	15,353
平成24年度	10,616	0	3,679	3,378	17,673
平成25年度	10,761	0	3,712	3,391	17,864
平成26年度	10,858	0	3,736	3,772	18,366
平成27年度	9,776	0	3,112	3,257	16,145
平成28年度	9,772	0	3,097	3,234	16,103
平成29年度	9,786	0	3,105	3,184	16,075
平成30年度	9,792	0	3,089	3,156	16,037
令和元年度	9,807	0	3,132	3,110	16,049
令和2年度	10,061	0	3,281	3,279	16,621

※[1] 平成 27 年度から算定方法を変更

※[2] 各年度の値は、次年度の 4 月 1 日現在の値を使用

(3) 合併処理浄化槽の補助

合併処理浄化槽の補助事業実施状況を表 2.1.7 に示します。

本市では、昭和 63 年度から合併処理浄化槽の新設に対する補助を実施して、小型合併処理浄化槽の整備を推進してきました。一方、国においては浄化槽法の改正により、平成 13 年度以降は単独処理浄化槽の設置を禁止し、排水対策を一層強化しました。こうした中、本市では、平成 26 年度から単独処理浄化槽等からの転換を補助対象として生活排水対策を推進しています。

表 2.1.7　合併処理浄化槽の補助事業実施状況

単位：基

区分	補助実績	備考
平成23年度	80	
平成24年度	26	
平成25年度	22	
平成26年度	28	うち2基は高度処理型浄化槽転換
平成27年度	0	
平成28年度	0	
平成29年度	0	
平成30年度	1	
令和元年度	8	
令和2年度	7	

※平成 26 年度は新設と転換への補助実績

1.5 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥処理経費の状況を表 2.1.8 に示します。

処理量は減少傾向にありますが、令和元年度及び令和 2 年度の処理経費と処理単価は増加しています。

表 2.1.8　し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

区分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿及び浄化槽汚泥処理経費	処理量	(kℓ)	47,845	47,892	47,675	44,383	42,335	40,446	39,489	38,383	37,184	36,874
	人件費	(千円)	21,109	20,220	23,387	23,384	24,044	24,758	12,885	12,674	23,058	23,123
	処理費（許可）	(千円)	88,956	80,606	94,806	93,510	93,061	78,141	73,098	68,312	64,623	66,366
	委託費	(千円)	105,363	104,707	109,705	108,034	105,001	101,287	102,448	99,207	99,932	102,545
	合計	(千円)	215,428	205,533	227,898	224,928	222,106	204,186	188,431	180,193	187,613	192,034
	処理単価	(円/ℓ)	4.5	4.3	4.8	5.1	5.2	5.0	4.8	4.7	5.0	5.2

1.6 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 2.1.9 及び図 2.1.2 に示します。

公共下水道、農業集落排水施設の整備促進や、浄化槽法改正等の後押しを受けて、未処理人口は減少してきましたが、直近の 5 年間は、未処理人口の減少は鈍化しています。

表 2.1.9　生活排水処理形態別人口の推移

区　　分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1．計画処理区域内人口	(人)	164,073	169,949	169,889	170,166	170,409	171,546	171,899	172,424	172,114	171,173
	(%)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)
2．水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	130,755	144,908	151,367	152,092	152,907	154,457	155,941	156,627	156,434	156,419
	(%)	(79.69)	(85.27)	(89.10)	(89.38)	(89.73)	(90.04)	(90.72)	(90.84)	(90.89)	(91.38)
	(%)	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]
(1) コミニティ・プラント	(人)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(%)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(%)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(2) 合併処理浄化槽	(人)	19,074	21,201	19,143	13,931	11,711	11,100	10,542	10,441	10,400	10,255
	(%)	(11.63)	(12.47)	(11.27)	(8.19)	(6.87)	(6.47)	(6.13)	(6.06)	(6.04)	(5.99)
	(%)	[14.59]	[14.63]	[12.65]	[9.16]	[7.66]	[7.19]	[6.76]	[6.67]	[6.65]	[6.56]
(3) 公共下水道	(人)	96,328	106,034	114,360	119,795	125,051	127,254	129,324	130,149	129,985	129,543
	(%)	(58.71)	(62.39)	(67.31)	(70.40)	(73.38)	(74.18)	(75.23)	(75.48)	(75.52)	(75.68)
	(%)	[73.67]	[73.17]	[75.55]	[78.76]	[81.78]	[82.39]	[82.93]	[83.09]	[83.09]	[82.82]
(4) 農業集落排水施設	(人)	15,353	17,673	17,864	18,366	16,145	16,103	16,075	16,037	16,049	16,621
	(%)	(9.36)	(10.40)	(10.52)	(10.79)	(9.47)	(9.39)	(9.35)	(9.30)	(9.32)	(9.71)
	(%)	[11.74]	[12.19]	[11.80]	[12.08]	[10.56]	[10.43]	[10.30]	[10.24]	[10.26]	[10.63]
3．水洗化・生活雑排水未処理人口（みなし浄化槽）	(人)	25,988	20,080	14,413	14,747	14,185	13,912	13,527	13,385	13,313	12,409
	(%)	(15.84)	(11.82)	(8.48)	(8.66)	(8.32)	(8.11)	(7.87)	(7.76)	(7.73)	(7.25)
4．非水洗化人口	(人)	7,330	4,961	4,109	3,327	3,317	3,177	2,431	2,412	2,367	2,345
	(%)	(4.47)	(2.92)	(2.42)	(1.96)	(1.95)	(1.85)	(1.41)	(1.40)	(1.38)	(1.37)
5．計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)

※各年度の値は、次年度の 4 月 1 日現在の値を使用

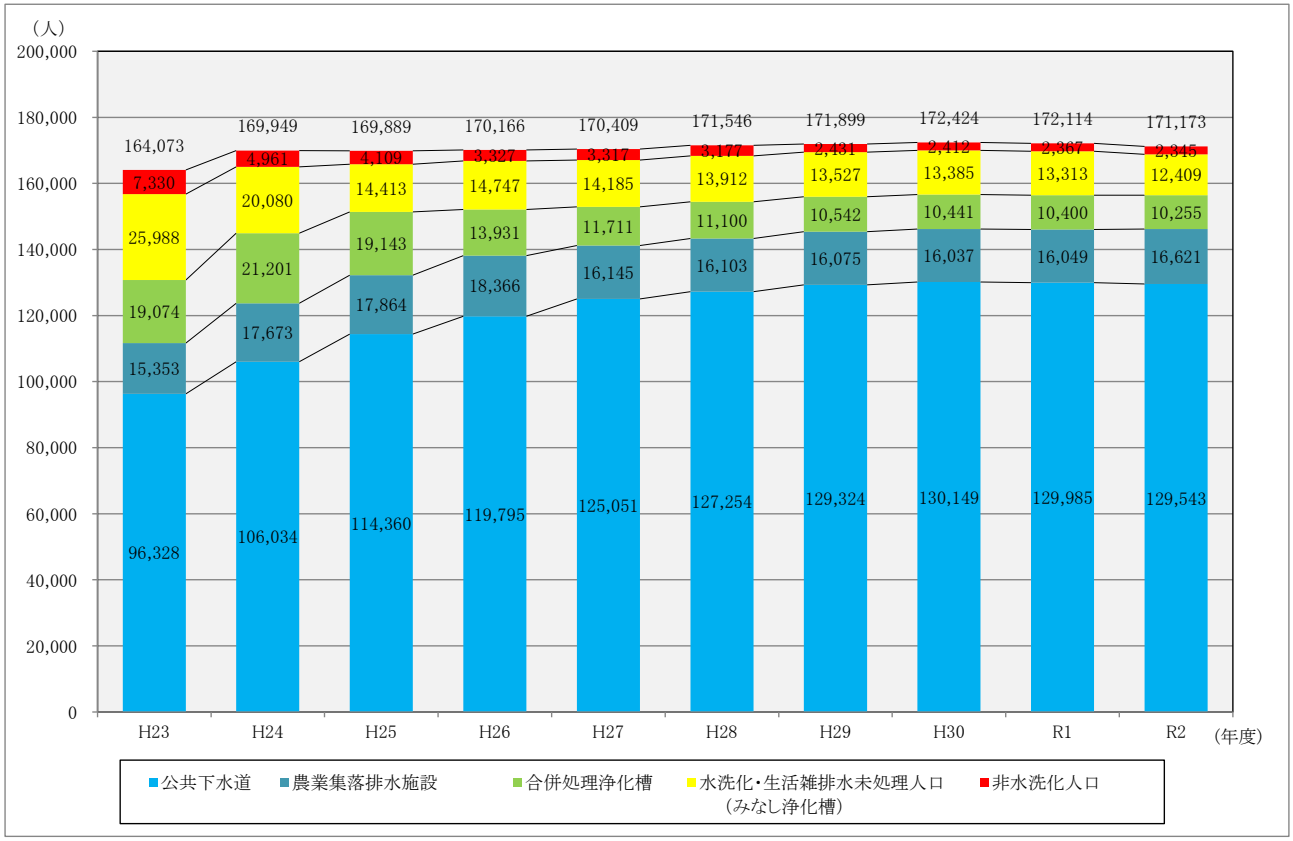

図 2.1.2　生活排水処理形態別人口の推移

1.7 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

矢作川処理区における下水道計画の概要を表 2.1.10 に示します。

流域関連公共下水道(矢作川処理区)に接続する下水道計画の処理面積は、全体計画が 17,383ha あり、事業認可では 16,271ha になっています。また、計画人口は、全体計画が 854,049 人、事業認可では 802,000 人となっています。

表 2.1.10　矢作川処理区における下水道計画の概要

下水道計画の概要			
事業主体		愛知県	
下水道種別		流域下水道	
処理区名		矢作川処理区	
処理能力(m^3) 日最大		263,800	
都市計画決定年月日	当初	昭和47年11月24日	
	最新	平成23年12月6日	
下水道事業認可年月日	当初	昭和48年1月24日	
	最新	平成31年3月29日	
都市計画事業認可年月日	当初	昭和48年2月28日	
	最新	平成28年12月9日	
		全体計画	事業認可
処理区域面積(ha)		17,383	16,271
計画人口 (人)		854,049	802,000
下水道着手年月		昭和48年1月24日	
処理開始年月日		平成4年4月1日	

※令和 2 年 4 月現在

出典：愛知県 HP「愛知の下水道」

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水整備事業状況を表 2.1.11 に示します。

現在、20 箇所で農業集落排水が整備されています。なお、一色地区では農業集落排水事業は行われていません。

表 2.1.11　農業集落排水整備事業状況

単位：人

基本計画及び基本設計時					
地区名	事業地区	採択年度	供用開始年度	位　置	計画処理人口
西尾地区	三和東部	昭和63年度	平成4年度	貝吹町荒子42番地	1,400
	駒場	平成2年度	平成6年度	駒場町東公田池田21番地1	1,050
	室場中部	平成3年度	平成8年度	室町寺畑7番地	2,010
	平原	平成4年度	平成8年度	平原町下深88番地2	660
	室場南部	平成5年度	平成9年度	花蔵寺町西島南59番地	980
	南中根	平成7年度	平成12年度	南中根町荒子50番地2	1,080
	川崎	平成9年度	平成14年度	小島町円明162番地2	1,610
	福地西部	平成10年度	平成15年度	針曽根町鼠池46番地	1,780
	福地東部	平成14年度	平成19年度	野々宮町百苅51番地	1,620
	福地中部	平成19年度	平成25年度	市子町真菰瀬195番地	2,250
	合　計				14,440
吉良地区	津平	平成7年度	平成11年度	吉良町津平中深60番地	1,290
	宮迫駮馬	平成10年度	平成15年度	吉良町駮馬西深5番地	1,430
	吉良北部	平成11年度	平成16年度	吉良町瀬戸八丁目17番地	1,120
	友国	平成14年度	平成18年度	吉良町友国赤田33番地3	750
	合　計				4,590
幡豆地区	鳥羽	平成元年度	平成5年度	鳥羽町下モ坪45番地1	1,240
	小野ヶ谷	平成2年度	平成6年度	西幡豆町犬持48番地2	520
	山口谷	平成4年度	平成8年度	東幡豆町蛇山越47番地	1,420
	洲崎	平成5年度	平成9年度	東幡豆町緑ヶ崎9番地の一部	1,400
	八幡	平成7年度	平成11年度	西幡豆町二本松28番地	430
	鹿川	平成9年度	平成13年度	東幡豆町東前田29番地4	400
	合　計				5,410
全地区合計					24,440

※計画処理人口＝定住人口＋流入人口

2. 収集・運搬の現状

2.1 収集・運搬の現状

収集運搬体制を表 2.2.1 に示します。

合併処理浄化槽及びみなし浄化槽の汚泥は、許可業者により収集・運搬されており、農業集落排水施設及びし尿は委託業者により収集・運搬され、西尾市浄化センターにて処理しています。

表 2.2.1　収集運搬体制

区　分	収集運搬	収集区域	収集頻度	収集方法
し尿	委託業者	市内全域	随時	バキューム式収集運搬車による戸別収集方式
浄化槽汚泥	許可業者	市内全域	随時	
農業集落排水施設汚泥	委託業者	農業集落排水施設	年1回以上	

(1) 収集・運搬等

し尿の収集・運搬車両の推移を表 2.2.2 に示します。

現在は、市全域において委託による収集・運搬を行っています。

表 2.2.2　収集運搬車両の推移

単位：台

区分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集車			42	41	41	41	41	41	41	41	40	40
	バキューム車	直営分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託業者	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		許可業者	33	33	33	33	33	33	33	33	32	32
	その他	直営分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運搬車			1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		直営分	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		委託業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 収集・運搬量等の実績

収集・運搬量等の推移を表 2.2.3 及び図 2.2.1 に示します。

収集・運搬量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに減少傾向にあります。また、自家処理は、平成 19 年度以降はありません。

表 2.2.3　収集・運搬量等の実績

単位：kL

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集・運搬量	47,845	47,892	47,675	44,383	42,335
し尿	4,389	3,913	3,529	3,231	3,006
浄化槽汚泥	43,456	43,979	44,146	41,152	39,329
自家処理	0	0	0	0	0

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集・運搬量	40,446	39,489	38,383	37,184	36,874
し尿	2,930	2,738	2,584	2,480	2,446
浄化槽汚泥	37,516	36,751	35,799	34,704	34,428
自家処理	0	0	0	0	0

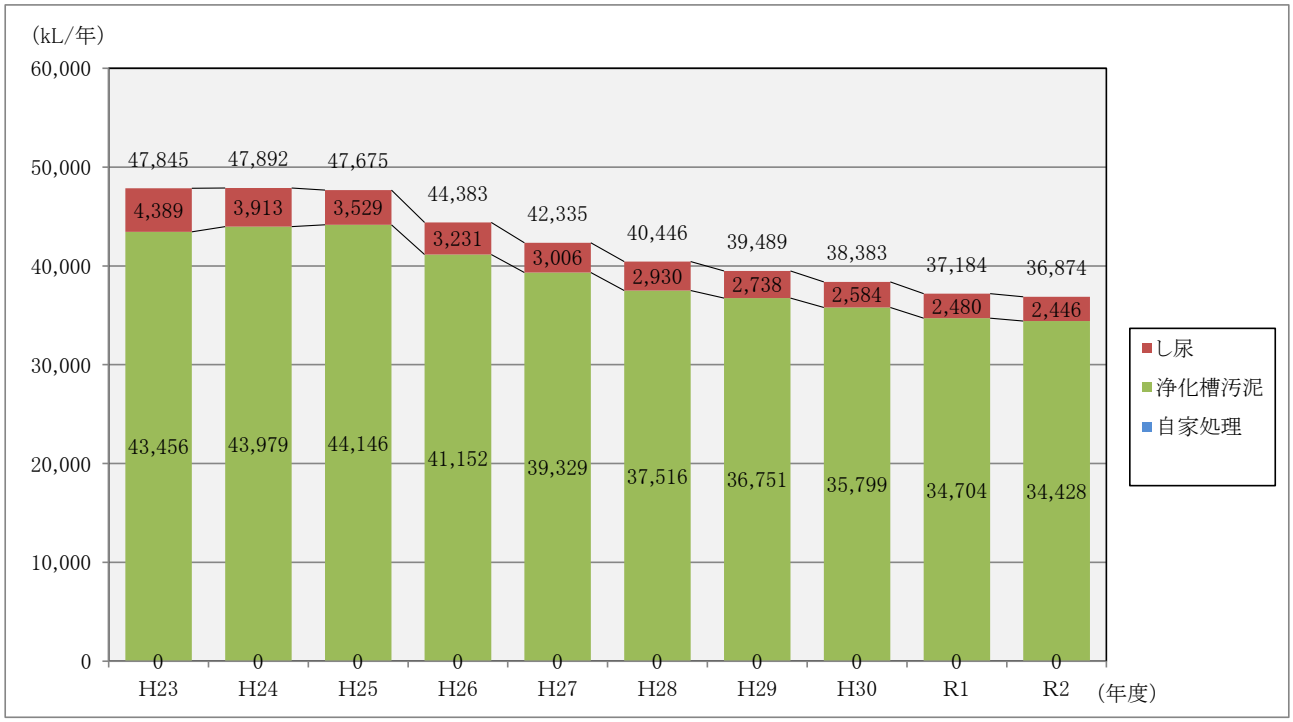

図 2.2.1　収集・運搬量の実績

3. 中間処理及び最終処分の現状

3.1 し尿処理施設による処理

(1) 処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、西尾市浄化センターにて処理されています。

西尾市浄化センターの概要を表 2.3.1 に示します。

表 2.3.1　西尾市浄化センターの概要

施設名称	西尾市浄化センター
所在地	西尾市長縄町井ノ元60番地
管理主体	西尾市
供用開始	平成6年12月（施設改造　平成22年4月）
処理規模	154kL/日
処理方式	直接脱水処理方式＋下水道放流
放流先	公共下水道

※西尾市浄化センターは、廃棄物処理法に基づくし尿処理施設としては廃止し、し尿等の前処理のみを行い、下水道へ放流している施設

図 2.3.1　し尿処理施設の外観及び位置

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理量

し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移を表 2.3.2 及び図 2.3.2 に示します。

し尿、浄化槽汚泥等の処理量は、ともに減少傾向にあります。

表 2.3.2　し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

単位：kL

区分	し尿	浄化槽汚泥等	計
平成 23 年度	4,389	43,456	47,845
平成 24 年度	3,913	43,979	47,892
平成 25 年度	3,529	44,146	47,675
平成 26 年度	3,231	41,152	44,383
平成 27 年度	3,006	39,329	42,335
平成 28 年度	2,930	37,516	40,446
平成 29 年度	2,738	36,751	39,489
平成 30 年度	2,584	35,799	38,383
令和元年度	2,480	34,704	37,184
令和 2 年度	2,446	34,428	36,874

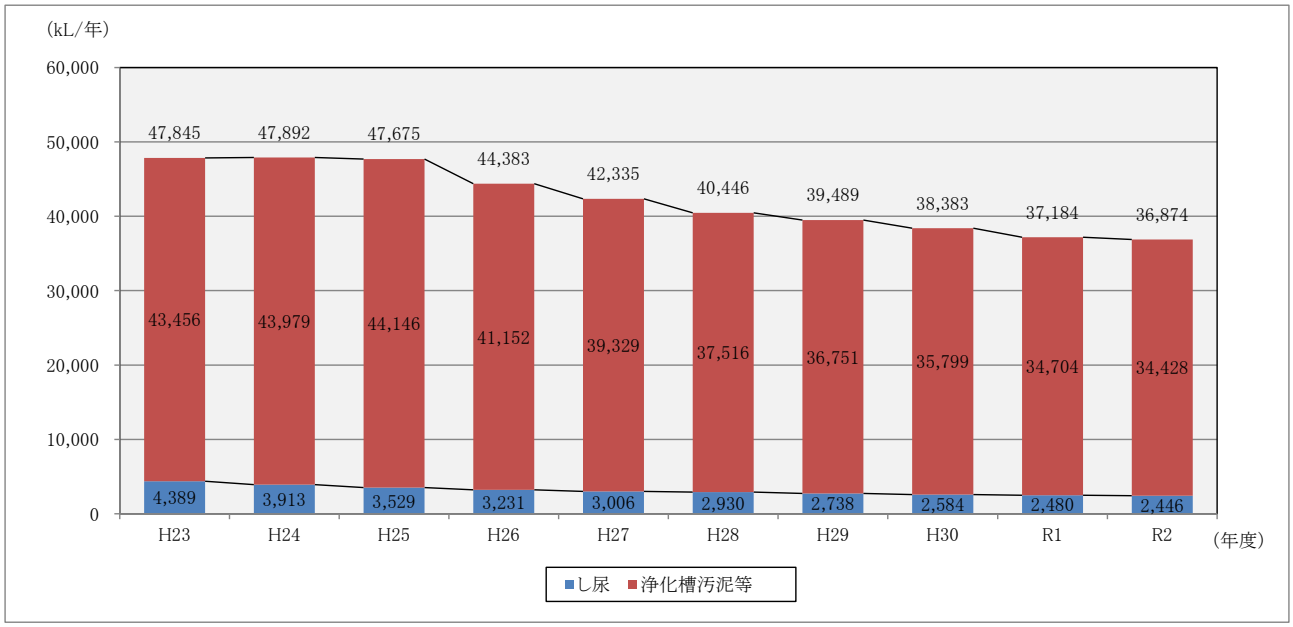

図 2.3.2　　し尿及び浄化槽汚泥等処理量の推移

(3) 下水道放流水の水質分析

西尾市浄化センターからの放流水は、西尾市の下水道排除基準に適合した水質にして公共下水道へ放流しています。また、年間を通して水質分析を行い適正な維持管理の確認を行っています。

下水道放流水の水質分析結果を表 2.3.3 に示します。

表 2.3.3　下水道放流水の水質分析結果

項目	水質分析結果						下水道排除基準値（西尾市）
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
採水場所	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	―
ｐＨ	7.1	6.9	7.0	7.0	7.1	7.0	5を超え9未満
ＢＯＤ	8.7	9.1	7.6	11.2	14.4	11.4	600mg/ℓ未満
ＣＯＤ	19.2	24.1	24.7	25.0	26.1	25.9	―
難分解性ＣＯＤ	16.8	19.0	19.6	17.1	17.7	17.5	25mg/ℓ未満※
浮遊物質	5.7	8.9	5.5	6.1	6.9	6.3	600mg/ℓ未満
全窒素	86.3	90.6	84.1	80.1	81.3	89.5	240mg/ℓ未満
全リン	0.21	0.27	0.15	0.23	0.22	0.26	32mg/ℓ未満
ヘキサン抽出物質動植物	＜1	＜1	1.5	＜1	＜1	＜1	30mg/ℓ以下
ヘキサン抽出物質鉱物	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	5mg/ℓ以下
アンモニア性窒素	75.5	76.2	65.2	72.0	70.6	79.6	380mg/ℓ未満
亜硝酸性窒素	＜0.2	＜0.2	1.5	0.8	0.8	＜1	380mg/ℓ未満
硝酸性窒素	0.2	＜0.4	1.6	0.3	0.4	＜0.6	380mg/ℓ未満
よう素消費量	6.1	9.9	11.2	7.5	10.7	10.5	220mg/ℓ未満
水温	23.0	23.5	23.5	22.7	21.8	21.9	45℃未満

※愛知県流域下水道維持管理要綱基準

3.2 下水道による処理

(1) 処理施設の概要

公共下水道へ排水されたし尿・生活雑排水は、流域下水道を経て矢作川浄化センターにおいて処理されています。また、矢作川浄化センターにおいては、新たなエネルギー利用施設である「汚泥消化施設」が完成し、平成 28 年 12 月から運用を始めました。当該施設では、下水汚泥を消化槽でメタン発酵して得られたバイオガスを、汚泥焼却炉の重油の補助燃料として利用しています。

矢作川浄化センターの施設概要を表 2.3.4 に、「汚泥消化施設」の概要を図 2.3.3 に、下水処理施設の位置及び流域図を図 2.3.4 に示します。

表 2.3.4　矢作川浄化センターの概要

項　目	内　　容				
名　称	矢作川浄化センター				
位　置	西尾市港町１番				
敷地面積	62.5ha				
供用開始年月	平成4年4月				
日平均流入水量	227,902㎥/日（令和元年度実績）				
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法＋急速ろ過				
処理フロー	(水 処 理) 初沈―反応槽―終沈―急速ろ過―紫外線滅菌―放流				
	(汚泥処理) 濃縮―硝化（一部）―脱水―焼却―場外搬出（有効利用、埋立処分）				
関係市町 (4市1町)	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町				
流入水質および 放流水質			流入水	放流水	排水基準
	BOD	(mg/L)	210	<1.0	15
	COD	(mg/L)	90	7.7	20
	SS	(mg/L)	150	1.4	40
	T-N	(mg/L)	27	7.9	13
	T-P	(mg/L)	4.0	0.6	1.0
	（令和元年度平均）				
放流先	矢作川				
汚泥発生状況	脱水ケーキ　64,116ｔ（令和元年度実績）				
	他処理へ払出量 3,377ｔ、他処理場から受入量 2,352ｔ				
	焼却処理 61,434ｔ（焼却灰2,483ｔ）				
汚泥の利用 及び処分方法	脱水ケーキ：セメント原料及び肥料原料として有効利用 焼　却　灰：セメント原料、建設資材原料、リン資源として有効利用 一部は埋立処分 下水汚泥　：汚泥焼却炉の重油の代替燃料として有効利用				

※排水基準の値は BOD、SS、は下水道法、COD、T-N、T-P は水質汚濁防止法の値
出典：愛知県 HP「愛知の下水道」

＜汚泥消化施設の概要＞

構造：鋼板製消化槽

容量：5,800 ㎥

特徴：1 日あたり約 4,000 ㎥の
バイオガスを発生

図 2.3.3　汚泥消化施設の概要

出典：愛知県 HP「矢作川浄化センターの汚泥消化施設について」

図 2.3.4　下水処理施設の位置及び流域図

4. 放流先海域の水質状況

放流先海域の水質について、「2019 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（出典：愛知県 HP）より抜粋します。

4.1 放流先海域の環境基準と水質状況

放流先海域である三河湾における調査地点 K-4、K-5、K-6 の調査地点を図 2.4.1 に、平成 27 年度水質調査結果を表 2.4.1、表 2.4.2 に、COD、全窒素、全燐（リン）の経年変化を図 2.4.2～2.4.4 に示します。

COD、全窒素、全リンともに、年度によって変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

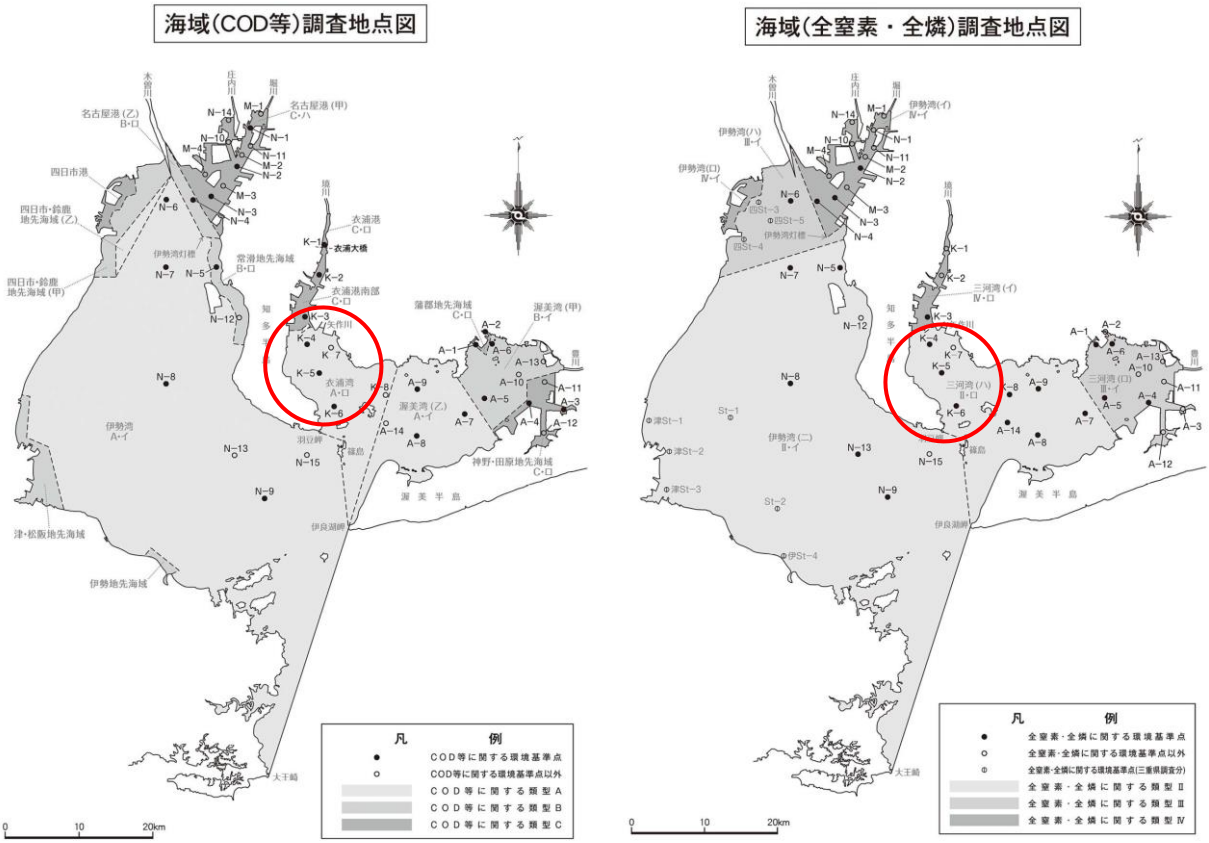

図 2.4.1　公共用水域及び地下水の水質調査　調査地点位置図

ＣＯＤ：化学的酸素要求量（水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもので代表的な水質の指標の一つであり、酸素消費量とも呼ばれる。）

全窒素：無機態窒素と有機態窒素の合計量。生物体自身または排泄物中に含まれる。総窒素ともいう。水の富栄養化の程度を表す指標の一つである。

全リン：リン化合物の総量。リンは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

表 2.4.1　令和元年度水質調査結果（1）

測定項目		単位	K－4　上層				K－5　上層				K－6　上層			
			75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値
生活環境項目	ｐＨ		8.4	8.4	8.5	8.2	8.4	8.4	8.6	8.3	8.4	8.4	8.5	8.2
	ＤＯ	mg/L	8.3	8.9	10	7.2	9.1	9.3	11	7.5	8.4	8.8	10	7.0
	ＢＯＤ	mg/L												
	ＣＯＤ	mg/L	4.7	3.7	5.4	1.8	4.2	3.4	6.0	1.5	3.7	3.1	5.4	1.2
	ＳＳ	mg/L												
	大腸菌群数	MPN/100mℓ												
	ｎ－ヘキサン抽出物質	mg/L									ND	ND	ND	ND
	全窒素	mg/L	0.41	0.40	0.92	0.28	0.34	0.32	0.72	0.18	0.31	0.35	1.1	0.18
	全リン	mg/L	0.039	0.036	0.066	0.024	0.038	0.030	0.063	0.013	0.031	0.027	0.053	0.014
	全亜鉛	mg/L					0.002	0.002	0.003	0.001				
	ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	ＬＡＳ	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006
特殊項目	フェノール類	mg/L							<0.01	<0.01				
	銅	mg/L												
	鉄（溶解性）	mg/L												
	マンガン（溶解性）	mg/L												
	クロム	mg/L												
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L												
	亜硝酸性窒素	mg/L												
	硝酸性窒素	mg/L												
	有機性窒素	mg/L												
	溶存態窒素	mg/L												
	懸濁態窒素	mg/L	0.16	0.14	0.40	<0.05	0.17	0.13	0.31	<0.05	0.13	0.11	0.29	<0.05
	オルトリン酸態燐	mg/L												
	電気伝導率	mS/m												
	塩化物イオン	mg/L												
	塩分		31.34	29.55	32.22	24.58	32.06	29.89	32.65	24.18	32.40	30.87	32.83	27.14
	陰イオン界面活性剤	mg/L												
	クロロフィルａ	mg/m³	11	10	28	2.4	12	11	32	1.0	5.9	8.0	26	1.1
	フェオ色素	mg/m³	3.0	2.4	6.0	0.5	2.4	2.0	6.8	0.2	1.8	1.8	6.4	0.3
	トリハロメタン生成能	mg/L												
	クロロホルム生成能	mg/L												
	ブロモジクロロメタン生成能	mg/L												
	ジブロモクロロメタン生成能	mg/L												
	ブロモホルム生成能	mg/L												

出典：愛知県 HP「2019 年度公共用水域の水質等調査結果」

表 2.4.2　令和元年度水質調査結果（2）

測定項目		単位	K－4　上層				K－5　上層				K－6　上層			
			75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値
健康項目	カドミウム	mg/L						<0.0005	<0.0005	<0.0005				
	全シアン	mg/L							ND	ND				
	鉛	mg/L						<0.005	<0.005	<0.005				
	六価クロム	mg/L						<0.01	<0.01	<0.01				
	砒素	mg/L						<0.005	<0.005	<0.005				
	総水銀	mg/L							<0.0005	<0.0005				
	アルキル水銀	mg/L												
	ＰＣＢ	mg/L												
	ジクロロメタン	mg/L						<0.002	<0.002	<0.002				
	四塩化炭素	mg/L						<0.0002	<0.0002	<0.0002				
	1,2－ジクロロエタン	mg/L						<0.0004	<0.0004	<0.0004				
	1,1－ジクロロエチレン	mg/L						<0.01	<0.01	<0.01				
	シス－1,2－ジクロロエチレン	mg/L						<0.004	<0.004	<0.004				
	1,1,1－トリクロロエタン	mg/L						<0.1	<0.1	<0.1				
	1,1,2－トリクロロエタン	mg/L						<0.0006	<0.0006	<0.0006				
	トリクロロエチレン	mg/L						<0.001	<0.001	<0.001				
	テトラクロロエチレン	mg/L						<0.0005	<0.0005	<0.0005				
	1,3－ジクロロプロペン	mg/L						<0.0002	<0.0002	<0.0002				
	チウラム	mg/L						<0.0006	<0.0006	<0.0006				
	シマジン	mg/L						<0.0003	<0.0003	<0.0003				
	チオベンカルブ	mg/L						<0.002	<0.002	<0.002				
	ベンゼン	mg/L						<0.001	<0.001	<0.001				
	セレン	mg/L						<0.002	<0.002	<0.002				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L												
	ふっ素	mg/L												
	ほう素	mg/L												
	1,4－ジオキサン	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005

出典：愛知県 HP「2019 年度公共用水域の水質等調査結果」

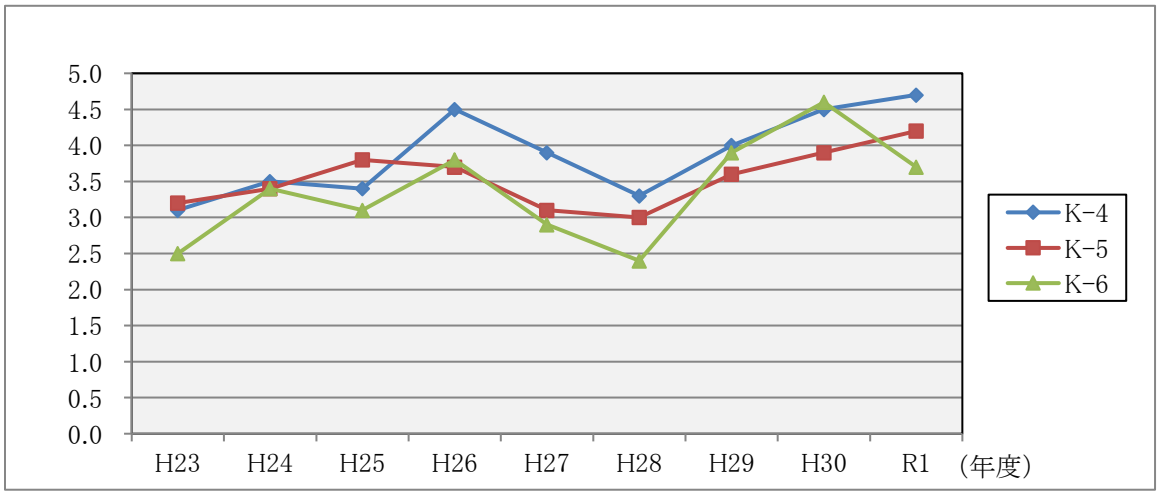

出典：愛知県 HP「2019 年度公共用水域の水質等調査結果」

図 2.4.2　ＣＯＤ（75%値）の経年変化

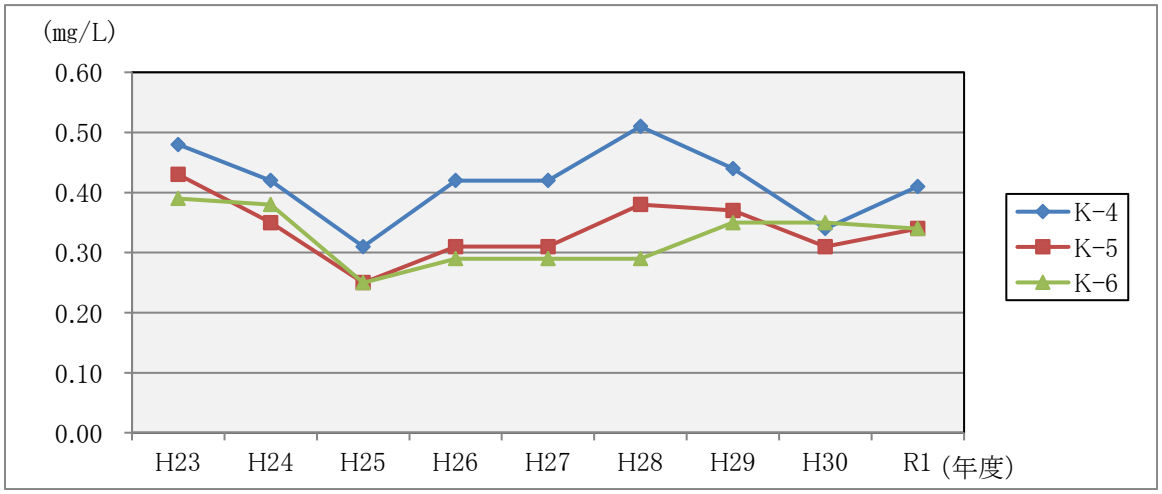

出典：愛知県 HP「2019 年度公共用水域の水質等調査結果」

図 2.4.3　全窒素（75%値）の経年変化

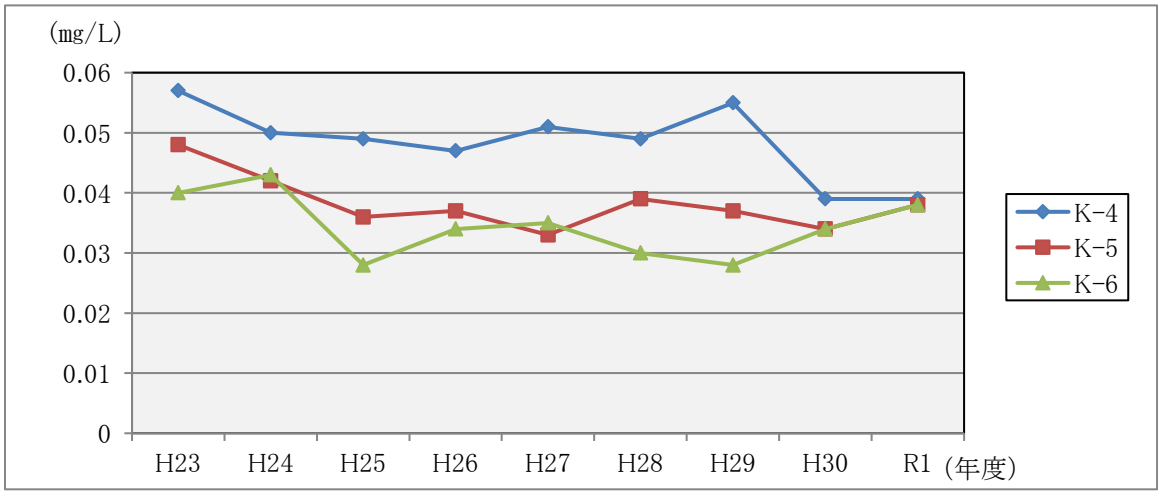

出典：愛知県 HP「2019 年度公共用水域の水質等調査結果」

図 2.4.4　全リン（75%値）の経年変化

衣浦湾、三河湾における 2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度（令和元年度）の COD、全窒素、全リンの環境基準適合状況を表 2.4.3～2.4.5 及び図 2.4.5～2.4.7 に示します。

COD の値は、類型が A とされている衣浦湾において、環境基準に適合していません。

全窒素の値は、類型がⅡとされている三河湾（ハ）において、環境基準に適合していません。

全リンの値は、類型がⅡとされている三河湾（ハ）において、2017 年度は環境基準に適合していません。

表 2.4.3　ＣＯＤの環境基準適合状況

水域区分	水域名	類型	年度			2017年度環境基準達成率： 5/11×100＝45%	
			2017	2018	2019	2018年度環境基準達成率： 6/11×100＝55%	
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	2019年度環境基準達成率： 5/11×100＝45%	
	名古屋港(乙)	B	×	○	×	類型区分	環境基準値（ＣＯＤ75%水質値）
	常滑地先海域	B	×	×	×	A	2 mg/L 以下
	伊勢湾	A	×	×	×	B	3 mg/L 以下
衣浦湾	衣浦港	C	○	○	○	C	8 mg/L 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○		
	衣浦湾	A	×	×	×		
渥美湾	蒲郡地先海域	C	○	○	○		
	神野・田原地先海域	C	○	○	○		
	渥美湾(甲)	B	×	×	×		
	渥美湾(乙)	A	×	×	×		

表 2.4.4　全窒素の環境基準適合状況

水域区分	水域名	類型	年度			2017 年度環境基準達成率：5/6×100＝83%	
			2017	2018	2019	2018 年度環境基準達成率：5/6×100＝83%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	2019 年度環境基準達成率：5/6×100＝83%	
	伊勢湾(ハ)	Ⅲ	○	○	○	類型区分	環境基準値（全窒素平均値）
	伊勢湾(ニ)	Ⅱ	○	○	○	Ⅱ	0.3 mg/L 以下
三河湾	三河湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	Ⅲ	0.6 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	Ⅲ	○	○	○	Ⅳ	1 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	Ⅱ	×	×	×		

表 2.4.5　全リンの環境基準適合状況

水域区分	水域名	類型	年度			2017 年度環境基準達成率：5/6×100＝ 83%	
			2017	2018	2019	2018 年度環境基準達成率：6/6×100＝100%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	2019 年度環境基準達成率：6/6×100＝100%	
	伊勢湾(ハ)	Ⅲ	○	○	○	類型区分	環境基準値（全燐平均値）
	伊勢湾(ニ)	Ⅱ	○	○	○	Ⅱ	0.03 mg/L 以下
三河湾	三河湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	Ⅲ	0.05 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	Ⅲ	○	○	○	Ⅳ	0.09 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	Ⅱ	×	○	○		

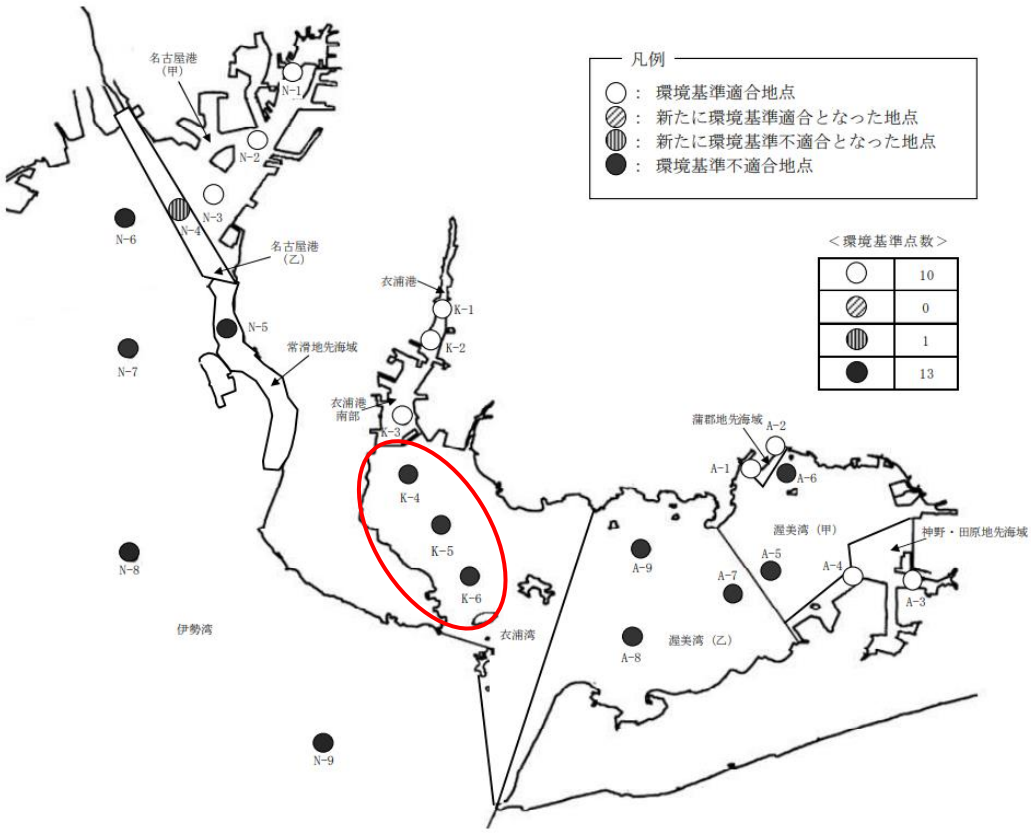

図 2.4.5　環境基準の適合状況（ＣＯＤ）

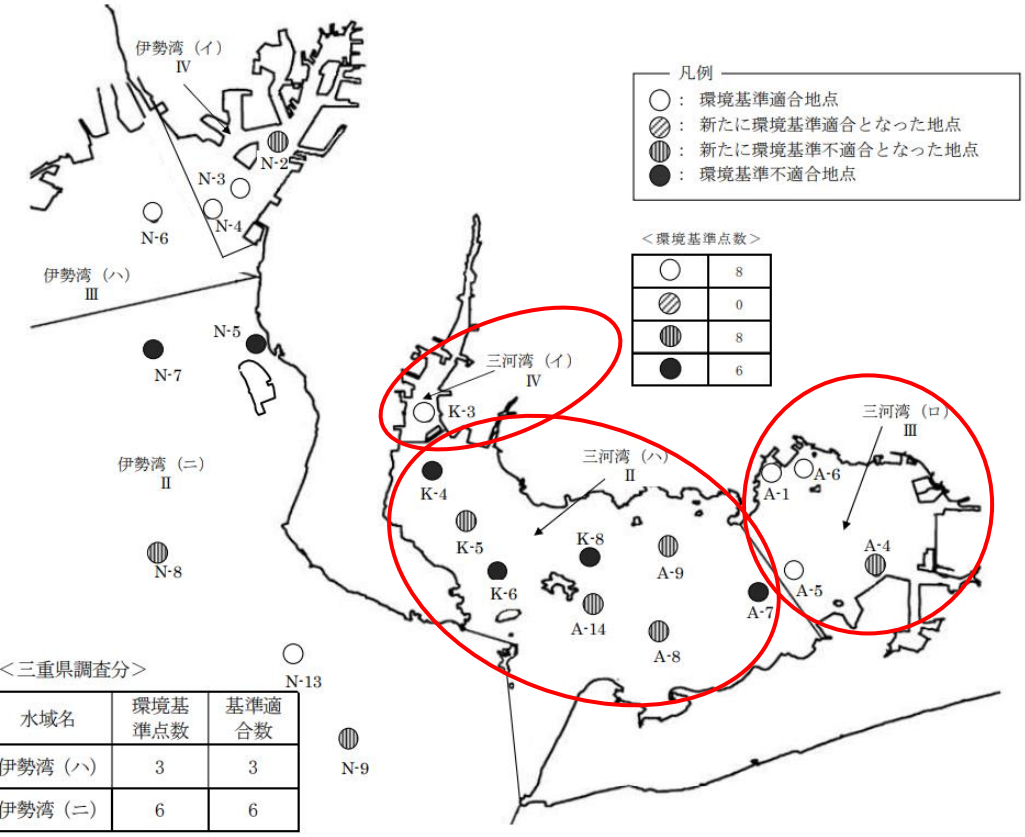

＜三重県調査分＞

水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾（ハ）	3	3
伊勢湾（ニ）	6	6

＊伊勢湾（ハ）及び伊勢湾（ニ）では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図 2.4.6　環境基準の適合状況（全窒素）

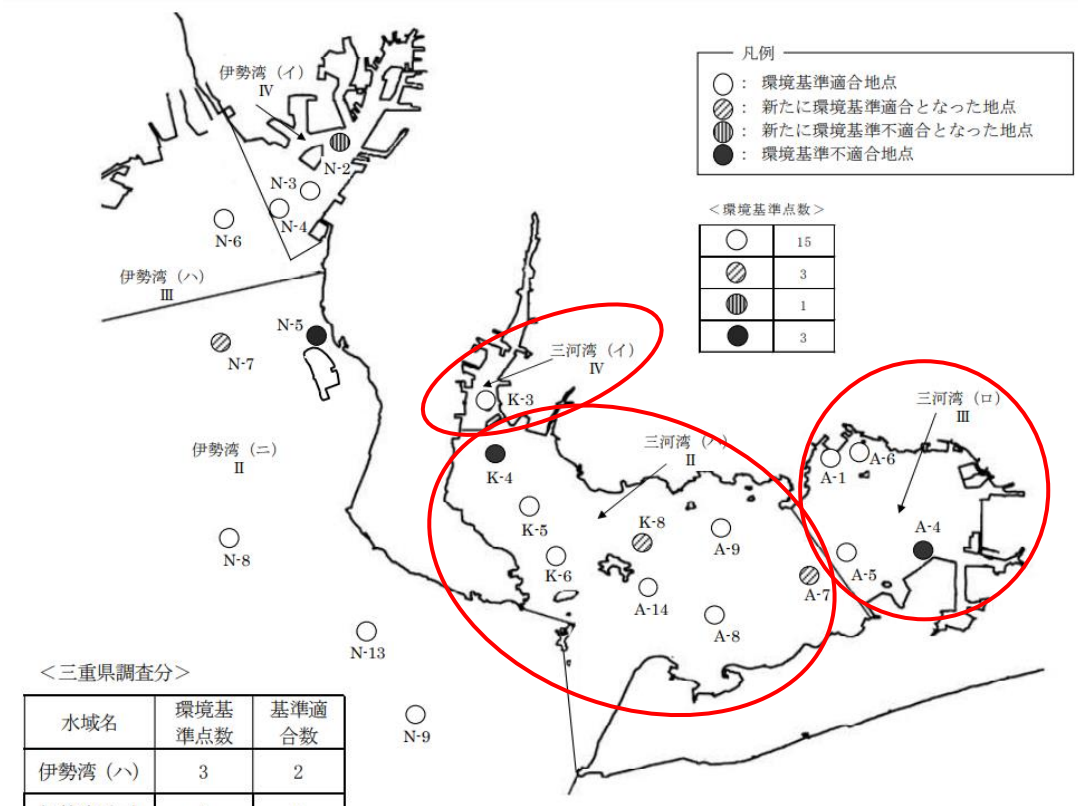

＜三重県調査分＞

水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾（ハ）	3	2
伊勢湾（ニ）	6	5

＊伊勢湾（ハ）及び伊勢湾（ニ）では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図 2.4.7　環境基準の適合状況（全リン）

4.2 下水処理における水質の向上の見通し

上記のとおり、第 7 次総量規制、第 8 次総量規制の実施以降、三河湾における全リンの値は環境基準を下回るようになりましたが、依然として、衣浦湾、三河湾における COD 及び全窒素の値は、環境基準に適合していません。

引き続き、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換の促進を図る必要があると考えられます。

第 3 章　問題点・課題の抽出

1. 水質に関する課題

1.1 みなし浄化槽及び汲み取り方式から下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽への移行

本市の放流先海域（衣浦湾、三河湾）において、COD、全窒素等の値が環境基準を上回っているため、愛知県全体で協力して衣浦湾、三河湾の水質向上を図る必要があります。

一般的に、未処理のまま公共用水域へ放流されている生活雑排水をなくすことが水質改善に有効です。みなし浄化槽及び汲み取りの家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されるため、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽といった処理方法に移行していく必要があります。

平成 13 年 4 月以降、新たに設置される浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりましたが、まだ多くのみなし浄化槽が継続使用されているため、合併処理浄化槽等への転換を促す必要があります。

また、市街化区域での公共下水道の整備を計画的、効率的に進めるとともに、整備済み地区内における未接続世帯に早期の接続を促す必要があります。

1.2 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の処理機能を維持するためには、法定検査、保守点検及び汚泥引抜等の維持管理を適正に行う必要があります。そのため、合併処理浄化槽の施設管理者が適正に維持管理を実施するよう働きかける必要があります。

2. 下水道整備に関する課題

2.1 下水道管や農業集落排水処理施設の老朽化

市がこれまでに整備を行ってきた下水道管や農業集落排水処理施設の老朽化が進み、維持管理費の負担が増えることが見込まれます。できるだけ早く下水道の整備を完了させ、これまで以上に経済的かつ効率的な汚水処理施設の整備を進めていくことが求められます。

3. し尿処理施設に関する課題

3.1 し尿処理施設の老朽化

し尿及び浄化槽汚泥を処理する西尾市浄化センターは、平成 6 年 12 月に供用を開始し、平成 22 年 4 月に下水道投入施設として改造を経て、稼働から 27 年経過しています。適宜補修工事を実施していますが、老朽化が進行しています。また、竣工時と比較してし尿と浄化槽汚泥の比率や処理量も大きく変化しているため、処理コストの増加につながっています。

第 4 章　生活排水処理基本計画

1. 基本方針

1.1 基本方針

生活排水処理の目的は、「水の適正処理に関する普及と啓発を行うこと及び生活排水の処理施設を逐次整備していくこと」による公共用水域の水質の保全です。これを達成するため、本計画では、生活排水処理の基本的な方針を以下のように設定しています。

(1) 公共下水道の整備及び接続の促進

下水道処理区域の拡大、管渠の整備及び公共下水道への接続の促進を図ります。

(2) 農業集落排水施設への接続の促進

平成 24 年度までに、農業集落排水施設の整備は、20 地区すべて完了しています。農業集落排水施設への未接続世帯に対し、接続の促進を図ります。

(3) 合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道、農業集落排水施設の整備が見込めない地域においては、合併処理浄化槽への転換を促進します。

(4) みなし浄化槽及びし尿汲み取りの適正化

みなし浄化槽及びし尿汲み取りは、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽への転換を進めます。また、適正な維持管理を促進します。

2. 生活排水処理主体

本市の生活排水における処理主体は、現状のとおりとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 生活排水処理に関する目標

本市では、「西尾市汚水適正処理構想」（平成 28 年 2 月策定・令和 3 年度見直し）を策定し、地域ごとの特性を踏まえ、下水道等の汚水処理の整備を進めてきました。したがって、生活排水処理に関する目標は、「西尾市汚水適正処理構想」との整合を図りながら設定することとします。

西尾市汚水適正処理構想では、下水道の整備を促進し、令和 7 年度を目標にすべての集合処理事業の完了を目指し、さらに、令和 8 年度までに西尾市全体の 95%以上の方の汚水処理を確保することが記載されています。本計画においても、この目標を生活排水処理に関する目標として設定します。

目　標：令和 8 年度までに西尾市全体の 95%以上の方の汚水処理を確保する。

4. 生活排水を処理する区域及び人口の予測

4.1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は本市の全域とし、下水道処理区域、農業集落排水処理区域、その他の区域とします。

その他の区域は、合併処理浄化槽とし、公共下水道、農業集落排水施設の整備計画区域外とします。

4.2 生活排水処理形態別人口の予測結果

生活排水を処理する区域及び人口の予測については、「3.生活排水処理に関する目標」と同様に、「西尾市汚水適正処理構想」との整合を図りながら設定することとします。

「西尾市汚水適正処理構想」において使用している目標年度と行政人口及び西尾市汚水適正処理構想における汚水処理人口の見通しを以下に示します。

西尾市汚水適正処理構想においては、国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口」を将来推計人口として用いているため、本章においてもその人口を基に予測を行うこととします。

【目標年度と行政人口の設定】
令和２年度（現況基準年度）---------- 171,173人（実績値）
令和８年度（目標年度）---------- 160,096人（推計値）
令和12年度（最終像年度）---------- 157,376人（推計値）

汚水処理人口の見通し　（単位：人）

処理方式		現況基準 令和２年度	目標年度 令和８年度	最終像 令和12年度	備考
汚水処理	下水道	129,543	127,510	125,350	令和７年度に完了予定
	農業集落排水	16,621	15,550	15,280	現状で全て完了済
	合併処理浄化槽（集中浄化槽含む）	10,255	9,040	16,746	
	小計	156,419	152,100	157,376	
単独処理浄化槽・汲み取り		14,754	7,996	0	汚水未処理
合計（行政人口）		171,173	160,096	157,376	
汚水処理人口普及率		91.4%	95.0%	100.0%	

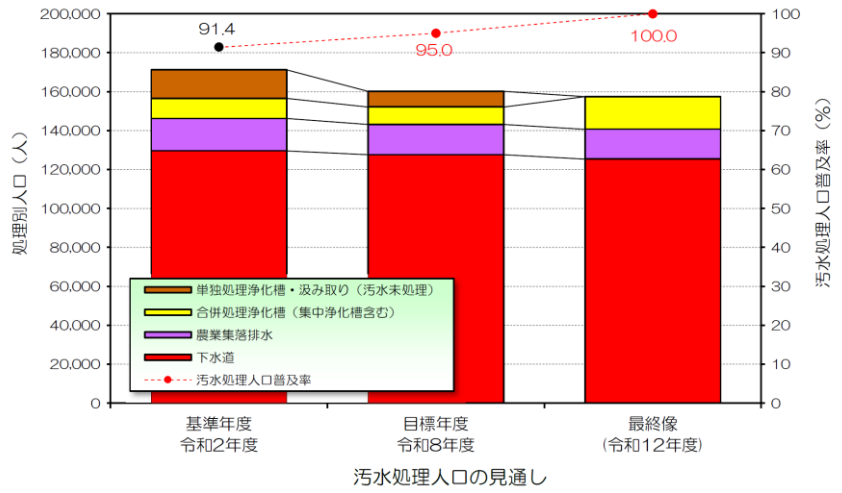

出典：西尾市汚水適正処理構想（一部加筆）

図 4.4.1　西尾市汚水適正処理構想における汚水処理人口の見通し

西尾市汚水適正処理構想において推計されている令和８年度、令和 12 年度の汚水処理人口の値と、令和２年度までの実績値を基に算出した令和８年度までの汚水処理人口の予測結果を表 4.4.1 及び図 4.4.2 に示します。

令和８年度には、水洗化・生活雑排水未処理人口は 7,061 人まで、非水洗化人口は 935 人まで減少し、汚水処理率（生活排水処理率）は 95.0%と予測されます。

表 4.4.1　汚水処理人口の予測

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画処理区域内人口	171,546	171,899	172,424	172,114	171,173	169,326	167,479	165,632	163,785	161,938	160,096
水洗化・生活雑排水処理人口	154,457	155,941	156,627	156,434	156,419	155,698	154,977	154,256	153,535	152,814	152,100
コミニティ・プラント	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合併処理浄化槽	11,100	10,542	10,441	10,400	10,255	10,052	9,849	9,646	9,443	9,240	9,040
下水道	127,254	129,324	130,149	129,985	129,543	129,204	128,865	128,526	128,187	127,848	127,510
農業集落排水施設	16,103	16,075	16,037	16,049	16,621	16,442	16,263	16,084	15,905	15,726	15,550
水洗化・生活雑排水未処理人口（みなし浄化槽）	13,912	13,527	13,385	13,313	12,409	11,518	10,627	9,736	8,845	7,954	7,061
非水洗化人口	3,177	2,431	2,412	2,367	2,345	2,110	1,875	1,640	1,405	1,170	935
汚水処理率（生活排水処理率）（%）	90.0	90.7	90.8	90.9	91.4	92.0	92.5	93.1	93.7	94.4	95.0

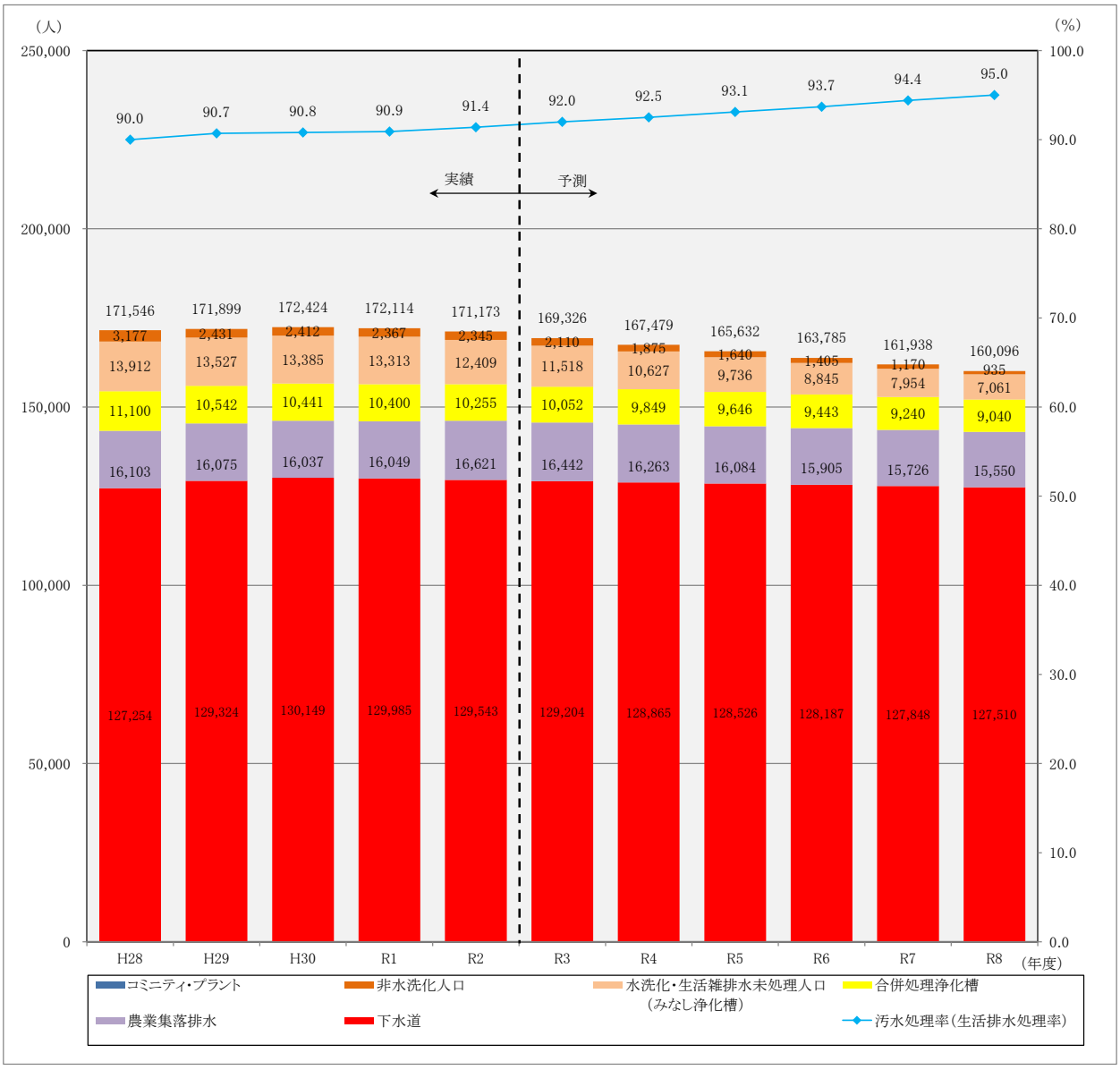

図 4.4.2　汚水処理人口の予測

5. 施設及び整備計画の概要

5.1 汚水適正処理構想

西尾市汚水適正処理構想においては、令和 7 年度までに全ての区域で整備を完了させることを予定しています。また、整備対象区域や整備内容は、事業採算性を勘案しながら進めることとしています。

本市の汚水適正処理構想図を図 4.5.1 に示します。

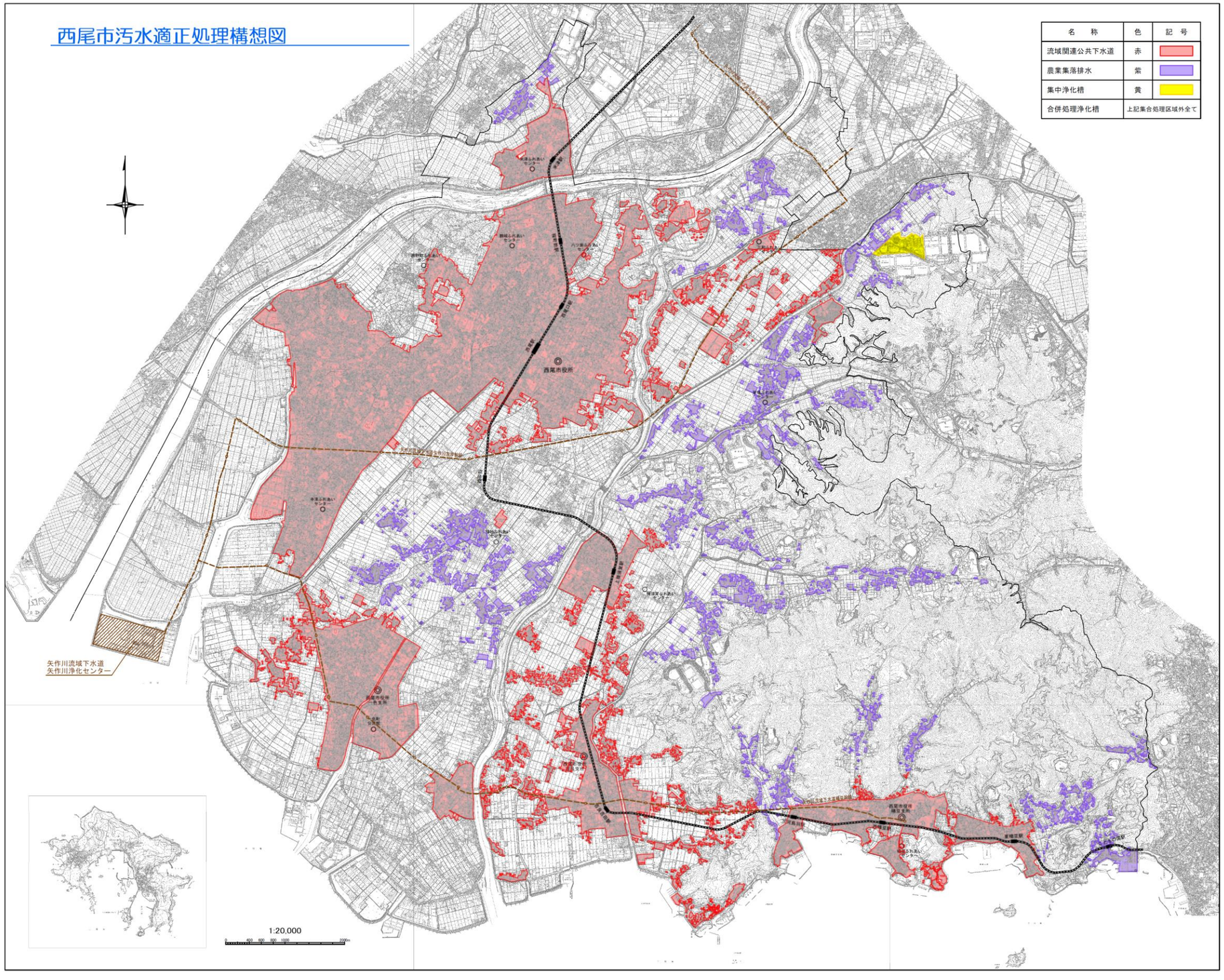

図 4.5.1　汚水適正処理構想図

6. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測結果を表 4.6.1 及び図 4.6.1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥等の処理量は、下水道等の普及により減少するものと予測されます。

表 4.6.1　し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測結果

区分			実績値	予測値		
			令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和8年度
収集人口		人	41,630	40,122	34,090	32,586
	非水洗化人口	人	2,345	2,110	1,170	935
	浄化槽汚泥収集人口	人	39,285	38,012	32,920	31,651
	合併処理浄化槽人口	人	10,255	10,052	9,240	9,040
	農業集落排水人口	人	16,621	16,442	15,726	15,550
	みなし浄化槽人口	人	12,409	11,518	7,954	7,061
し尿・浄化槽汚泥処理量		kL/年	36,874	36,257	30,715	29,334
	し尿処理量	kL/年	2,446	2,199	1,219	974
	浄化槽汚泥処理量	kL/年	34,428	34,059	29,496	28,359

※ 処理量は端数を四捨五入しているため、合計とその内訳の計が一致しない場合があります。

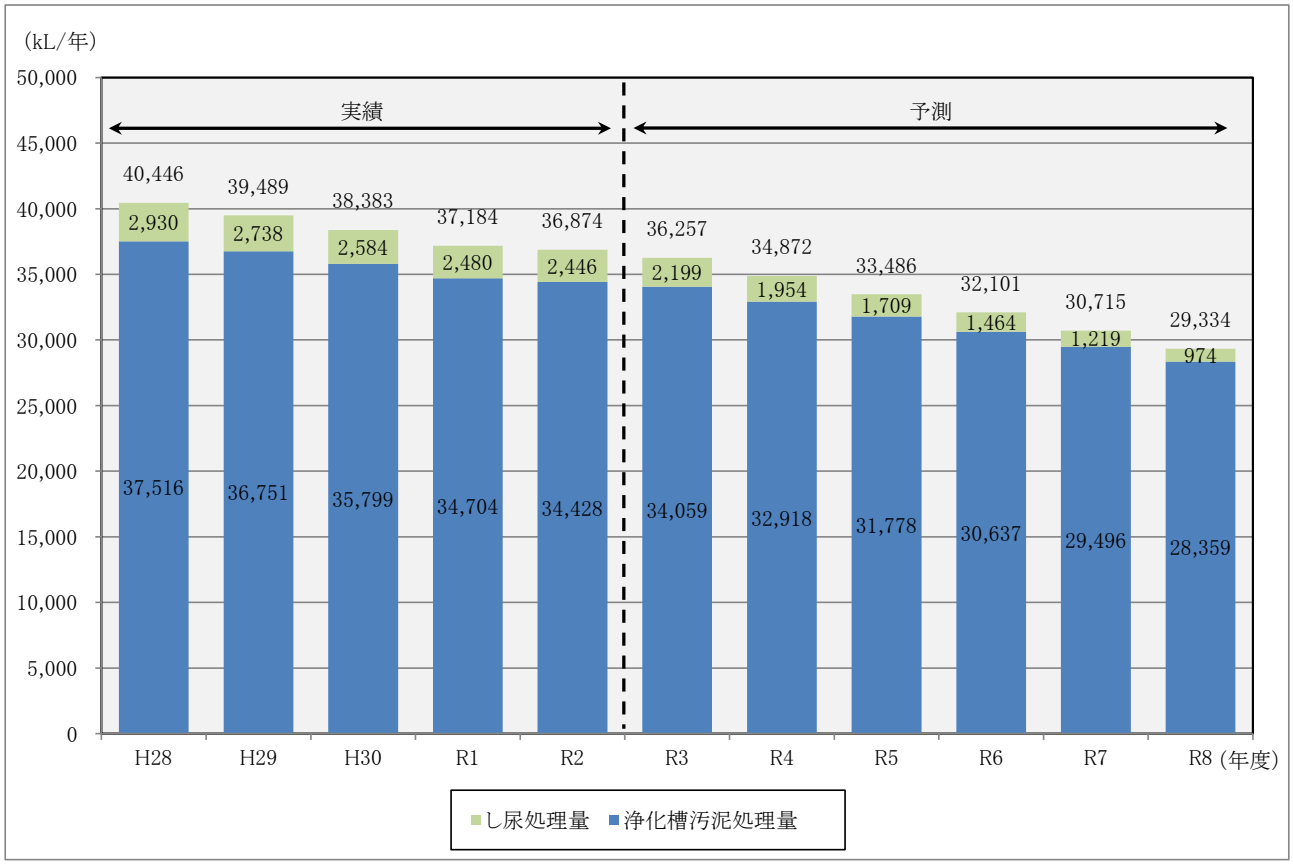

図 4.6.1　し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測結果

7. 発生抑制計画

7.1 発生抑制に関する目標

公共用水域の水質汚濁発生源は、水田、畑などの自然系、工業などの産業系、下水処理場、みなし浄化槽など生活系の 3 つに分けられます。かつては、工場などからの産業排水が主要な水質汚濁源でしたが、排水処理対策が進んできたことから、水質汚濁への影響は、生活排水の影響が主要因に変わってきたため、生活排水に対して発生源対策を講じることにより公共用水域の汚濁負荷を削減することを目標とします。

7.2 発生抑制の方法

公共用水域への水質汚濁の削減を図るため、生活雑排水が未処理で放流されているみなし浄化槽世帯、汲み取り世帯について、公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、浄化槽は、処理機能を正常に維持するために適正な使用、維持管理を行うことが求められるため、使用者に対し県と連携して、啓発及び指導を行います。

8. 施設整備に関する事項

8.1 公共下水道の整備の促進

(1) 公共下水道区域における整備の推進

公共下水道整備計画を推進し、整備計画区域内の人口減少も含め、事業採算性を勘案しながら計画的に整備することを目標とします。

(2) 公共下水道への接続促進

公共下水道の整備地区内におけるし尿汲み取りやみなし浄化槽の世帯については、公共下水道への早期の接続を啓発活動等により促進します。

8.2 農業集落排水への接続の推進

農業集落排水については、接続率の向上を推進します。

8.3 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道の整備が当面見込めない地域及び公共下水道区域外については、浄化槽設置整備事業の促進を図ります。

また、浄化槽の適正な維持管理（法定検査、保守点検及び汚泥引抜）について啓発活動等を実施します。

9. し尿・汚泥処理計画

9.1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に収集・運搬することを基本とし、収集・運搬の効率化、収集量の平準化についても考慮するものとします。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、原則として本市の行政区域のうち公共下水道等の供用区域を除く区域としますが、供用区域内であっても未接続世帯については収集対象とします。

(3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、現行と同様に、バキューム車を用いる方法で行うものとします。

9.2 中間処理施設

(1) 中間処理に関する目標

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等の性状に対応した適正な処理を行うものとします。

(2) 中間処理の方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等を合わせた混合処理を行うものとします。

また、し尿と浄化槽汚泥等の搬入割合の変化に対応し、適正処理を行うものとします。

(3) 処理施設及びその整備計画の概要

現有のし尿処理施設である西尾市浄化センターは、平成21年度に施設改造が行われましたが、供用開始からすでに 27 年が経過しています。引き続き、当該処理施設を利用して処理を行うものとしますが、今後減少していく処理量と施設の老朽化を踏まえ、基幹的設備改良工事による施設の延命化等、施設のあり方について検討を進めます。

10. 生活排水の処理に関するその他の事項

10.1 発生源対策の促進

廃食用油の適正処理や洗剤等の適量使用等といった家庭内でできる発生源対策について、啓発活動や情報提供を行い、促進します。

10.2 市民に対する広報・啓発活動の実施

市は市民が自ら気づき理解して行動していくことができる社会を作ることを基本に、啓発を行います。

(1) 普及活動のイメージ

普及活動のイメージを図 4.10.1 に示します。

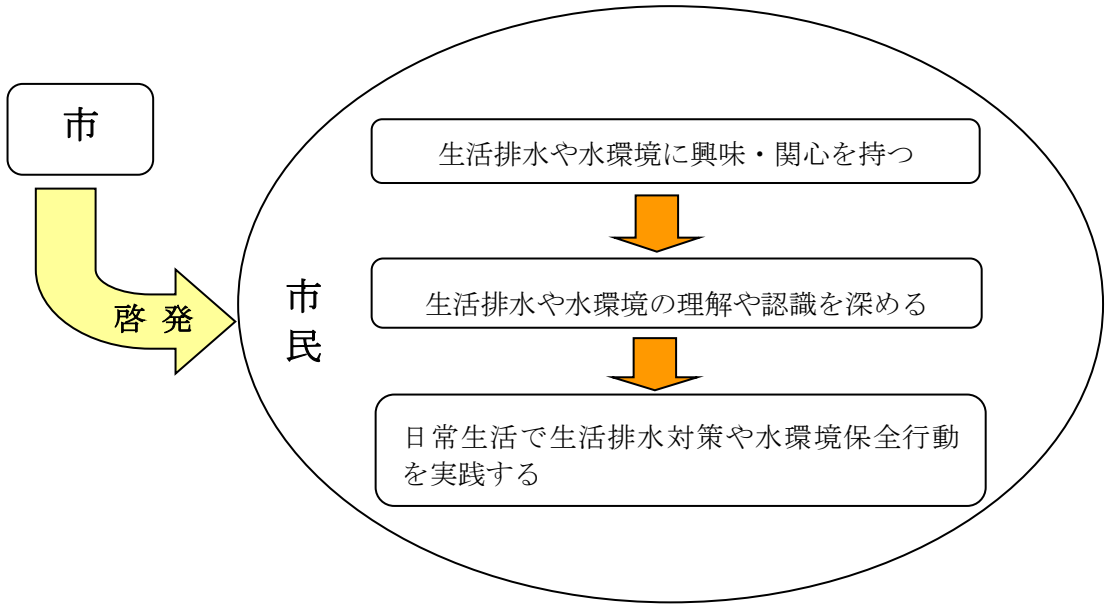

図 4.10.1　啓発活動イメージ

(2) 環境教育・イベントの実施

生活排水対策を含む水環境問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることが必要です。そのため、市民と市がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力し合う仕組みが重要になります。よって、自ら環境について考え行動できる“人づくり”を目指した環境教育について検討します。また、環境に対する意識を高めることを目的としたイベント等についても検討を行います。

10.3 関連計画との整合

生活排水に係る施策の推進については、環境基本計画や汚水適正処理構想等の関連計画との整合を図りながら、市民、事業者、市の協働で進めていくものとします。